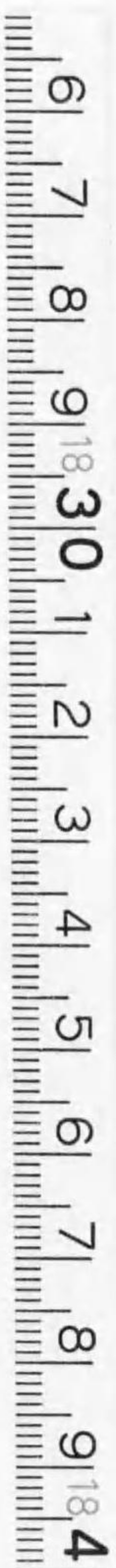


特205

488

營業規定類集

大阪市電氣局電燈部



始



特205  
488



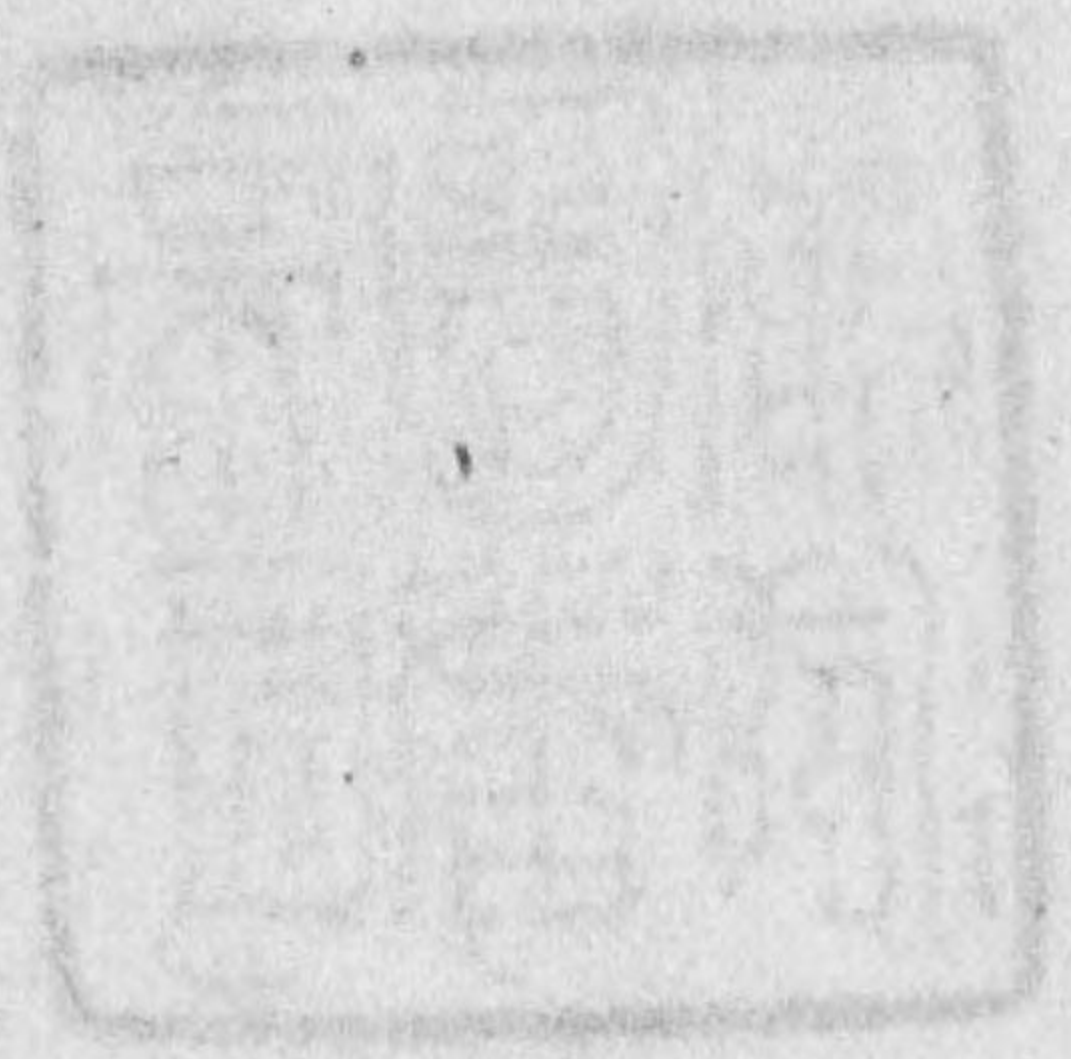
營業  
規定類集

大阪市電氣局電燈部



覽 一 除 加 錄 追

第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	臺	追錄號數
號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	本昭和十六年五月一日現在	內
昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭		容
和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和		現
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年		在
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月		
日現在	日現在	日現在	日現在	日現在	日現在	日現在	日現在	日現在	日現在	日現在		檢加除者印
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	追錄號數
號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	內
昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	容
和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	現
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	在
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
日現在	日現在	日現在	日現在	日現在	日現在	日現在	日現在	日現在	日現在	日現在	日現在	檢加除者印



追 錄 加 除 一 覽

第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	追錄號數
號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	內
昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	容
和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	現
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	在
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	在
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	檢
現	現	現	現	現	現	現	現	現	現	現	現	加
在	在	在	在	在	在	在	在	在	在	在	在	除
												者
												印
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	追錄號數
號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	內
昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	容
和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	現
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	在
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	在
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	檢
現	現	現	現	現	現	現	現	現	現	現	現	加
在	在	在	在	在	在	在	在	在	在	在	在	除
												者
												印

目 次

大 阪 市 電 氣 使 用 條 例

第 一 章	總 則	一
第 二 章	電 燈	五
第 三 章	電 力	三
第 四 章	電 熱	一五
第 五 章	雜 則	一七

大 阪 市 電 氣 使 用 條 例 施 行 細 則

第 一 章	總 則	二
第 二 章	電 氣 機 械 器 具	三
第 三 章	工 事	六
第 四 章	調 定 及 集 金	九

# 第一章 電 燈

## 第一節 條例ノ解釋ニ關スル事項

- 定額供給及従量供給ノ範圍……………三二
- 屋内電氣工作物……………三三
- 設備損料……………三三
- ラヂオ受信機、電氣時計其ノ他之ニ類スルモノ……………三四
- 廣告燈ノ取扱ヲ爲スベキモノ……………三四
- 其ノ他……………三五

## 第二節 工事ニ關スル事項

- 普通工事ト特別工事……………三六
- 特別工事費算定方法……………三七
- 定額供給ヲ従量ニ切替ノ場合外燈用點滅スイッチ取付ニ關スル取扱……………三七
- 需用者所有内線取除……………三七

## 第三節 臨時燈

- 配線工事ヲ要スルモノ……………三六
- 二燈用「クラスト」使用ノモノ……………三六

## ○工 事 費……………三九

## ○共 通 事 項……………三九

## ○特殊扱ヲ爲スモノ……………四一

## 第四節 街路照明燈

## ○取 扱 内 規……………四二

## ○電燈市營十周年記念街路照明燈修繕取扱内規……………四三

## 第五節 電流制限器

- 従量電燈用電流制限器ノ工事費及使用料ニ關スル事項……………四七
- 三「アムペア」電流制限器取付其ノ他ニ關スル事項……………四八
- 電流制限器取付従量需用者ノ臨時容量増加ニ關スル事項……………四九
- 電流制限器取扱内規……………五〇

## 第六節 雜 事 項……………五〇

- 映畫館、映寫場又ハ演舞場等ヘノ出張料……………五〇
- 公營造物ニ對スル特定料金……………五〇
- 公共燈（公共街路燈、橋梁燈、公園燈其ノ他之ニ類スルモノ）ノ保守ニ關スル事項……………五五
- 軒切電燈取扱手續……………五七
- 字電ヨリ供給ノ電燈其ノ他ヲ本市ニ切替送電スル場合ノ取扱……………五八
- 電氣扇料金計算方法……………五九
- 需用者所有電氣扇修繕材料賣價並解體掃除料金……………六〇

## 第二章 電力

○天井用電氣扇及換氣扇ノ取扱ニ關スル件	三
○電氣扇配達、持歸、舟車借入賃ニ關スル事項	四
○従量電熱需用者ノ電氣扇使用ニ關スル件	四
○季節モノ送電證明書處理ニ關スル件	六
○電氣扇ノ取扱ニ關スル件	六
○燈火管制ノ實施ニ伴フ屋外電燈料金取扱ノ件	六
○電力調整令ニ依ル逓信省告示第三千六百八十五號（消費禁止ノ告示）及同第三千六百八十六號（供給禁止ノ告示）ノ實施ニ關スル取扱ノ件	六
○電燈用電力需用等ノ自肅消費節減ニ關スル基準實施ニ依ル取扱ノ件	六
○昭和十六年度電燈新增設屋内配線賣渡工事費等決定ニ關スル件	七
第一節 條例ノ解釋ニ關スル事項	七
○屋内電氣工作物	七
○料金ニ關スル事項	七
第二節 工事ニ關スル事項	七
○普通工事	七
○特別工事	七
○工事費	七
○臨時工事費	七

## 第三章 電熱

○屋内配線取除工事費	七
第三節 雜事項	七
○電動機賣渡價格基準	七
○貸付電動機運搬賃	七
○パイロットランプニ對スル取扱	九
第一節 條例ノ解釋ニ關スル事項	八
○屋内電氣工作物	八
○電氣コタツノ取扱	八
第二節 工事ニ關スル事項	八
○普通工事	八
○特別工事	八
○工事費	八
○屋内配線取除工事費	八
第三節 雜事項	八
○六〇「ワット」定額電氣コタツ送電料	八
○電熱器具修繕材料賣價	八
○局員家庭用電熱規程	八

## 第四章 共通

○局員家庭用電熱取扱	八九
○學校用電熱	八九
○代用計器ノ取扱	九〇
第一節 申込ニ對スル處理ニ關スル事項	九一
○申込調査	九一
○電燈營業所及出張所ニ於ケル處理	九三
○營業係ニ於ケル處理	九四
○中止申込ニ對スル處理	九四
第二節 工事材料ニ關スル事項	九六
○電燈電力工事請負材料品出庫取扱ノ件	九六
○營業所倉庫品取扱要項	九六
○出張所返納物品取扱手續	九九
○コード使用制限ニ關スル件	九九
○電線不足對策ニ關スル件	一〇〇
○資材愛護節約ノ件	一〇三
○資材愛護節約方法調整ニ關スル件	一〇四
○工事施行制限一部解除ニ關スル件	一〇四
○既設貸付配線設備賣渡ニ關スル取扱	一〇四

## 第五章 請負契約

第三節 試験ニ關スル事項	一〇五
○配線検査ニ關スル事項	一〇五
○電氣機械器具試験料適用ニ關スル事項	一〇六
○出張料	一〇九
○電燈營業所及電氣科學館ニ於ケル電氣機械器具ノ試験ニ關スル事項	一〇九
○需用者所有電動機取扱ニ關スル事項	一一三
第四節 賠償金ニ關スル事項	一一三
○配線設備無斷取除賠償金	一一三
○電氣機械器具賠償金	一一三
○賠償金徵收事故分取扱	一一五
○火災ニ起因スル損害賠償ノ取扱ニ關スル事項	一二六
第五節 現収金取扱ニ關スル事項	一二六
○電氣局經理事務規程抜萃	一二六
○電燈部現収金取扱内規	一二〇
第一節 電燈工事請負契約ニ關スル事項	一二三
○契約要項	一二三
○取扱事項	一二七

○請負電氣工事違約金規程……………一元

第二節 電力及電熱工事請負契約ニ關スル事項……………一元

○契約要項……………一元

○取扱事項……………一元

○請負電氣工事違約金規程……………一元

第三節 露店電燈請負契約ニ關スル事項……………一元

○契約要項……………一元

○取扱事項……………一元

○露店電氣工事規程……………一元

○露店電氣工事違約金規程……………一元

第四節 電柱廣告請負契約ニ關スル事項……………一元

○契約要項……………一元

○取扱事項……………一元

第五節 電燈器具納入請負契約ニ關スル事項……………一元

○契約要項……………一元

○取扱事項……………一元

第一節 獎勵金ニ關スル事項……………一元

### 第六章 獎勵金及手當

○電燈勸誘獎勵規程……………一元

○電燈燭光增加及從量切替勸誘獎勵規程……………一元

○電氣扇勸誘獎勵規程……………一元

○電氣扇勸誘獎勵規程施行細則……………一元

○需用者所有電氣扇修繕獎勵規程……………一元

○需用者所有電氣扇修繕獎勵規程取扱内規……………一元

○ラデオ申込取次獎勵規程……………一元

○ラデオ申込取次並獎勵金支給手續……………一元

○白熱瓦斯入電球販賣獎勵金支給規程……………一元

○電球サツク蒐集獎勵金支給規程……………一元

○電力勸誘獎勵規程……………一元

○電熱勸誘獎勵規程……………一元

○電力並電熱勸誘料取扱ニ關スル件……………一元

○受託電氣機械器具材料販賣勸誘料支給規程……………一元

○集金員獎勵金支給規程……………一元

○集金員獎勵金支給規程施行細則……………一元

○檢針獎勵金支給規程……………一元

○電氣工作物檢査獎勵金支給規程……………一元

○工事獎勵金支給規程……………一元



第二節 手當ニ關スル事項……………一八四

○點燈手當支給規程……………一八五

○夜間柱上作業手當支給規程……………一八五

○電燈部柱上作業手當支給規程……………一八六

○料金其ノ他ノ請求洩發見及集金手當支給規程……………一八七

○電流無斷使用發見手當支給規程……………一八七

○ラヂオ受信機容量調査手當支給規程……………一八八

○ラヂオ受信機容量調査手當支給規程施行細則……………一八八

○電氣供給停止手當支給規程……………一九〇

第三節 各種勸誘料獎勵金及諸手當ノ支給手續ニ關スル事項……………一九一

○各種勸誘料獎勵金及諸手當ノ支給手續ニ關スル事項……………一九三

### 第七章 雜事項

○一需用場所ニ於テ計器又ハ電動機ニ箇以上使用ノ場合ニ於ケル取扱……………一九五

○百「ヴォルト」三相三線式送電取扱……………一九五

○不拂中止取扱……………一九六

○カード照合手續……………一九七

○門標打替手續……………一九九

○局用電氣設備取扱規程……………一九九

○電氣科學館委託販賣規程……………二〇〇

○電燈出張所ニ於ケル販賣電球統一ニ關スル件……………二〇三

○現場ナキ需用家カード取扱ニ關スル件(一)……………二〇五

○同 右 (二)……………二〇六

○停電周知取扱方……………二〇七

○積算電力計檢針規程……………二〇八

○電燈部固定財産整理手續……………二一〇

○工事費收入整理方法改正ノ件……………二一四

○日割料金制定ノ件……………二一七

○今次事變出征軍人家族等ニ對スル手數料又ハ工事費特別扱ノ件……………二一八

○大阪市電氣使用條例施行細則ニ依リ電氣機械器具其ノ他ニ附スル徽章及證票ノ件……………二二四

### 附 錄 電氣事業關係法規

○電氣事業法……………二二九

○工場法拔萃……………二三六

○工場法施行令拔萃……………二三六

○工場法施行規則拔萃……………二四〇

○大阪府工場取締規則拔萃……………二四〇

○市街地建築物法拔萃……………二四二

○市街地建築物法施行令抜萃	二四
○電氣計器ノ公差、檢定及檢定手数料ニ關スル件	二四
○電力管理法	二九
○電力管理法施行令	三五
○國家總動員法抜萃	三五
○電力調整令	三五
○電力調整令施行規則	三五
○電力調整令ニ依ル制限ニ關スル告示	三五
遞信省告示第三千六百八十五號(消費禁止ノ規定)	三五
遞信省告示第三千六百八十六號(供給禁止ノ規定)	三五
大阪府告示第五百八十九號(電力調整ニ關スル取扱)	三五
大阪府告示第六百七十二號(電力制限除外ニ關スル取扱)	三六
遞信省告示第三千六百八十七號	三六
遞信省告示第八百二十五號(電燈用電力ノ制限ノ規定)	三六
大阪府告示第二千二十八號(電燈用電力ノ制限ニ關スル取扱)	三六
遞信省告示第二千九百十八號(電力制限ノ規定)	三六
遞信省告示第二千九百五號(電力消費規定需用區分表)	三六
遞信省告示第七十號	三七
遞信省告示第千百十八號	三七

## 大阪市電氣使用條例同施行細則

# 大阪市電氣使用條例

(沿革)

大正一二年八月三十一日市條例第一二號、昭和五年二月一日同第一八號、同十二年二月一日同第二六號改正

## 第一章 總 則

第一條 本市ハ本條例ノ定ムル所ニ依リ電氣ヲ供給ス

第二條 電氣ヲ使用セントスルトキハ市長ノ承認ヲ受クヘシ承認事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第三條 電氣使用ノ權利ハ讓受又ハ相續等ニ依リ之ヲ承繼スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ權利ヲ承繼シタル者ハ遲滞ナク其ノ承繼ノ事實ヲ證明シテ名義變更ノ申出ヲ爲スヘシ

電氣使用ノ權利ヲ承繼シタル者ハ前需用者カ電氣使用ニ關シテ本市ニ對シ有セシ一切ノ權利義務ヲ承繼ス

第四條 電氣ノ供給方法左ノ如シ

臨時	時	定	時	定
	從	定	從	定
	量	額	量	額

定時トハ常時繼續スル需用ニ應スル爲供給スルモノヲ、臨時トハ臨時ノ需用ニ應スル爲供給スルモノヲ謂フ  
 定額トハ燭光又ハ容量ヲ基準トシ使用電氣量ヲ積算セシテ供給スルモノ、從量トハ容量ヲ基準トシ使用電氣量ヲ積



算シテ供給スルモノヲ謂フ

第五條 電氣ノ供給時間左ノ如シ

夜間 日没三十分前ヨリ翌日ノ日出時迄送電スルモノ

晝夜間 晝夜引續キ送電スルモノ

前項ノ夜間供給時間ハ天候ノ都合ニ依リ之ヲ伸長シ晝夜間供給時間ハ毎月二日以内市長ノ定ムル日ニ於テ日出時ヨリ

日没三十分前迄之ヲ中斷スルコトアルヘシ

第六條 供給電氣方式、周波數及電壓ノ標準左ノ如シ但シ特殊ノモノハ此ノ限ニ在ラス

種別	電氣方式	周波數	電壓
電燈用	交流單相二線式	六十「サイクル」	百「ヴォルト」
電力用	交流三相三線式	六十「サイクル」	二百「ヴォルト」
電熱用	交流單相二線式	六十「サイクル」	百「ヴォルト」

第七條 配電線路(變壓器及附屬器具ヲ含ム以下同シ)及引込線ノ施設並維持ハ本市ノ負擔トス

施設地ノ狀況其ノ他ノ原因ニ因リ特殊ノ設備ヲ必要トシ又ハ多額ノ費用ヲ要スルトキハ其ノ工事費ノ一部ヲ需用者ヨリ徵收スルコトアルヘシ此ノ場合ト雖該電氣工作物ハ本市ノ所有トス

第八條 需用場所ニ於ケル電氣工作物ノ施設及維持ハ需用者ノ負擔トス但シ定額電燈ニ在リテハ本市ニ於テ之ヲ施設シ貸付クルコトアルヘシ

前項但書ノ場合ニ於テ特殊ノ設備ヲ必要トシ又ハ多額ノ費用ヲ要スルトキハ其ノ工事費ノ一部ヲ需用者ヨリ徵收スルコトアルヘシ此ノ場合ト雖該電氣工作物ハ本市ノ所有トス

第九條 需用者又ハ利害關係人ノ請求ニ依リ配電線路、引込線又ハ需用場所ニ於ケル本市所有ノ電氣工作物ニ付位置替、取除其ノ他ノ工事ヲ施行スル場合ニ於テハ其ノ工事費ノ全部又ハ一部ヲ請求者ヨリ徵收ス

第十條 需用者其ノ負擔ニ屬スル電氣工作物ヲ施設又ハ變更セントスルトキハ工事着手前其ノ設計及工事方法ニ付市長ノ承認ヲ受クヘシ

第十一條 前條ノ電氣工事竣工ノ場合ハ其ノ使用開始前本市ノ検査ヲ受クヘシ既設ノ電氣工作物ノ使用ヲ開始セントスル場合亦同シ

第十二條 需用者ハ其ノ負擔ニ屬スル電氣工作物ノ施設又ハ變更工事ノ施行ヲ本市ニ委託スルコトヲ得

第十三條 積算電力計ハ本市ノ施設シタル貸付品ノ外使用スルコトヲ得ス但シ市長ニ於テ特殊ノ事由アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 電氣工作物、電氣機械器具及材料ハ、需用者ノ希望ニ依リ之ヲ賣渡スコトアルヘシ

第十五條 引込線及需用場所ニ於ケル本市所有ノ電氣工作物ハ其ノ使用ヲ中止又ハ廢止シタル場合ト雖需用者又ハ利害關係人ヨリ取除ノ請求ナキトキハ其ノ全部又ハ一部ヲ存置スルコトアルヘシ

第十六條 市長必要アリト認ムルトキハ係員ヲシテ電氣工作物、電氣機械器具及材料ヲ検査セシメ又ハ検査ノ爲需用者ヲシテ其ノ電氣機械器具及材料ヲ本市ニ提出セシムルコトアルヘシ

第十七條 市長保安上必要アリト認ムルトキハ需用者ニ對シ其ノ所有ノ電氣工作物ノ修繕、變更、取除又ハ特別施設ヲ爲サシムルコトアルヘシ此ノ場合ニ於ケル工事費ハ需用者ノ負擔トス

第十八條 需用者故意又ハ過失ニ因リ本市ノ電氣工作物若ハ電氣機械器具ヲ毀損滅失シ又ハ本市ニ損害ヲ及ホシタルトキハ市長ノ定ムル所ニ依リ其ノ損害ヲ賠償スヘシ

第十九條 需用者ハ其ノ家族、使用人、同居者等ノ行爲ニ付テハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ本條例ノ適用ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十條 需用者需用場所ニ於ケル電氣工作物ニ異狀又ハ故障アルコトヲ認メタルトキハ直ニ其ノ旨本市ニ通知スヘシ

第二十一條 需用者所有ノ電氣機械器具其ノ他ノ電氣裝置ハ其ノ使用前本市ノ認定ヲ受クヘシ

前項認定ノ爲試験ヲ要スル場合ハ其ノ費用ハ需用者ノ負擔トス但シ電氣用品取締規則ノ適用ヲ受クルモノハ試験ノ爲出張ヲ要スルトキノ外試験ニ要スル費用ハ之ヲ徵收セス

第二十二條 電氣工作物ニ關係ヲ及ホスヘキ物件ヲ新設、増設、變更又ハ修繕セントスルトキハ工事着手前市長ノ承認ヲ受ク

ヘシ

第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ電氣ノ供給ヲ中止スルコトアルヘシ

一 危険ヲ生シ又ハ生セントスル虞アルトキ

二 電氣工作物ニ故障ヲ生シ又ハ生セントスル虞アルトキ

三 電氣工作物ノ修繕其ノ他工事上必要アルトキ

四 天災事變其ノ他不可抗力ニ依ルトキ

五 法令又ハ官廳ノ命令ニ依ルトキ

六 市長公益上必要アリト認ムルトキ

第二十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ電氣ノ供給ヲ停止シ又ハ其ノ使用ノ承認ヲ取消スコトアルヘシ

一 使用料、工事費其ノ他ノ料金又ハ賠償金ノ支拂ヲ延滞シタルトキ

二 濫ニ電氣工作物ノ施設ヲ變更シ又ハ他ノ物件ヲ之ニ接続シタルトキ

三 故ナク本市係員ノ電氣工作物ニ關スル検査若ハ作業ヲ拒ミ又ハ之ヲ妨害シタルトキ

四 故意又ハ過失ニ因リ電氣工作物ヲ毀損シ又ハ滅失セシメタルトキ

五 電氣使用ニ關シ危険又ハ損害ヲ生セシメタルトキ

六 本條例ニ違反シ又ハ本條例ニ基ク指示ニ従ハサルトキ

第二十五條 前二條ノ規定ニ依リ電氣ノ供給ヲ中止シ又ハ停止シ若ハ其ノ使用ノ承認ヲ取消シタル爲需用者ニ於テ損害ヲ受クルコトアルモ本市ハ其ノ責ニ任セス

第二十六條 使用料、工事費其ノ他ノ料金ハ市長ノ定ムル期日ニ之ヲ支拂フヘシ

第二十七條 市長必要アリト認ムルトキハ使用料、工事費其ノ他ノ料金ノ支拂ニ付需用者ヲシテ豫納金ヲ提供セシメ又ハ保證人ヲ立テシムルコトアルヘシ

第二十八條 公益ヲ目的トスル事業ニ電氣ヲ供給スルトキ又ハ市長必要アリト認ムルトキハ本條例ノ規定ニ依ル使用料、工事費其ノ他ノ料金ヲ輕減スルコトヲ得

高壓又ハ特別高壓ニ依リ電氣ヲ供給スルトキ若ハ用途ヲ區別セスシテ多量ノ電氣ヲ供給スルトキハ市長ニ於テ其ノ都度使用料及供給條件ヲ定ムルコトヲ得

## 第二章 電 燈

第二十九條 一需用場所ニ於テ定額供給ニ依ル屋内電燈ハ取付總箇數五箇未滿ニシテ總容量百五十「ワット」未滿ノモノニ限ル但シ市長已ムヲ得サル事由アリト認ムルモノニ在リテハ取付總箇數十箇未滿ニシテ總容量三百「ワット」未滿ノ場

合ニ限り定額供給ニ依ルコトアルヘシ

前項ノ箇數及容量中ニハ使用ノ延期又ハ中止ニ係ルモノヲ含ムモノトシ其ノ容量ハ一箇三十「ワット」ト看做ス

第三十條 一需用場所ニ於ケル電燈ニ付テハ定額供給ト從量供給トヲ併用スルコトヲ得ス但シ門燈、軒燈其ノ他之ニ類スル

モノニシテ市長已ムヲ得サル事由アリト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

從量供給ニ依ルモノハ定額供給ニ變更スルコトヲ得ス

第三十一條 定額電燈ニハ本市ノ負擔ヲ以テ交付スル電球ヲ使用スヘシ但シ特殊ノ場合市長ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十二條 本市ヨリ交付セル電球左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ需用者ノ請求ニ依リ無償ニテ取換ヲ爲スモノトス

一 織條ノ自然ニ切斷シタルトキ

二 光度又ハ光束カ其ノ表示電壓ニ於テ標準光度又ハ標準光束ノ百分ノ八十以下ニ減少シタルトキ

第三十三條 從量電燈ニ使用スル電球ハ需用者ノ負擔トス

第三十四條 定額電燈需用者ハ市長ノ承認ヲ受ケタルトキハ電燈回路ヨリ左ノ電氣機械器具ヲ定額ニテ使用スルコトヲ得此ノ

場合ニ於テハ別段ノ規定ナキ限り電燈ト看做ス

一 電氣扇

二 「ラデオ」受信機、電氣時計其ノ他之ニ類ナルモノ

第三十五條 定額供給ヲ受クル者ハ左ノ電氣使用料ヲ支拂フヘシ

一 電 燈

種 別	一 月 電 氣 使 用 料 (一箇ニ付)		
	夜 間	晝 間	夜 間
八 燭光 (十二「ワット」以下)	四 七 六 錢	同	夜間料金ノ二倍
十六 燭光 (二十「ワット」以下)	五 十 錢	同	
二十五 燭光 (三十「ワット」以下)	六 十 七 錢	同	
四十 燭光 (四十六「ワット」以下)	九 十 錢	同	
五十 燭光 (六十「ワット」以下)	一 圓 五 錢	同	
八十 燭光 (八十「ワット」以下)	一 圓 五 十 五 錢	同	
百 燭光 (百「ワット」以下)	一 圓 七 十 五 錢	同	
百五十 燭光 (百五十「ワット」以下)	二 圓 四 十 五 錢	同	
二百 燭光 (二百「ワット」以下)	三 圓 十 五 錢	同	
二百 燭光 (二百「ワット」)ヲ超ユルモノ	百燭光 (百「ワット」)迄ヲ増ス毎ニ一圓四十錢増	同	

「ネオン」管燈ハ一「ヴォルトアムペア」ヲ一「ワット」ト看做シ前表料金ヲ準用ス

需用者ニ於テ需用場所ニ於ケル電氣工作物ノ施設及維持ヲ負擔スルモノハ前表料金ノ五分引、廣告燈ハ同七分引、私設共同街路燈ハ建設及維持ヲ需用者ニ於テ負擔スルモノニ在リテハ同二割引、本市ニ於テ負擔スルモノニ在リテハ同

二 電 氣 扇

種別	電氣使用料 (一箇=付)		月極	
	一夏期 (夏期三月)	月		
卓上用	三十糶	晝夜間	十圓	五圓
	四十糶	晝夜間	十六圓	二圓五十錢
天井用	百二十五糶以下	晝夜間	二十圓	十圓
		晝夜間	十圓	五圓

前表以外ノモノノ料金ハ前表料金ニ準シ其ノ都度市長之ヲ定ム

三 「ラヂオ」受信機、電氣時計其ノ他之ニ類スルモノ

種別	一月電氣使用料 (一箇=付)	
	晝夜間	夜間
十 「ヴォルトアムペア」以下	三十五錢	二十五錢
二十 「ヴォルトアムペア」以下	五十錢	三十五錢
二十 「ヴォルトアムペア」ヲ超ユルモノ	十「ヴォルトアムペア」 迄ヲ増ス毎ニ二十錢増	十「ヴォルトアムペア」 迄ヲ増ス毎ニ十五錢増

需用者ニ於テ需用場所ニ於ケル電氣工作物ノ施設及維持ヲ負擔スルモノハ前表料金ノ五分引トス

第三十六條 從量供給ヲ受クル者ハ左ノ料金率ニ一月ノ使用電氣量ヲ乗シタル電氣使用料及準備料ヲ支拂フヘシ

電氣使用料

積算電力計容量	使用電氣量	一「キロワット」時ニ付
二十五「アムペア」未滿		九錢六厘
二十五「アムペア」以上		八錢七厘
五十「アムペア」以上		七錢七厘
七十五「アムペア」以上		六錢七厘
百「アムペア」以上		五錢八厘

一「アムペア」當リ一月平均使用電氣量十「キロワット」時ヲ超ユルトキハ其ノ超過電氣量ニ對シ前表單價ヨリ一錢ヲ減スルモノトス

準備料

積算電力計容量	晝夜間	一月準備料
二 「アムペア」迄		五十錢
二 「アムペア」ヲ超ユルモノ	超過	一「アムペア」ニ付 三十錢増

第三十七條 臨時供給ハ定額供給ニ依ル

第三十八條 臨時供給ニシテ三十日以内ニ於テ日數ヲ限定シ供給ヲ受クル者ハ左ノ電氣使用料ヲ遞次ニ加算シ之ヲ支拂フヘシ

臨時ニ燭光又ハ容量ヲ變更スルトキ亦同シ

使用日数	電氣使用料
三日ヲ超ユルモノ	一日ニ付第三十五條定額料金日割ノ四倍
七日ヲ超ユルモノ	超過一日ニ付第三十五條定額料金日割ノ三倍
十五日ヲ超ユルモノ	超過一日ニ付第三十五條定額料金日割ノ五割増

電氣扇ニ在リテハ前表日割八月極料金ノ日割トス

第三十九條 前條ノ需用者三十日ヲ超エテ尙供給ヲ受クル場合ハ其ノ超過日數ニ對シ第三十五條定額料金ノ日割ヲ支拂フヘシ

第四十條 臨時供給ヲ受クル者ニ對シテハ需用者ニ於テ電氣工作物ノ施設及維持ヲ負擔スル場合ト雖第三十五條ノ割引規定ヲ適用セス

第四十一條 第八條第一項但書ノ規定ニ依リ本市ヨリ電氣工作物ノ貸付ヲ受ケタル者ニシテ電氣使用ノ開始ヲ延期シ又ハ使用ヲ中止シタル場合ニ於テハ設備損料トシテ一箇ニ付月額十錢ヲ支拂フヘシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ此ノ限ニ在ラス

- 一 全部ノ使用ヲ中止シタルトキ
- 二 設備損料五月分ヲ一時ニ支拂ヒタルトキ
- 三 市長已ムヲ得サル事由アリト認メタルトキ

第四十二條 定額電燈ヲ低燭光ニ變更セントスル者ハ變更料トシテ一箇ニ付十錢ヲ支拂フヘシ

第四十三條 定額電燈需用者ニ限り電氣「コタツ」ヲ定額ニテ使用スルコトヲ得

前項ノ電氣「コタツ」ヲ使用スル者ハ左ノ電氣使用料ヲ支拂フヘシ

種別	電氣使用料 (一箇ニ付)	
	一月	極
四十「ワット」	晝夜間	一圓二十錢
	夜間	八十錢

前表以外ノモノノ料金ハ前表料金ニ準シ其ノ都度市長之ヲ定ム

第四十四條 従量電燈需用者ハ市長ノ承認ヲ受ケタルトキハ電燈回路ヨリ左ノ電氣機械器具ヲ使用スルコトヲ得

- 一 六百「ワット」(約二分ノ一馬力)以下ノ單相電動機
  - 二 「レントゲン」裝置其ノ他醫療電氣機械器具
  - 三 電氣扇
  - 四 「ラヂオ」受信機、電氣時計
  - 五 電氣「アイロン」、電氣「コタツ」
  - 六 其ノ他之ニ類スル六百「ワット」以下ノ電氣機械器具
- 前項ノ場合ニ於テハ其ノ使用電氣量ハ電燈ニ使用シタルモノト看做ス

- 第四十五條 點滅裝置ヲ施セル電燈ハ従量供給ニ依ル但シ燭別箇數明カナルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 第四十六條 廣告燈(電球ヲ含ム)ノ施設及維持ハ需用者ノ負擔トス
- 第四十七條 電柱廣告燈ハ定額供給トシ二十五燭光以上ニ限ル
- 第四十八條 卓上用三十種電氣扇、四十「ワット」電氣「コタツ」及投光器ハ本市ヨリ貸付タルコトアルヘシ
- 第四十九條 本市ヨリ電氣扇、電氣「コタツ」又ハ投光器ノ貸付ヲ受ケタル者ハ左ノ器具使用料ヲ支拂フヘシ



一 電 氣 扇

種 別	器具使用料 (一箇ニ付)	
	一夏期 (夏期三月)	月
三十種	自動式	五圓
	固定式	四圓
	自動式	四圓五十錢
	固定式	三圓五十錢
		二圓五十錢
		二圓
		二圓二十五錢
		一圓七十五錢

二 電 氣 「コタツ」

種 別	器具使用料 (一箇ニ付)	
	一冬期 (冬期三月)	月
四十「ワット」	一圓	四十錢

三 投 光 器

種 別	器具使用料 (一箇ニ付)	
	四日以下	一日以上三十日未滿ハ一日ニ付
五百「ワット」	一圓二十錢	三十錢
千「ワット」	二圓四十錢	六十錢
		九十圓
		十八圓

第五十條 一夏期又ハ一冬期ノ需用者ハ期間ノ中途ニ於テ中止シタル場合ト雖其ノ電氣使用料及器具使用料ノ全額ヲ支拂フヘシ

一夏期又ハ一冬期ヲ月極ニ、月極ヲ一夏期又ハ一冬期ニ變更シタル場合ハ申込當初ニ週リ月極又ハ一夏期若ハ一冬期使用料ニ依リ計算ス

第五十一條 一夏期又ハ一冬期ヲ月極ニ變更スル場合ハ變更料トシテ一箇ニ付二十錢ヲ支拂フヘシ

第三章 電 力

第五十二條 電力ハ晝夜間從量ニ依リ供給ス但シ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムル場合ニ限り定額供給ニ依ルコトヲ得

第五十三條 從量供給ヲ受クル者ハ左ノ料金率ニ一月ノ使用電氣量ヲ乗シタル電氣使用料及準備料ヲ支拂フヘシ

電 動 機 容 量	使用電氣量「キロワット」時ニ付	一 月 準 備 料
〇・五馬力以下	四錢一厘	一圓五十錢
一馬力以下	四錢	二圓
二馬力以下	四錢	三圓
三馬力以下	四錢	四圓
五馬力以下	四錢	五圓五十錢
七・五馬力以下	三錢九厘	七圓五十錢
十馬力以下	三錢九厘	十圓
十五馬力以下	三錢九厘	十五圓
二十馬力以下	三錢九厘	二十圓

三十馬力以下	三錢八厘	三十圓
五十馬力以下	三錢八厘	五十圓

五十馬力ヲ超ユルモノノ電氣使用料ハ「キロワット」時ニ付三錢八厘以下、準備料ハ一馬力ニ付一月一圓以下ニ於テ其ノ都度市長之ヲ定ム

第五十四條 定額供給ヲ受クル者ハ一馬力ニ付一月十一圓ノ電氣使用料ヲ支拂フヘシ

第五十五條 臨時供給ニシテ三十日以内ニ於テ日數ヲ限定シ供給ヲ受クル者ニ對シテハ定額ニ依ル

前項ノ需用者ハ左ノ電氣使用料ヲ遞次ニ加算シ之ヲ支拂フヘシ

使用日數	電氣使用料
三日迄	一日ニ付前條定額料金日割ノ四倍
三日ヲ超ユルモノ	超過一日ニ付前條定額料金日割ノ三倍
七日ヲ超ユルモノ	超過一日ニ付前條定額料金日割

第五十六條 本市ハ三相誘導電動機及附屬品ヲ貸付クルコトアルヘシ

第五十七條 本市ヨリ電動機及附屬品ノ貸付ヲ受ケタル者ハ左ノ器具使用料ヲ支拂フヘシ

電動機容量	一月器具使用料 (一箇ニ付)
〇・五馬力	一圓八十錢
一馬力	二圓五十錢
二馬力	三圓二十錢

馬力	電氣使用料
三馬力	四圓
五馬力	五圓
七・五馬力	八圓
十馬力	九圓
十五馬力	十二圓
二十馬力	十四圓

二十馬力ヲ超ユルモノノ器具使用料ハ一馬力ニ付一月七十錢以下ニ於テ其ノ都度市長之ヲ定ム

第五十八條 電氣爐、熔接器其ノ他之ニ類スルモノハ電力トシテ供給ス

前項ノ場合ニ於テハ「キロヴォルトアンペア」ヲ一馬力ト看做ス

第五十九條 電力需用者ハ其ノ電力回路ヨリ電燈ヲ使用スルコトヲ得ス但シ特殊ノ場合市長ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

### 第四章 電 熱

第六十條 電熱ハ別段ノ規定ナキ限り晝夜間從量ニ依リ供給ス

第六十一條 一需用場所ニ於ケル電熱ニ付テハ定額供給(電氣「コタツ」)ト從量供給トヲ併用スルコトヲ得ス

第六十二條 從量供給ヲ受クル者ハ左ノ料金率ニ一月ノ使用電氣量ヲ乘シタル電氣使用料ヲ支拂フヘシ

使用電氣量 一「キロワット」時ニ付 四 錢

一月ノ使用電氣量カ左ノ最低使用電氣量ニ達セサル場合又ハ電氣ヲ使用セサル場合ハ前項ノ規定ニ拘ラス左ノ最低使

契約容量	一月最低使用電氣量	一月最低使用料
一 「キロワット」未満	二十五 「キロワット」時	一圓
一 「キロワット」以上	四十 「キロワット」時	一圓六十錢
一・五 「キロワット」以上	六十 「キロワット」時	二圓四十錢
二 「キロワット」以上	八十 「キロワット」時	三圓二十錢
二・五 「キロワット」以上	百 「キロワット」時	四圓
三 「キロワット」以上	百二十 「キロワット」時	四圓八十錢
三・五 「キロワット」以上	百四十 「キロワット」時	五圓六十錢
四 「キロワット」以上	百六十 「キロワット」時	六圓四十錢
四・五 「キロワット」以上	百八十 「キロワット」時	七圓二十錢
五 「キロワット」	二百 「キロワット」時	八圓
五 「キロワット」ヲ超ユルモノ	一「キロワット」迄ヲ増ス毎 ニ四十「キロワット」時増	一「キロワット」迄ヲ増 ス毎ニ 一圓六十錢増

第六十三條 契約容量一・五「キロワット」以上ノ從量電熱需用（季節的需用ヲ除ク）者ハ市長ノ承認ヲ受ケタルトキハ電熱回路ヨリ第四十四條第一項第一號乃至第四號及第六號ノ電氣機械器具ヲ使用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ使用電氣量ハ電熱ニ使用シタルモノト看做ス

第六十四條 第五十九條ノ規定ハ電熱需用者ニ之ヲ準用ス

### 第五章 雜 則

第六十五條 本市ヨリ單相積算電力計ノ貸付ヲ受ケタル者ハ左ノ器具使用料ヲ支拂フヘシ

積算電力計容量	一月器具使用料（一箇ニ付）
二 「アマペア」以下	二 十 錢
三 「アマペア」以下	二 十 五 錢
五 「アマペア」以下	二 十 五 錢
十 「アマペア」以下	二 十 五 錢
十五「アマペア」以下	三 十 錢
二十五「アマペア」以下	四 十 錢
五十「アマペア」以下	五 十 錢
七十五「アマペア」以下	六 十 錢
百 「アマペア」以下	七 十 錢
百 「アマペア」ヲ超ユルモノ	百「アマペア」迄ヲ増ス毎ニ 五 十 錢 増

第六十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ本市ニ於テ電流制限器ヲ取付クルモノトス

一 電燈又ハ電熱需用者ノ希望ニ依ルトキ

二 市長必要アリト認ムルトキ

前項第一號ノ場合取付ニ要スル費用ハ需用者ノ負擔トス

第六十七條 前條第一項第一號ノ場合ニ於テ本市ヨリ電流制限器ノ貸付ヲ受ケタル者ハ左ノ器具使用料ヲ支拂フヘシ

制限器容量	一月器具使用料 (一箇ニ付)
十「アマムベア」以下	十 錢
六・十「アマムベア」以下	三 十 五 錢
百「アマムベア」以下	七 十 五 錢

第六十八條 従量電燈需用者電流制限器ヲ使用スル場合ハ其ノ電氣使用料及準備料ハ制限容量ヲ積算電力計容量ト看做シ之ヲ算定ス

算定ス

第六十九條 従量電熱需用者電流制限器ヲ使用スル場合ハ其ノ最低使用料ハ制限容量ヲ契約容量ト看做シ之ヲ算定ス

第七十條 月額ヲ以テ料金ヲ定メタルモノニシテ其ノ使用日數カ一月ニ滿タサル場合ハ其ノ月ノ料金ハ別段ノ規定ナキ限り日割ヲ以テ計算ス

日割ヲ以テ計算ス

第七十一條 第二十三條ノ規定ニ依リ一日中引續キ四時間以上ニ亘リ供給ヲ中止シタル場合ハ月額料金ノ定メアルモノノ料金ハ其ノ月分ニ限り中止日數ニ對スル日割額ヲ割引ス

ハ其ノ月分ニ限り中止日數ニ對スル日割額ヲ割引ス

第七十二條 第五條第二項後段ノ規定ニ依リ供給時間ヲ中斷シタル場合ハ料金ノ割引ヲ爲サス

第七十三條 日割計算ハ月額料金ニ日割日數ヲ乘シ三十ヲ以テ除スルモノトス

日割料金ノ合算ヲ要スル場合其ノ合算額カ月額料金ノ大ナルモノヲ超ユルトキハ之ヲ月額ニ止ム料金ノ割引額カ其ノ月額料金ヲ超ユルトキ亦同シ

第七十四條 第三十六條、第五十三條及第六十二條ノ規定ニ依ル使用電氣量ノ計算ニ付一月ト稱スルハ積算電力計ノ定期檢針ヨリ次ノ定期檢針ニ至ル期間ヲ謂フ

定期檢針ハ毎月一回市長ノ定ムル定日ニ之ヲ行フモノトス但シ市長ニ於テ已ムヲ得サル事由アリト認ムルトキハ定日ヲ變更スルコトアルヘシ

電氣使用ノ開始、中止又ハ容量變更其ノ他市長必要アリト認ムルトキハ臨時ニ檢針スルモノトス

第七十五條 本市ノ都合ニ依リ檢針日ヲ變更シタル爲前條第一項ノ一月ニ滿タサル場合ハ其ノ月分ノ最低使用電氣量ニ付テハ日割計算ヲ爲スモノトス

日割計算ヲ爲スモノトス

第七十六條 積算電力計ノ故障其ノ他ノ原因ニ因リ使用電氣量ヲ正確ニ算定シ能ハサルトキハ前三月ノ平均使用電氣量ヲ以テ

當月ノ使用電氣量ト看做ス但シ特殊ノ事由アリト認ムルトキ又ハ前三月ノ使用電氣量ノ記録ナキトキハ市長ニ於テ需用場所ニ於ケル設備及使用狀況ヲ斟酌シ當月ノ使用電氣量ヲ定ム

用場所ニ於ケル設備及使用狀況ヲ斟酌シ當月ノ使用電氣量ヲ定ム

第七十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル事實アルコトヲ本市ニ於テ確認シタルトキハ因リテ免レタリト認ムル電氣使用料ヲ徴收ス

一 定額供給ヲ受ケタル者其ノ承認ヲ受ケタル燭光又ハ容量ヲ超エ電氣ヲ使用シタルコト

二 従量供給ヲ受ケタル者其ノ使用電氣量ヲ正確ニ積算セシメサル方法ヲ施シテ電氣ヲ使用シタルコト

三 承認ヲ受ケサル場所若ハ方法ニ於テ電氣ヲ使用シ又ハ中止若ハ停止ニ係ルモノヲ使用シタルコト

四 第五十九條及第六十四條ノ規定ニ違反シタルコト

前項ノ場合ニ於テ其ノ事實アリタル期間不明ナルトキハ六月以内ニ於テ市長之ヲ定ム

第七十八條 前條ノ場合ニ於テハ其ノ電氣使用料ノ三倍ニ相當スル金額(其ノ金額五圓未滿ナルトキハ五圓)以下ノ過料ヲ課スルコトアルヘシ

第七十九條 本條例ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

スルコトアルヘシ

附 則

第八十條 本條例ハ昭和十二年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

第八十一條 本條例施行ノ際現ニ本市ヨリ電氣ノ供給ヲ受ケル者ハ本條例ニ依リ電氣ノ使用ヲ承認セラレタルモノト看做ス

第八十二條 前條ノ需用者ニ對シテハ當分ノ間左ノ通取扱フモノトス

一 第八條ノ規定ノ適用ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

二 第二十九條及第四十五條ノ規定ノ適用ニ關シテハ市長已ムヲ得サル事由アリト認ムル場合ニ限り仍從前ノ例ニ依ル

三 本條例ニ規定ナキ料金ニ付テハ既設ノモノニ限り仍從前ノ例ニ依ル

第八十三條 本條例施行ノ際中止ニ係ルモノノ使用ヲ開始セントスル場合ノ取扱ニ付テハ前條第一號及第二號ノ規定ヲ適用ス

ルモノトス

第八十四條 本條例施行前本市及需用者間ニ於テ特ニ料金其ノ他ノ供給條件ヲ協定シタルモノニ在リテハ其ノ協定ノ條件ニ依ルモノトス

ルモノトス

### 大阪市電氣使用條例施行細則

(沿革)

大正一三年一二月告示第一九五號、同一四年二月同第一四號、同一五年二月同第三一號、同年四月同第七九號、同年一〇月同第二〇五號、昭和二年五月同第一二一號、同三年二月同第三二號、同四年七月同第二〇三號、同五年一二月同第三〇八號、同一二年一二月同第六五三號改正

### 第一章 總 則

第一條 大阪市電氣使用條例(以下條例ト稱ス)第二條ノ規定ニ依リ電氣使用ノ承認ヲ受ケントスルトキハ本市所定ノ様式ニ依リ申込ヲ爲スヘシ

第二條 市長電氣使用ノ承認ヲ爲シタルトキハ一需用場所毎ニ本市所定ノ門標ヲ門口又ハ賭易キ箇所ニ貼付スルモノトス  
需用者本市ニ對シ請求又ハ申込ヲ爲ス場合ニ於テハ前項門標ノ番號ヲ表示スヘシ

第三條 電氣使用ノ中止ヲ爲サントスルトキハ少クトモ二十四時間以前ニ申込ヲ爲スヘシ

第四條 條例第五條第二項ノ規定ニ依リ供給時間ヲ中斷スル場合ハ毎月一日及十五日ニ於テ爲スモノトス但シ需用場所ノ狀況ニ因リ第一及第三日曜日又ハ其ノ他ノ日ニ之ヲ變更スルコトアルヘシ

供給時間ヲ中斷スル場合ニ於テハ豫メ揭示、書面、口頭又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ需用者ニ告知スルモノトス

第五條 條例第二十三條ノ規定ニ依リ電氣ノ供給ヲ中止スルトキハ急遽ノ場合ヲ除クノ外豫メ揭示、書面、口頭又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ需用者ニ告知スルモノトス

- 第六條 條例第二十四條ノ規定ニ依リ電氣ノ供給ヲ停止シ又ハ其ノ使用ノ承認ヲ取消ス場合ニ於テハ豫メ書面又ハ口頭ヲ以テ需用者ニ戒告ヲ爲スモノトス  
電氣ノ供給ヲ停止シタル後需用者ニ於テ停止ニ關スル本市ノ要求事項ヲ履行シタルトキハ停止ヲ解除スルモノトス  
電氣使用ノ承認ヲ取消サレタル者ニ對シテハ其ノ家族、使用人又ハ同居者等ノ名義ヲ以テ使用ノ申込ヲ爲スモ之ヲ承認セス
- 第七條 需用場所ニ於ケル電氣工作物カ火災其ノ他ノ原因ニ因リ毀損シ又ハ滅失シタル爲電氣ノ使用不能トナリタルトキハ其ノ部分ニ對スル電氣ノ使用ハ中止シタルモノト看做ス
- 第八條 前條ノ規定ニ依リ中止ト看做シタル場合及電氣扇又ハ電氣「コタツ」ニシテ契約期間滿了ニ依リ中止シタル場合ハ設備損料ヲ徴收セス
- 第九條 使用料、工事費其ノ他ノ料金ノ收納、電氣工作物ノ試験、検査又ハ積算電力計檢針ノ爲本市ヨリ派出スル集金員、試験員、検査員又ハ檢針員ニ對シテハ別ニ定ムル制服ヲ着用セシメ且ツ證票ヲ携帯セシムルモノトス
- 第十條 使用料其ノ他ノ料金ノ滯納者ニ對スル財産差押ノ爲本市ヨリ派出スル吏員ニ對シテハ別ニ定ムル證票ヲ携帯セシムルモノトス
- 第十一條 需用者ヨリ本市ニ對シテ爲ス請求、申込又ハ通知等ヲ受クヘキ事務所ノ名稱、位置、管轄區域及取扱事項ハ別ニ之ヲ定ム

### 第二章 電氣機械器具

- 第十二條 電球、電動機、電氣扇、電熱器其ノ他ノ電氣機械器具ニシテ本市ヨリ貸付クルモノニハ本市所定ノ徽章ヲ附スルモノトス

- 第十三條 條例第三十一條ノ規定ニ依リ本市ヨリ交付(無償貸付ヲ謂フ)スル電球ハ真空「タングステン」電球(直線織條)トス但シ二十五燭光(三十「ワット」)以上ハ瓦斯入「タングステン」電球(螺旋織條)トスルコトアルヘシ  
前項ノ電球ハ其ノ電壓及燭光(又ハ「ワット」)ヲ表示シタルモノトス
- 第十四條 電動機、電氣扇、電熱器其ノ他ノ電氣機械器具及電氣裝置ハ左ノ規準ニ適合スルモノナルコトヲ要ス但シ特殊ノモノハ此ノ限ニ在ラス

種別	三相電動機	單相電動機、電氣扇、電熱器其ノ他ノ電氣機械器具及電氣裝置
電氣方式	交流三相三線式	交流單相二線式
周波數	六十「サイクル」	六十「サイクル」
電壓	二百「ヴォルト」	百「ヴォルト」
起動裝置	七・五馬力以上ニ備フルコト	

前項ノ電氣機械器具及電氣裝置ハ其ノ名稱、番號、型式、電氣方式、周波數、電壓、電流、回轉數、容量、製造者名等ヲ表示シタルモノナルコトヲ要ス

- 第十五條 條例第八條第一項但書ノ規定ニ依リ本市ニ於テ施設シ貸付クル電氣工作物ノ「コード」ハ長サ一「メートル」トス需用者ニ於テ前項ノ長サヲ超ユルモノ又ハ特殊ノ「コード」ヲ必要トスルトキハ其ノ全長ヲ需用者ノ負擔トス  
「コード」ハ長サ四米ヲ超ユルモノヲ取付クルコトヲ得ス
- 第十六條 條例第二十一條ノ規定ニ依リ、電氣機械器具、其ノ他ノ電氣裝置ニ付本市ノ認定ヲ受ケントスルトキハ其ノ物件ヲ本市ニ提出スヘシ但シ市長已ムヲ得サル事由アリト認ムル場合ニ限り當該需用場所ニ於テ認定ヲ爲スコトアルヘシ
- 第十七條 前條ノ認定ノ爲試驗ヲ要スル場合ハ左ノ試驗料ヲ支拂フヘシ

一 白熱電球 一箇ニ付 一 錢

二 家庭用器具類及配電盤器具類

(イ) ラヂオ受信機、電氣時計、ヴァイヴレーター

(ロ) デスコンネクティングスイッチ、アレスタ、碍子

(ハ) 其ノ他之ニ類スルモノ

一箇ニ付 三十錢

三 電動機及モーターゼネレーター

○・五馬力以下

一箇ニ付 一圓

三馬力以下

同 一圓五十錢

五馬力以下

同 二圓

七・五馬力以下

同 三圓

十馬力以下

同 三圓五十錢

十五馬力以下

同 五圓

二十馬力以下

同 七圓

二十馬力ヲ超ユルモノ

一馬力迄ヲ増ス毎ニ 三十錢増

四 變壓器、熔接器其ノ他之ニ類スルモノ

容量一「キロヴォルトアムペア」ヲ一馬力ト看做シ電動機試驗料ヲ準用ス

五 醫療機器類

レントゲン、ヂアテルミー其ノ他之ニ類スルモノ 一箇ニ付 二圓

六 電氣蓄音機、金錢登錄器、冷蔵庫、整流器其ノ他之ニ類スルモノ

一箇ニ付 一圓

前項以外ノモノノ試驗料ハ其ノ都度之ヲ定ム

第十八條 第十六條但書ノ規定ニ依リ出張ヲ要スル場合ハ試驗料ノ外左ノ出張料ヲ支拂フヘシ

一 電動機、モーターゼネレーター、變壓器、熔接器其ノ他之ニ類スルモノノ場合 一回ニ付 十圓

二 其ノ他ノモノノ場合 一回ニ付 三圓

第十九條 本市ノ認定シタル電氣機械器具其ノ他ノ電氣裝置ニ對シテハ別ニ定ムル徽章又ハ證票ヲ附スルモノトス

第二十條 前條ノ規定ニ依ル徽章又ハ證票ノ離脱、毀損又ハ滅失シタルモノハ再認定ヲ受クヘシ

第二十一條 條例第十八條ノ規定ニ依ル賠償金左ノ如シ

一 電球

種別	賠償		金
	眞	空	
八 燭光 (十「ワット」以下)	二十三錢		五 斯 入
十六 燭光 (二十「ワット」以下)	二十三錢		
二十五 燭光 (三十「ワット」以下)	二十三錢		
四十 燭光 (四十六「ワット」以下)	二十三錢		
五十 燭光 (六十「ワット」以下)	二十三錢		
八十 燭光 (八十「ワット」以下)	七十錢		
百 燭光 (百「ワット」以下)	八十錢		
百五十 燭光 (百五十「ワット」以下)			
二百 燭光 (二百「ワット」以下)	二圓三十錢		九十錢

二百燭光（二百「ワット」）ヲ超ユルモノノ賠償金ハ其ノ都度之ヲ定ム

二 電動機、電氣扇、電熱器其ノ他ノ電氣機械器具及電氣工作物  
 時價又ハ復舊ニ要スル費用ヲ標準トシ其ノ都度之ヲ定ム

前項ノ外本市ニ損害ヲ生セシメタル場合ニ於ケル賠償金ハ其ノ都度之ヲ定ム

### 第三章 工 事

第二十二條 條例第十條ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケントストキハ本市所定ノ様式ニ依ル書類及圖面ヲ提出スベシ

第二十三條 條例第十一條前段ノ規定ニ依リ検査ヲ受ケントストキハ本市所定ノ様式ニ依ル竣工届及圖面ヲ提出スヘシ

第二十四條 條例第十二條ノ規定ニ依リ工事ノ施行ヲ本市ニ委託セントストキハ本市所定ノ様式ニ依リ申込ヲ爲スヘシ

第二十五條 前條ノ申込者ハ本市ノ指定スル期間内ニ工事費見積ニ對スル諾否ヲ申出ツヘシ其ノ申出ナキトキハ工事ノ委託申込ハ之ヲ取消シタルモノト看做ス

申込者ノ希望ニ依リ工事施行後實費徴收ノ方法ニ依ルコトアルヘシ

第二十六條 委託工事ノ變更又ハ取消ニ依リ本市ニ損害ヲ生セシメタル場合ハ申込者之ヲ賠償スヘシ

第二十七條 需用者ニ於テ電氣工事ヲ施行スル場合ハ本市係員ヲシテ指揮監督セシムルコトアルヘシ

第二十八條 條例第八條第一項但書ノ規定ニ依リ本市ニ於テ電氣工作物ヲ施設シ貸付クル場合ハ定額電燈用電氣工作物ノ全部カ本市所有ノ場合ニ限ル

前項電氣工作物ノ施設ニ要スル工事費中本市ノ普通工事費標準額ノ範圍ヲ超ユル部分ハ需用者ノ負擔トス

第二十九條 配電線路、引込線又ハ需用場所ニ於ケル本市所有ノ電氣工作物ニ付新設、位置替、取除其ノ他ノ工事ノ施行ヲ請求セントストキハ本市所定ノ様式ニ依リ申込ヲ爲スヘシ

第三十條 前條ノ請求者ハ左ノ工事費ヲ支拂フヘシ

一 電燈（電氣扇、「ラヂオ」其ノ他之ニ類スルモノヲ含ム）

種 別	引 込			内 線			種 別	工 事 費 (一箇ニ付)
	新 設	位 置 替	取 除	新 設 (臨時)	位 置 替	取 除		
晝 夜 間 定 額	一 圓 五 十 錢						工 事	實 費 ノ 五 割
臨 時	二 圓						工 事	實 費 ノ 五 割
置							工 事	五 十 錢
替							工 事	五 十 錢
取 除							工 事	一 圓
雜 工 事							工 事	實 費 ノ 五 割

### 二 電 力

種 別	引 込			種 別	工 事 費 (一箇ニ付)
	新 設 (臨時)	位 置 替	取 除		
工 事	實 費	實 費	二 圓	工 事	實 費 ノ 五 割

### 三 電 熱



種	別	引		工	事	費	(一箇ニ付)
		位置替	取除				
		一「キロワット」未滿				五	十
		一「キロワット」以上				實費ノ五割	
		一「キロワット」未滿				五	十
		一「キロワット」以上				二	圓

四 地下引込

種	別	工	事	費	(一箇ニ付)
				實費ノ五割	
				實費	
				實費	
				實費	

五 積算電力計

種	別	工	事	費	(一箇ニ付)
				一	圓
				(大容量ニ取替ハ無料)	

六 電流制限器

種	別	工	事	費	(一箇ニ付)
				一	圓
				一	圓
				一	圓

特ニ多額ノ費用ヲ要スルトキ及前各表以外ノ工事費ハ實費以下ニ於テ其ノ都度之ヲ定ム

第四章 調定及集金

第三十一條 定額供給ニ依ル電燈料金其ノ他ノ月額料金ハ需用場所毎ニ毎月一日現在ニ依リテ之ヲ調定ス

月ノ中途ニ於テ使用ヲ開始シタルモノニ對シテハ其ノ月分ノ料金ニ限り其ノ使用開始日ヲ調定日トス

第三十二條 従量供給ニ依ル電氣使用料ハ積算電力計ノ檢針日ニ於テ之ヲ調定ス

第三十三條 積算電力計ノ檢針ヲ爲シタルトキハ其ノ使用電氣量ヲ檢針控票ニ記入シ之ヲ需用者ニ呈示スルモノトス

第三十四條 使用料、工事費其ノ他ノ料金又ハ賠償金ハ需用者ニ請求シタル日ニ於テ之ヲ支拂フヘシ

第三十五條 臨時供給ニ依ル使用料工事費其ノ他ノ料金ハ電氣使用ノ申込ト同時ニ之ヲ支拂フヘシ

第三十六條 試験料及金額ノ定アル工事費ハ試験又ハ工事ノ請求ト同時ニ之ヲ支拂フヘシ

第三十七條 料金調定後ニ於テ料金ヲ増減スヘキ事由生シタルトキハ其ノ金額ヲ計算シ超過額ハ之ヲ還付シ不足額ハ之ヲ追徴ス

第三十八條

承認ヲ得スシテ使用ヲ中止シ又ハ契約燭光若ハ容量ヨリ小ナルモノヲ使用セシ場合ハ料金ノ割戻ハ爲ササルモノトス

トス

第三十九條 使用料、工事費其ノ他ノ料金又ハ賠償金ハ本市集金係員ニ支拂フヘシ但シ市長必要アリト認ムルトキ又ハ需用者ノ申出ニ依リ支障ナシト認ムルトキハ電氣局其ノ事務所又ハ直接本市ニ支拂ハシメ若ハ集金郵便又ハ郵便振替貯金ノ

方法ニ依リ之ヲ支拂ハシムルコトアルヘシ

第四十條 官廳及公署ノ支拂フヘキ使用料、工事費其ノ他ノ料金ニ關スル調定期日及支拂期日ニ付テハ隨時之ヲ定ム

第四十一條 使用料、工事費其ノ他ノ料金又ハ賠償金ニ對シ發行スル領收證ニハ別ニ定ムル電氣事業諸料金領收印及取扱人印ヲ押捺スルモノトス但シ納額告知書及納付書ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

電

燈

# 第一章 電 燈

## 第一節 條例ノ解釋ニ關スル事項

### ●定額供給及從量供給ノ範圍

#### 一、一般原則

- (イ) 一需用場所ニ於テ定額供給ニ依ル屋内電燈ハ取付總筒數五箇未滿ニシテ總容量百五十「ワット」未滿ノモノニ限ル  
條例第二十九條第一項但書ハ原則トシテ適用セス、特ニ已ムヲ得ザル事由アルモノハ上申ノコト(條例第二十九條)
- (ロ) 從量電燈需用者ノ門燈、軒燈其ノ他之ニ類スルモノハ屋内從量電燈回路ヨリ使用セシム、但シ其ノ架空引出線(軒下配線ヲ含マズ)ノ亘長八米ヲ超ユル場合又ハ既設専用引込線ノアル場合ニ限り定額供給ニ依ルコトヲ得(條例第三十條)
- 二、既設需用者ニ對スル取扱 (條例第八十二條 同 第二十九條)
- (イ) 現行條例實施(昭和十二年十二月一日)前ニ於ケル屋内電燈取付總筒數五箇未滿ニシテ總容量百五十「ワット」未滿ノ定額電燈需用者増設又ハ増燭ノタメ五箇又ハ百五十「ワット」以上トナリタル場合及同條例實施前ニ於テ既ニ屋内電燈取付總筒數五箇以上又ハ總容量百五十「ワット」以上ノ定額電燈需用者増設又ハ増燭ヲ爲シタル場合ハ從量ニ切替フルコトヲ得、但シ已ムヲ得ザル事由アリト認ムルモノニ對シテハ當分ノ間十箇未滿ニシテ三百「ワット」未滿迄定額供給ヲ承認シ増設又ハ増燭ノタメ十箇又ハ三百ワット以上トナリタル場合ハ從量ニ切替フルコト
- (ロ) 現行條例實施前ニ於ケル屋内電燈取付總筒數十箇以上又ハ總容量三百「ワット」以上ノ定額電燈需用者増設又ハ増燭

ヲ爲シタルトキハ從量ニ切替フルコト

三、中止分送電ニ對スル取扱

(イ) 定額電燈ノ中止分ニ送電スル場合ハ一需用場所ニ於ケル屋内電燈取付總箇數五箇未滿ニシテ總容量百五十「ワット」未滿ノモノニ限り定額ニテ供給スルコトヲ得、從ツテ、五箇又ハ百五十「ワット」以上ノモノニ送電スル場合ハ從量ニ切替フルコト

(ロ) 從量電燈ノ中止分ニ送電スル場合ハ一需用場所ニ於ケル屋内電燈取付總箇數五箇未滿ニシテ總容量百五十「ワット」未滿ノモノハ已ムヲ得ザル事由アリト認ムル場合ニ限り定額ニテ供給スルコトヲ得  
從量中止分ノ分割ノ場合亦同ジ  
從量供給中ノモノノ分割ノ場合ハ新需用者分ニ限り同一取扱ニ依ルコトヲ得

●屋內電氣工作物

一、一般原則

- (イ) 從量電燈用屋內配線ノ施設及維持ハ需用者ノ負擔トス、現行條例實施後新設セル屋內配線貸付定額電燈ヲ從量ニ切替フル場合ハ同配線ハ需用者ニ買取ラシムルコトヲ要ス、此ノ場合ノ切替工事費ハ需用者ノ負擔トス、依ツテ現行條例實施後新設ノ屋內配線貸付定額需用者「カード」ハ朱線挿入分ヲ使用スルコト(條例第八條)
  - (ロ) 定額電燈用屋內配線ノ施設及維持ハ極力需用者ノ負擔トス、但シ已ムヲ得ザル事由アリト認ムルモノニ對シテハ其ノ全部ガ本市所有ノ場合ニ限り本市ニ於テ之ヲ施設シ貸付クルコトヲ得(條例第八條)施行細則第二十八條
- 二、既設需用者ニ對スル取扱(條例第八十二條)

- (イ) 現行條例實施前ニ於ケル屋內配線貸付從量需用者ヨリ増設ノ申込ミアリタルトキハ既設分ノ買取方ヲ勸誘シ應ゼザル場合ノミ貸付ニ依ル増設ヲ認ムルモノトス
- (ロ) 現行條例實施前ニ於ケル屋內配線貸付定額電燈ヲ從量ニ切替フル場合ハ既設分ノ買取方ヲ勸誘シ應ゼザル場合ノミ貸付ノ儘切替ヲ認ムルモノトス

●設備損料

(條例第四十一條 施行細則第八條)

條例第四十一條ニ規定スル設備損料ノ取扱

- (イ) 同條第一號ノ設備損料無料扱ハ轉宅ノ爲全部ヲ中止シタル場合ニ限ル  
(同居人轉宅中止ノ場合ハ、無料扱セズ)
- (ロ) 同條第二號ノ設備損料無料扱ハ設備損料五月分ヲ一時ニ支拂ヒタル場合ニ限ル  
設備損料五月分支拂濟ノ需用者五月經過前ニ當該電燈ノ中止分送電取除等ヲ爲スモ既納ノ設備損料ハ返戻セズ
- (ハ) 不拂中止需用者ヨリ延滞料金ヲ收納シ送電ニ際シ中止以前ノ状態ニ比シ一部中止ト爲リタル場合ハ、該中止分ニ對シテハ設備損料ヲ徴收ス
- (ニ) 設備損料五月分現收シタルモノニ對シテハ中止證明書、出張所「カード」、計算係「カード」ニ別ニ定ムルゴム印ヲ押捺ノコト、現ニ有料中止中ノモノニ付現收シタル場合ニ於テモ當分ノ間中止證明書ヲ使用シ摘要欄ニ前項ゴム印ヲ捺ノ上送附スルコト
- (ホ) 出張所ニ於テ設備損料五月分ヲ現收シタル場合之レガ仕譯ハ現收金明細書ノ臨時器具損料欄ニ計上スルコト
- (ヘ) 電氣使用ノ開始ヲ延期シタル場合出張所ハ需用者カード及延期證明書ニ設備損料支拂場所ヲ明記スルコト

- (ト) 計算係ハ延期證明書ニ記入ノ設備損料支拂場所ヲ計算「カード」ニ記入シ置キ、領收證發行ニ當リ當該領收證ニ其ノ支拂場所ヲ記入集金ヲ容易ナラシムルコト
- (チ) 全部送電延期分ニ對シ一部使用開始ノ場合別名義人ノトキハ殘餘箇數ハ無料中止ニ振替フルコト

●「ラヂオ」受信機、電氣時計其ノ他之ニ類スルモノ (條例第三十五條第三號)

「ラヂオ」受信機、電氣時計其ノ他之ニ類スルモノ

(イ) 本取扱ヲ爲スモノ

「ラヂオ」受信機、電氣時計、ラヂオレヤー、ヴァイブレーター、オゾネーター、蓄音機、理髮器、小變壓器、其ノ他之ニ類スルモノ

(ロ) 取扱事項

- (1) 小變壓器ヲ使用スル場合ハ配線貸付需用者ト雖モ變壓器以下ノ器具、配線ハ需用者ノ負擔トス
- (2) 變壓器一箇ヲ電燈一箇トシテ處理スルコト
- (3) 單相モーターヲ併用セルモノハ合計容量ヲ基準トシテ料金ヲ算定スルコト

●廣告燈ノ取扱ヲ爲スベキモノ

(條例第四十五條、同第四十六條)

廣告燈ノ取扱ヲ爲スベキモノ

(イ) 屋外ニ取付ケタル點滅燈

(ロ) 屋外ニ取付ケ廣告ノ用ニ供スル不點滅燈(但シ看板燈ヲ除ク)



(ハ) 判定困難ナルモノハ本市ノ認定ニ依ル「註」看 板 燈

自己ノ營業所又ハ事務所ノ内部又ハ外部ニ自己ノ店名、取扱品等ヲ表示スル看板ニ使用スル電燈ヲ謂フ

注意 事項

現行條例實施ニ依リ點滅裝置ヲ施セル電燈ハ燭別箇數明カナルモノヲ除キ從量供給ニ依ルコト、ナリタルガ(條例第四十五條) 既設ノモノニシテ定額供給ニ依リタルモノハ左ノ方法ニ依リ使用料ヲ算定ス

(イ) 十六燭光(又ハ二十「ワット」) 又ハソレ以上ノ燭光(又ハ「ワット」)ノ電球使用ノ場合ハ最大電力ヲ二十「ワット」ニテ除シ十六燭光使用料ヲ適用ス

(ロ) 十六燭光(又ハ二十「ワット」) 未滿ノ電球ノミ使用ノ場合又ハソレ以上ノ燭光(又ハ「ワット」)ノ電球ト混合ノ場合ハ最大電力ヲ十二「ワット」ニテ除シ八燭光使用料ヲ適用ス

(ハ) 前各號ニ依リ計算セル「ワット」ニ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一燈トシテ取扱フモノトス

●其ノ他

一、定額供給ニ依ル組合セ電燈器具ノ取扱

マネキンライト、マネキンサイン、映寫機(臨時供給)、其ノ他之ニ類スル組合セ電燈器具ニシテ料金率ヲ異ニスル二種以上ノモノヲ組合セ一器具トセルモノニ對シテハ左ノ通り取扱フモノトス

(イ) 工事上ノ取扱並設備損料ノ徴收ニ關シテハ之ヲ一箇ト看做スコト  
從量供給ニ依ル場合モ亦同ジ

- (ロ) 電氣使用料ニ關シテハ各種毎ニ夫々ノ料金ヲ適用ノコト
- (ハ) 工事傳票其ノ他諸證明書ハ燭光筒數欄ニ器具ノ名稱(マネキンライト、マネキンサイン等)及筒數ヲ記入シ摘要欄ニ電氣使用料金算定ノ基礎トナルベキ燭光又ハ容量及筒數ヲ記入スルコト
- 二、單相電動機ノ取扱
  - 六百「ワット」(約二分ノ一馬力)以下ノ單相電動機ハ從量電燈回路又ハ契約容量一・五「キロワット」以上ノ從量電熱(季節的需用ヲ除ク)回路ヨリ使用セシムルモノトス、但シ電動機ノ合計容量ガ六百「ワット」ヲ超ユルモノハ電力トシテ供給スルコトヲ得

### 第二節 工事ニ關スル事項

#### ●普通工事ト特別工事

- 一、普通工事
  - 本市所定普通工事費標準額(當該年度工事請負單價)ノ範圍内ニテ施行シ得ルモノ
- 二、特別工事
  - (イ) 金屬管又ハ電纜ヲ必要トスルモノ
  - (ロ) 内線ノ新增設工事ニシテ一燈又ハ一箇當リノ電線亘長八米ヲ超ユルモノ
  - (ハ) 其ノ他特ニ多額ノ費用ヲ要シ普通工事ニ依リ難シト認ムルモノ

#### ●特別工事費算定方法

(條例第二十八條施行細則第二十八條)

- (イ) 賣渡工事費
  - 見積總額又ハ實費總額ヲ徵收ノコト(但シ普通工事費標準ノ範圍内ニテ施行シ得ルモノハ當該年度普通工事請負單價ヲ實費トシ(グロブ並セードハ之ヲ含マズ)之ヲ賣渡普通工事トス)
  - 「註」當該年度ニ於テ賣渡工事費ヲ特定シタルモノハ之ニ依ルモノトス(昭和一六、四、一六 達燈第八號參照)
- (ロ) 貸付工事費
  - 内線ノ新增設工事ハ見積總額又ハ實費總額(グロブ並セードハ之ヲ含マズ)ヨリ、一燈又ハ一箇當リ當該年度ニ於ケル、普通工事ニ對スル本市負擔額(當該年度工事請負單價)ヲ控除シタル金額ヲ徵收ノコト

#### ●定額供給ヲ從量ニ切替ノ場合外燈用點滅スキツチ取付ニ關スル取扱

屋内定額供給ヲ從量供給ニ切替ニ際シ門燈、軒燈其ノ他之ニ類スルモノヲ從量ニ切替フル場合當該外燈用點滅スキツチノ取付希望アルトキハ配線貸付ノ需用者ニ限り器具ハ需用者ノ負擔トスルモ工事費ハ本市負擔ニテ取付ヲ爲スモノトス但シ特ニ多額ノ費用ヲ要スル場合ハ實費ノ五割ヲ徵收スルモノトス

#### ●需用者所有内線取除

- 一、本市ニ於テ取除ヲ爲ス場合
  - 所定工事費一圓徵收(施行細則第三十條)
- 二、需用者ニ於テ取除ヲ爲ス場合

全部取除ヲ爲ス場合ハ、取除着手前條例施行細則第二十二條ニ依ル書類及圖面ヲ、取除後同第二十三條ニ依ル竣工届及圖面ヲ提出セシメ、本市ノ検査ヲ受クルコト

### 第三節 臨時燈

(昭和一三、一、二四)  
電内工第三八號

#### ●配線工事ヲ要スルモノ

- (イ) 四月以内點燈ノモノハ臨時燈扱ヲ爲スコト
- (ロ) 屋外臨時燈ハ別引込ニ依リ施設スルコト
- (ハ) 軒下其ノ他之ニ類スル場所ニ施設スル臨時燈ハ別引込ト爲スコト、但シ屋内電燈ト需用者ヲ一ニスル場合ハ屋内既設受口ヨリ「二燈用クラスター使用ノモノ」ニ準ジ施設スルコトヲ得
- 「註」(ロ)及(ハ)ニ於テ「コード」ニハ第四種絶緣軟銅撚線ヲ、「ソケット」ニハ取付自在「ソケット」ヲ用フルコト、但シ雨露ニ曝露セザルトキハ第三種乙「コード」及防水「ソケット」(コード用)ヲ用フルコトヲ得
- (ニ) 屋内臨時燈ニシテ「クラスター」ニ依リ分岐シ得ザルトキハ別引込ト爲スカ、又ハ既設引込安全器ノ負荷側端子ヲ共用シ臨時燈電線ヲ引出シ分岐スルコト
- 「註」引込安全器ノ端子ヨリ分岐スル場合ハ、既設配線ノ被覆ヲ損ハズ、且分岐線ニ裸部分ノ露出スルトキハ充分テープ捲キヲ施スコト

#### ●二燈用「クラスター」使用ノモノ

- (イ) 屋内臨時燈ハ「クラスター」ニ依リ既設電燈受口ヨリ分岐シ三百「ワット」以下「コード」ノ全長(既設分ヲ含ム)ハ一二米以下ト爲スコト
- (ロ) 「クラスター」ノ使用ハ「ローゼット」一箇ニ付一箇限リトス
- (ハ) 「クラスター」使用ノ臨時燈ノ統計々上ハ臨時燈上欄ニ取付、取除ヲ同時ニ朱記スルコト

#### ●工 事 費

(施行細則第三十條)

- (イ) 普通工事費
  - 内 線 新設 一箇ニ付 二 圓 (變壓器取付取替費用及取除費用ヲ含ム)
  - 引 込 新設 一箇ニ付 二 圓 (取除費用ヲ含ム)
- (ロ) 特別工事費
  - 内 線 見積總額又ハ實費總額ヲ徵收ノコト
  - 引 込 電線ハ六割、其ノ他ノ材料、工賃等ハ全額ヲ算定シ之ニ取除工事費(五十錢)ヲ加算セルモノヲ徵收ノコト

#### ●共 通 事 項

- (イ) 工事費及電氣使用料ハ特殊ノモノ以外ハ、現收ノコト  
依テ送電期間未定ノモノハ、受付クルコトヲ得ザルニ付受付ノ際ハ必ず送電期間ヲ決定セシムルコト
- (ロ) 臨時燈料金算出法

月額料金×日数ニ對スル乗數+30=臨時燈料金

日数ニ對スル乗數

算出乗數	
日數	乗數
30	62.5
29	61.0
28	59.5
27	58.0
26	56.5
25	55.0
24	53.5
23	52.0
22	50.5
21	49.0
20	47.5
19	46.0
18	44.5
17	43.0
16	41.5
15	40.0
14	38.0
13	36.0
12	34.0
11	32.0
10	30.0
9	28.0
8	26.0
7	24.0
6	21.0
5	18.0
4	15.0
3	12.0
2	8.0
1	4.0

(ハ) 定額電燈ヲ臨時ニ燭光變更シタル場合ノ日割料金ニハ變更日数ニ對スル臨時燈料金ヨリ同日数ニ對スル定額電燈日割料金ヲ差引算出スルコト

(ニ) 同一變壓器關係ヨリ多數ノ申込アル場合(誓文拂、年ノ市等)ハ豫メ工事掛ト打合セヲ爲スコト

(ホ) 證明書取扱事項

(一) 臨時燈工事竣工シタルトキハ新增設點燈證明書ヲ作成(「クラスター」使用ノモノハ申込受理ト同時ニ作成ノコト)

シ送電期間、電氣使用料、工事費其ノ他必要事項ヲ明記需用者ノ認印ヲ受ケタル後出張所ニ保管シ置クコト、但シ官廳其ノ他已ムヲ得ザル事情ノタメ現收シ能ハザルモノハ送電後直ニ電燈營業所經由料金課計算係ニ送付スルコト

(2) 送電期間終了取除工事完了シタルトキハ、取除竣工通知書ヲ作成シ豫メ保管セル點燈證明書ト共ニ營業所經由料金課照査係ニ送付スルコト

(3) 送電期間延長ノ申込ヲ受ケタルトキハ更ニ證明書ヲ作成、證明書摘要欄ニ前申込期間及延長日数ヲ洩レナク記入スルコト

(4) 送電期間終了前取除ノ申込ヲ受ケタルトキハ證明書摘要欄ニ前申込期間及變更申込期間並返戻金額ヲ洩レナク記入

スルコト

(5) 點燈期間中ニ於テ燭光變更ノ申込ヲ受ケタルトキハ證明書摘要欄ニ變更後ノ燭光筒數及現收金額ノ差額(低燭變更ノ場合ハ返戻金額ヲ朱記ノコト)ヲ洩レナク記入スルコト

### ●特殊扱ヲナスモノ

大阪逓信局電話工用臨時燈

宇治川電氣株式會社地下線工用臨時燈

水道部作業場臨時燈

日本電力株式會社地下線工用臨時燈

(昭和一二、一二、一六)

(昭和一四、一一、二〇)

#### 一、申込受付及送電手續

(イ) 申込書ハ送電前日迄ニ工事現場監督者ヨリ管轄出張所へ提出セシムルコト

(ロ) 前號申込書ニハ送電場所(配線圖面添付)燈數及燭光數ノ外該工事現場監督者ノ資格氏名ヲ記載ノコト

(ハ) 出張所ハ直ニ工事傳票ヲ作成電燈營業所ニ送附、營業所工事掛ハ送電當日現場ニ出張シ現場監督者ト立會、工事検査ノ上引込線ト接続工事ヲ爲シ、同時ニ工事完了通知書ヲ出張所ニ送附ノコト

(ニ) 出張所ハ工事完了通知書ニ依リ送電ノ上送電證明書ニ監督者ノ認印ヲ受ケ營業所ニ送附ノコト

(ホ) 營業所ハ他ノ諸證明ト共ニ料金課計算係ニ送附ノコト

(ヘ) 急ヲ要スル場合又ハ工事掛ニ於テ工事遅延ノ場合ハ便宜出張所ニテ引込線トノ接続ヲ爲シ其ノ旨工事掛ニ通知、工事掛ハ所定ノ検査ヲ爲スコト

(ト) 撤去ノ場合モ右ニ準シ施行スルコト



二、注意事項

- (イ) 本市ハ引込線接続工事ノミ施行
- (ロ) 接続工事費ハ本市ノ負擔、電氣使用料ハ條例所定料金ヲ徴收ノコト
- (ハ) 電球ハ需用者ニ於テ負擔スルコト
- (ニ) 工事材料ハ左ノ各號ニ適合スルモノヲ使用セシムルコト
  - 1、電線ハ第四種絶縁電線又ハ夫レ以上ノ效力ヲ有スルモノ
  - 2、「コード」ハ七本以上ノ撚線ヨリ成ル〇・九平方耗以上ノ軟銅線ニシテ第四種絶縁電線相當以上ノ效力ヲ有スルモノ
  - 3、「ソケット」ハ絶縁性ノ耐熱、耐水性ノモノ

第四節 街路照明燈

●取扱内規

(昭和八、二、九 警第一二號)

- 一、本取扱ハ本市土木部ニ於テ決定セル道路占用工作物工事執行規程第十三條ノ規定ニ準據シ施設セルモノニ適用ス  
本内規實施ノ際現ニ街路照明燈トシテ特別ノ取扱ヲ爲セルモノハ道路占用工作物工事執行規程第十三條ノ規定ニ準據シ施設セルモノト看做ス
- 二、街路照明燈ノ施設及維持ハ需用者ノ負擔トス、(電燈市營十周年記念街路照明燈ヲ除ク)但シ燈柱建設ニ要スル費用ノ中道路復舊工事費(砂利道ト雖モ之ヲ要ス)ハ地下引込線工事ト同時ニ施工スル場合ニ限り其ノ半額ヲ電氣局ニ於テ負擔ス
- 三、地下引込線新設工事ノ場合ハ其ノ工事費總額ノ中半額ハ申込者ノ負擔トス

- 四、定額供給ノ場合ハ電球ハ全部電氣局ニ於テ負擔シ破損セル場合ト雖モ無料取替ヲ爲ス
- 五、點灯証明書ニハ代表者ノ住所及氏名街路照明燈所在地及何燈用何基其ノ他必要事項ヲ記入スルコト
- 六、燈柱建設ノタメ掘鑿セル道路復舊費ハ土木部ニ於テ直接申込者ヨリ之ヲ徴收ス、但シ地下線工事ト同時ニ施工セル場合ハ地下引込線工事費ト合算、電氣局ニ於テ徴收ス
- 七、燈柱ノ製作道路占用出願其ノ他照明燈建設ニ必要ナル手續ハ關係々所ニ於テ斡旋シ可及的中込者ノ便宜ヲ圖ルモノトス
- 八、本取扱ニ規定セザル事項ハ一般電燈ト同一扱ニ依ル

「註」 道路占用願型式

一、場所	
二、基数	
三、面積	總面積 平方米(一本面積 平方米)
四、目的	街路照明燈建設
五、期間	御許可ノ日ヨリ五ケ年間

前記ノ通り占用致度尤モ御許可ノ上ハ御規則等堅ク遵守可致ニ付テハ使用料金ハ特ニ無料ニテ御許可相成度此段及御願候也

昭和 年 月 日

願 人

大阪市長

殿

備 考

(イ) 道路占用願ノ面積欄ハ總テ「米」ヲ以テ表示シ總本數ニ對スル占用面積ヲ上部ニ又一本當リ占用面積ヲ其ノ下部括弧

内ニ記入スルモノトス

- (五) 占用面積トハ單ニ地表ノ占用面積ニシテ、基礎工事ノ所要面積ニ關係ナキモノトス
- (六) 添付圖面ニハ(一)町名(隣接町名共)(二)圖面ノ方向(三)實測セル建設場所及燈柱相互ノ距離(四)燈柱ノ構造(五)占用面積其ノ他必要事項ヲ記入スルモノトス

「註」 大阪市道路占用工作物工事執行規程第十三條ノ規定ニ依ル街燈建設標準 (昭和一一、四、一) 告示 第二三三號

- 一、本標準ニ於テ街燈ト稱スルハ町會等ノ團體カ其ノ區域内ノ街路ヲ照明スル爲施設スルモノヲ謂フ
- 二、街燈ハ都市美ヲ損セス且交通ニ支障ヲ生セシメサル様建設スヘシ
- 三、燈柱ハ金屬又ハ鐵筋「コンクリート」製トシ構造堅牢、體裁優美ノモノナルヘシ
- 但シ住宅街路、工場街路及幅員八米未滿ノ街路ニ在リテハ木柱ヲ使用スルコトヲ得
- 四、燈柱ニハ一柱ニ一燈ヲ設ケ百「ワット」以上ノ電燈ヲ點スヘシ但シ二燈以上ヲ設クルトキハ一燈當リ五十「ワット」以上ト爲スヘシ
- 五、街路ヲ横斷スル「アーチ」型ノ街燈ハ設置スルコトヲ得ス
- 六、電燈ノ配線ハ地中線式トスヘシ但シ住宅街路及幅員八米未滿ノ街路ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス
- 七、燈器ハ路面照度ヲ均等ナラシメ且過度ノ眩輝ヲ感セシメサル種類ノモノトスヘシ
- 八、街燈ノ施設ニハ燈柱ニ町會等ノ團體名ヲ標示スルノ外廣告其ノ他ノ事項ヲ標示スルコトヲ得ス
- 九、燈柱ハ輕易ナル裝置ノ支持柱ニ兼用スルモノノ外他ノ支持柱ニ之ヲ兼用スルコトヲ得ス
- 十、街燈ハ街路ノ長ニ沿ヒ配列スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ形狀、色彩及間隔ハ成ルベク一様ナラシムヘシ
- 十一、間隔及光源ノ高ハ別表標準ニ依ル但シ廣場又ハ橋梁ニ施設スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

十二、燈柱ノ最大直徑ハ〇・三米以下、臺金物ノ最大直徑ハ〇・六米以下トスヘシ

燈柱ニ袴腰ヲ附加スルトキハ其ノ高路面上一米以下トシ其ノ最大直徑ハ〇・四米以下ト爲スヘシ

十三、燈柱ノ側方ニ燈器ヲ突出セシメ又ハ腕ヲ設クル場合ニ於テハ其ノ裝置ハ下端ヲ路面ヨリ四・五米以下トシ出幅ヲ光源ノ高ノ二割以内ニ止ムヘシ但シ一・四米ヲ超ユルコトヲ得ス

燈柱ノ側方宅地寄ニ燈器ヲ突出セシメ又ハ腕ヲ設クル場合ニ於テハ柱頭ニ體裁良キ點燈設備ヲ施スヘシ

十四、歩車道ノ區別アル街路ニ燈柱ヲ建設スルトキハ左ノ各號ニ依ルヘシ

(イ) 幅員三米以上ノ歩道ニアリテハ歩道緣石ノ車道寄ヨリ燈柱ノ最近側迄〇・三米ノ間隔ヲ存セシムルコト

(ロ) 幅員三米未滿ノ歩道ニ在リテハ歩道緣石ニ接セシムルコト

十五、歩車道ノ區別ナキ街路ニ燈柱ヲ建設スルトキハ左ノ各號ニ依ル

(イ) 側溝アル場合ニ於テハ其ノ緣石ニ接セシムルコト

(ロ) 側溝ナキ場合ニ於テハ路端緣石ニ接セシメ側溝ヲ設クヘキ箇所ニ在リテハ路端ヨリ燈柱ノ最近側迄〇・四五米ノ間隔ヲ存セシムルコト

十六、街路ノ曲角部及横斷歩道ト歩道トノ接續部ニ於テハ燈柱ヲ建設スルコトヲ得ス

十七、河川ニ沿ヒ燈柱ヲ建設スルトキハ護岸ヲ損セサル範圍ニ於テ之ニ接セシムヘシ

十八、街路樹ノ存スル附近ニ燈柱ヲ建設スルトキハ街路樹トノ間隔二米以上ヲ存セシムヘシ

十九、幅員六米以下ノ街路ニ於テ路上占用工作物ノ對側ニ燈柱ヲ建設スルトキハ當該工作物ノ對側中心點ヨリ六米以上偏倚シ

テ建設スヘシ

二十、街燈ノ維持修繕ハ設置者ノ負擔トス

市長ノ命アルトキハ設置者ハ直ニ街燈ノ修繕ヲ爲スヘシ

別表

燈柱間隔及光源高ノ標準

街路幅員	街路ノ同一側ニ於ケル燈柱間隔	光源高
三〇米以上	二〇米以上	六米以上
二二米以上	二〇米以上	六米以上
一八米以上	二〇米以上	六米以上
一一米以上	一八米以上	五米以上
八米以上	一八米以上	四・五米以上
六米以上	一五米以上	四・五米以上

●電燈市營十周年記念街路照明燈修繕取扱内規 (昭和一三、六、二五)

- 一、本市街路照明燈ノ破損ヲ發見シ又ハ破損ノ通知ヲ受ケタルトキハ受持出張所ハ直ニ現場ニ出張調査ノ上破損者ノ判明セルモノハ遲滯ナク「破損證明書」ヲ提出セシメ左記要項記入、報告書添付、電燈營業所長宛報告スルモノトス
- 一、建設場所 二、代表者名 三、燈柱形狀 四、事故發生年月日及時刻 五、破損者住所氏名、電話番号等 六、破損原因 七、破損箇所、補修ヲ要スル部分品名及數量
- 二、破損報告ヲ受ケタル電燈營業所ハ破損者ヲシテ相當賠償金(單價契約ニヨル金額)ヲ納付セシムル爲、電燈部長宛賠償金收入上申書ヲ營業係宛送附シ局長決裁後納付セシムルモノトス、同時ニ請負者ニ破損箇所(自然破損ヲ含ム)ヲ通知施工ヲ命シ、破損報告書ハ物品取扱主任ニ手交スルモノトス

- 三、破損燈柱ノ内建替、塗替其他工事上必要ト認ムルモノニ付テハ請負者ハ營業所工事掛員立會ノ下ニ其ノ指示ニ從ヒ修繕ヲ完了スルモノトス、但シ輕微ナル修繕ハ受持出張所員立會ヒ施工スルモノトス
- 四、請負者破損箇所ノ工事ヲ完了シタルトキハ直ニ工事了報告書二通ニ立會ヒ検査員ノ證明ヲ受ケ當該電燈營業所物品取扱主任ニ提出スルモノトス
- 五、物品取扱主任ハ電燈市營十周年記念街路照明燈單價契約工事明細書二通ヲ作成ノ上請負者ヨリ提出セル工事了報告書ヲ添付庶務課計理係ニ送附スルモノトス
- 六、庶務課計理係工事了報告書ヲ受理シタルトキハ直ニ請負者ヲシテ工事代金請求書ヲ提出セシムルモノトス
- 七、賠償ノ必要ナキ自然破損(原因不明ヲ含ム)ノモノニ付テモ前各項ニ依リ手續ヲナシ尙破損原因ヲ調査シ營業係ニ報告スルモノトス
- 八、請負者ハ修理及建替ニヨル破損不用材料ヲ庶務課計理係經由用品課倉庫係返納倉庫ニ搬入スルモノトス

第五節 電流制限器

●從量電燈用電流制限器ノ工事費及使用料ニ關スル事項 (昭和一〇、一〇、二八) (營第一〇〇〇號)

從量電燈需用者ニ取付クル電流制限器ニ關シテハ左記ニ依リ取扱フモノトス

記

- 一、電流制限器ヲ二・三・五・一〇・一五・二五・五〇・七五・又ハ一〇〇「アムペア」(條例所定計器容量)ニ調整シ取付クルトキハ假令需用者ノ希望ニヨリ取付クルモノト雖モ電流制限器ハ本市ニ於テ必要ト認メ取付クルモノト看做シ之レ

ガ取付、取除工事費並制限器使用料ハ之ヲ徴收セス

二、二・三・五・一〇・一五・二五・五〇・七五・又ハ一〇〇「アマペア」ニ調整セル制限器ヲ需用者ノ申込ニヨリ夫レ以外ノ容量ニ調整變更ヲ爲ス場合ハ、制限器ヲ新ニ取付ケタルモノト看做シ、電流制限器ノ取付、取除工事費及使用料ハ之ヲ徴收スルモノトス

●「アマペア」電流制限器取付其ノ他ニ關スル事項 (昭和八、四、二六) 營 第 三 八 號

三「アマペア」從量電燈需用者ニ取付クル電流制限器ニ關シテハ左記ニ依リ取扱フモノトス

記

- 一、新設、切替、中止、中止分送電及取除ノ場合ハ別ニ工事傳票ヲ發行スルコトナク當該工事傳票ニ依リ電流制限器ノ取付又ハ取除工事ヲ爲スコト (此ノ場合營業所ニ於テ工事傳票ニ制限器取付、取除ノゴム印ヲ押捺スルコト)
- 二、中止分送電ノ場合ハ、出張所ニ於テ現場ヲ調査シ制限器取付施設ノ有無ヲ工事傳票ニ記入スルコト
- 三、制限器取付ニ必要ナル施設ハ新設並切替ノ場合ハ工商商會ニ施行セシメ中止分送電ノ場合ハ直營ニテ施行スルコト前項ノ場合商會ニテ施行セシムル工事ニ對シテハ別ニ工賃ノ支拂ヲ爲サザルコト
- 四、工事完了通知書及諸證明書ニハ左記様式ノゴム印ヲ押捺シ且ツ所要事項ヲ記入スルコト

電流制限器容量變更	
( ) AP.ヲ	
( ) AP.ニ	
年 月 日	

制 限 器	
取付	取除
AP.	
先方品	貸付品
無料	有料
年 月 日	

- 五、當該電流制限器ノ取除ハ之ヲ無料トシ容量變更ハ有料 (取替工事費適用) ト爲スコト
- 二「アマペア」制限器ニ付テハ右ニ準ジ取扱フモノトス

●電流制限器取付從量需用者ノ臨時容量増加ニ關スル事項 (昭和一〇、四、二三) 營 第 五 二 號

電流制限器取付從量需用者ニシテ臨時ニ其ノ制限容量ヲ超エ使用スル場合ハ左記ニ依リ取扱フモノトス

記

- 一、電流制限器ニ依ル制限容量ノ變更ヲ認メズ計器容量ヲ以テ契約容量トシ電流制限器ハ「シヨートカバー」ヲ附シ取除ヲナサズ
- 有料貸付電流制限器ノ貸付料ハ本取扱ト同時ニ徴收ヲ停止ノコト
- 二、原容量ニ復歸ノ場合ハ原計器ノ儘取替ヲ要セザル場合ト雖モ計器取替料ヲ徴收シ電流制限器ハ「シヨートカバー」ヲ普通「カバー」ニ取替ヲナス
- 有料貸付電流制限器ノ貸付料ハ復歸ノ日ヨリ再ビ徴收ス
- 三、原容量以外ノ容量ニ低下シタル場合ニ於テモ同様ニ計器取替料ヲ徴シ更ニ之ガ爲電流制限器ノ取替ヲ要スルモノハ之ガ取替料ヲ徴收ス
- 四、本取扱ニ關シ「シヨートカバー」ヲ附シタルトキハ電流制限器ハ便宜取除キタルモノト看做シ諸證明書ニハ制限器取除ノゴム印ヲ押捺シ從來通り取扱フモノトス
- 五、「シヨートカバー」ヲ取除キタルトキハ前項ニ準ジ取扱フモノトス

## ●電流制限器取扱内規

(昭和八、八、一八)  
電内工 第五六號

五〇

第一條 電流制限器ハ丁寧ニ取扱ヒ衝撃震動等ヲ與ヘザルヤウ注意スベシ

第二條 電流制限器ノ取付取除取替及調整ハ電燈營業所工事掛ニ於テ行フモノトス

第三條 電流制限器ノ保管整理ハ統制物資係ニ於テナシ、電燈營業所ハ「電流制限器請求兼受領票」又ハ「電流制限器返納票」ニ依リ同係ヨリ受入レ又ハ同係ヘ返納スルモノトス

第四條 電流制限器ハ左ノ需用家ニ之ヲ取付クルモノトス

- 一、夜間定額電燈需用家
- 二、三「アムペア」従量電燈需用家ニシテ代用計器ヲ使用セル場合
- 三、電流制限器ノ取付ヲ希望スル電燈又ハ電熱需用家
- 四、其ノ他本市ニ於テ取付ノ必要アリト認メタル需用家

第五條 電流制限器ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ取付クルモノトス

- 一、電 燈 回 路 乙種自動復歸式  
當分ノ内一〇「アムペア」ヲ超ユルモノハ此ノ制限ニヨラザルコトヲ得
- 二、電燈以外ノ回路 甲種手動復歸式  
當分ノ内一〇「アムペア」以下ノモノハ此ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

本條ニ於テ乙種ト稱スルハ遮斷前警告ヲナスモノ、甲種ト稱スルハ警告ヲナサザルモノトス

第六條 電流制限器ハ電燈用ニアリテハ制限容量ノ一割、電熱用ニアリテハ同一割五分ノ超過ニ於テ動作スルヤウ調整スルモノトス

但シ制限容量〇・八「アムペア」以下ノ場合ニ在リテハ八「ワット」ノ超過ニ於テ動作スルヤウ調整スルモノトス

第七條 電流制限器ノ調整部分ハ調整完了ト同時ニ封印ヲナシ、且ツ其ノ制限容量ヲ明確ナラシムル爲、別紙甲圖ニ示ス制限表示票ヲ銘板ニ近ク貼付スルモノトス

第八條 電流制限器ノ取付、取除、取替又ハ調整ヲナサントスルトキハ電燈營業所又ハ同出張所ハ所要事項ヲ記入シタル雜工事傳票ヲ發行スルモノトス、但シ内線ノ新設切替取除等ノ工事ト同時ニ施行スル場合ハ當該傳票ノ備考欄ニ次記ノ「ム」印ヲ押捺シテ兼用スルモノトス



第九條 電流制限器ハ引込口ニ於テ引込開閉器ノ電源側ニ別紙乙圖ニ示ス如ク、且ツ動作電流通過部分ガ必ず非接地側ニアルヤウ取付ケ器體ハ傾斜セザル様固定スベシ

第十條 電流制限器取付ニ必要ナル費用ハ第四條第三號ノ場合ハ需用者ノ負擔トシ其ノ他ノ場合ニハ本市ノ負擔トス、但シ先方布線需用家ニ於テ引込口ヲ施工スル場合ハ同時ニ制限器取付ニ必要ナル設備ヲナシムルモノトス、需用家持子ノ電流制限器ハ本市ノ試験ニ合格セルモノニ限り之ヲ認ムルモノトス

第十一條 電流制限器ヲ従量需用家ニ取付ケタル場合ハ電燈營業所工事掛ハ同時ニ計器ノ臨時檢針ヲナスモノトス

第十二條 電流制限器ハ其ノ需用家ノ需要全部中止ノ場合ハ之ヲ取除ケスルモノトス

第十三條 電流制限器ノ工事又ハ調整ヲ完了シタルトキハ電燈營業所工事掛ハ工事完了通知書ヲ作製シ出張所ニ送附スルモノトス

出張所ハ之ニ依リテ需用家「カード」ノ手入ヲナスモノトシ右ノ工事完了通知書ハ出張所之ヲ保管ス

第十四條 電流制限器取付需用家ヨリ臨時増燭ノ申込ヲ受付ケタル場合出張所ハ電流制限器ノ端子函ヲ臨時燭燵用端子函ニ取替ヘ工所用「ペンチ」ニテ鉛封印ヲナシタル後其ノ旨電燈營業所ニ通知スルモノトス

第十五條 電流制限器取付後ノ保管整理ハ電燈營業所ニ於テナスモノトシ同所工事掛ハ電流制限器「カード」ヲ作製シ之ヲ町名別ニ整理シ異動變更等アル毎ニ手入ヲナスモノトス

第十六條 電流制限器ハ取付後毎年一回電燈營業所工事掛ニ於テ之ガ機能其ノ他ノ検査ヲ行フモノトス

第十七條 電流制限器ノ故障其ノ他ノ事故ハ凡テ現品返納ノ都度電燈營業所工事掛ヨリ統制物資係ニ報告スルモノトス

第十八條 電流制限器關係ノ諸證憑書類ニハ電燈營業所及出張所ニ於テ左記様式ノ「ゴム」印ヲ押捺シ所事項ヲ記入スルモノトス

電 流 制 限 器	
甲、乙、別	調 整
取付場所	現 在
容 量	燭 數
整理番號	

制 限 器			
先 方 品	取 付	取 除	貸 付 品 無 料 有 料
	AMP.		
年 月 日			

不要ノ箇所ハ消スコト

電流制限器容量變更	
( ) AMP.ヲ	
( ) AMP.ニ	
年 月 日	

( )ハ先方品、貸付品ノ別

第十九條 電流制限器賣渡ノ必要ヲ生ジタルトキハ電燈營業所ハ第三條ニ依リテ受入レタルモノノ中ヨリ充當シ財產賣却ノ手續ヲトルモノトス

第二十條 電燈營業所ニ於ケル電流制限器ノ異動ハ毎月二十日(三月ハ三十一日)ヲ以テ締切り三日以内ニ統制物資係ニ報告スルモノトス



圖 乙

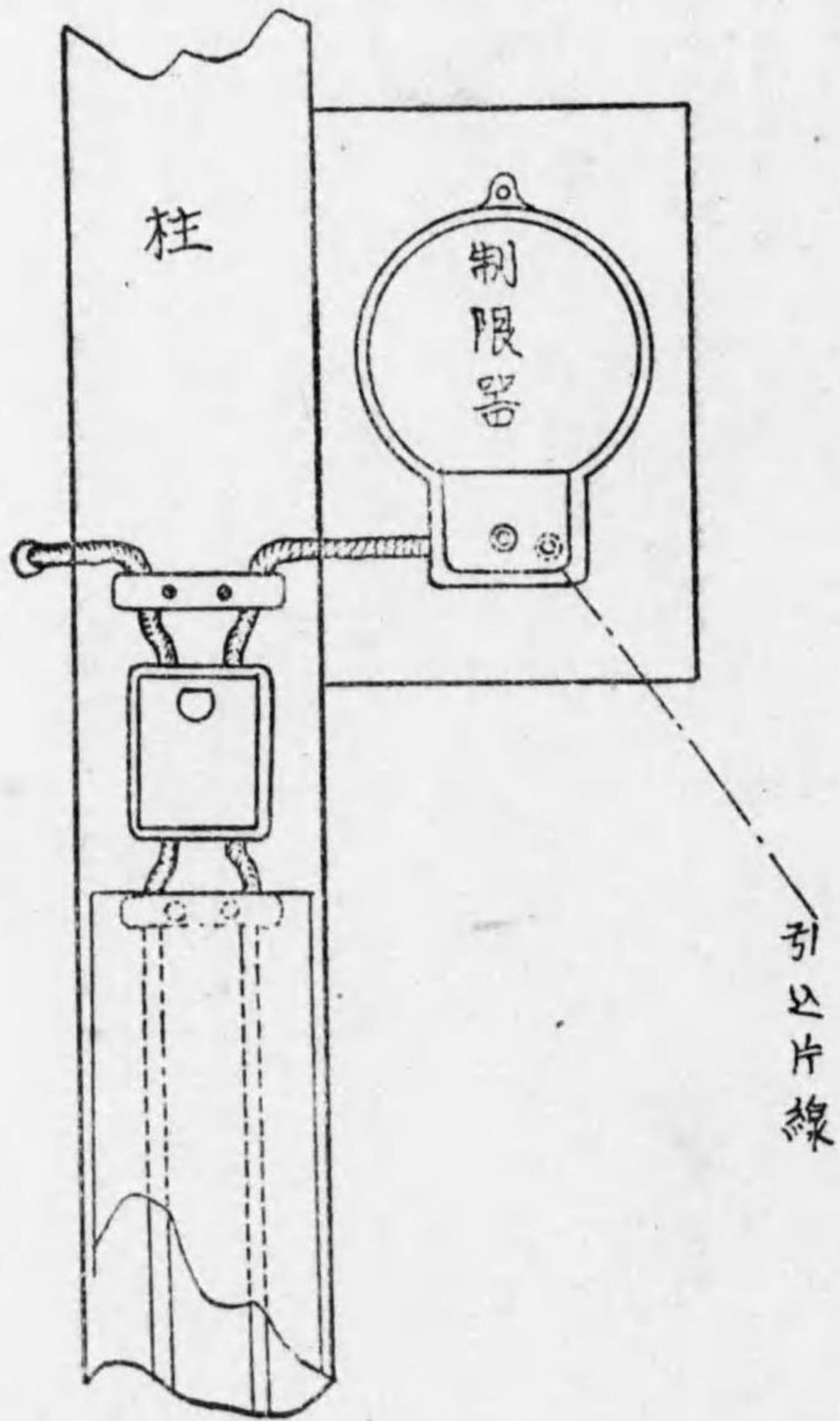


圖 甲

第六節 雜事項

●映畫館、映寫場又ハ演舞場等ヘノ出張料 (昭和一二、一三、一六)

映畫館、映寫場又ハ演舞場等ヘノ出張料ハ實費ヲ徴收スルモノトシソノ實費ハ當分ノ間左ノ通り定ム

晝	夜	晝	夜
一人	一人	三人	一人
		一圓五十錢	

夜間又ハ晝間

●公營造物ニ對スル特定料金 (昭和一二、一三、一六)

市ノ經濟ニ屬スルモノ

- 一、定額供給ニ依ル電燈、ラヂオ受信機、電氣時計其他之ニ類スルモノ
  - (イ) 一般電燈 條例所定電氣使用料ノ一割引
  - (ロ) 道路、公園、公衆便所及橋梁ノ電燈
    - 條例所定電氣使用料ノ三割引
  - (ハ) ラヂオ受信機、電氣時計、其ノ他之ニ類スルモノ
    - 條例所定電氣使用料ノ一割引
- (需用者ニ於テ需用場所ニ於ケル電氣工作物ノ施設及維持ヲ負擔スルモノト雖モ前各號以外ノ割引ハ爲サザルモノトス)

(ニ) 設備損料 條例所定設備損料ノ一割引

二、從量供給ニ依ル電燈

(イ) 電氣使用料 條例所定電氣使用料ノ一割引

(ロ) 準備料 一般 晝夜間一月 一「アムペア」ニ付 二十錢  
 小學校、幼稚園 無料

(既設貸付配線ニ對スル配線使用料一月一箇ニ付 四錢五厘)

三、臨時供給ニ依ル電燈

條例所定電氣使用料ノ一割引

弘濟會所屬ノ各局所

一、定額供給ニ依ル電燈、ラヂオ受信機、電氣時計、其ノ他之ニ類スルモノ

條例所定電氣使用料ノ一割引

二、從量供給ニ依ル電燈

(イ) 電氣使用料 條例所定電氣使用料ノ一割引

(ロ) 準備料 條例所定料金

右割引計算ニ關シテハ一需用場所ニ於ケル各種別ニ付算出セル料金ニ對シ割引ヲ爲スモノトス

交通整理信號燈

基數竝燭光數ニ關係ナク月額料金二百圓トス

●公共燈(公共街路燈、橋梁燈、公園燈其ノ他之ニ類スルモノ)ノ保守ニ關スル事項

- 一、公共燈ノ保守ハ電燈營業所工事掛及内線課内線係之ヲ擔當スルモノトス  
但シ所管課係ニ於テ爲スモノハ之ノ限ニ在ラス
- 二、公共街路燈ハ營業所工事掛ニ於テ三日ニ一回巡視點檢ヲ爲スモノトス  
但シ絶縁抵抗ハ内線課内線係ニ於テ引込線、低壓配電線路ト共ニ測定スルモノトス
- 三、巡視ハ豫メ巡視區域ヲ定メ且日程ヲ作り漏ナキ様行フモノトス
- 四、點檢ニ際シ調査スベキ事項
  - (イ) 電燈不點
  - (ロ) 電燈器具、點滅器、「ケツチホルダー」等ニ於ケル異狀ノ有無
  - (ハ) 燈柱、腕木等ノ破損、傾斜
  - (ニ) 電線(引込線ヲ含ム)、碍子等ニ於ケル異狀ノ有無
  - (ホ) 其ノ他
- 五、巡視、點檢ニ際シ不良個所又ハ事故ヲ發見シタルトキハ左記ニ依リ處理スルモノトス
  - (イ) 營業所工事掛ハ電球取替其ノ他輕微ナル事故ハ現場ニ於テ直ニ處理ヲ爲シ、即時修理困難ナルモノハ「公共燈巡視報告書」ニ依リ工事主任ニ報告シ危險ノ虞アル場合ハ即時應急處理ヲ施スカ又ハ速ニ電話等ニ依リ報告シ其ノ指揮ヲ受クルコト
  - (ロ) 内線課内線係ハ報知書又ハ所定ノ修理傳票ニ詳細ニ改修要項ヲ記入シ所轄營業所工事掛ニ送附スルコト、危險ノ虞アル場合ハ即時應急處理ヲ施スカ又ハ速ニ電話等ニ依リ所轄營業所工事掛ニ通知シ、急ヲ要スルモノハ至急修理傳票(赤傳票)ヲ用フルコト、但シ電燈不點ノ場合ハ所轄電燈出張所ニ通知スルコト
  - (ハ) 土木部道路課ハ所轄電燈出張所ニ通知スルコト

- (ニ) 出張所ハ電燈不點又ハ不良箇所ヲ發見シ又ハ發見ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ現場ニ出張シ電球取替、其ノ他輕微ナル故障ハ其ノ場ニテ修理シ直ニ修理困難ナルモノハ所定ノ修理傳票又ハ報告書ニ改修要項ヲ記入シ營業所工事掛ニ送附スルコト
- (ホ) 營業所工事掛ガ修理傳票ヲ受ケタルトキハ直ニ改修工事手配ヲ爲スモノトス  
改修ヲ終リタルモノハ傳票及工事原簿ヲ整理ノ上營業所及出張所ニ於テ發行シタルモノハ營業所ニ於テ保管シ内線係ヨリ發行シタルモノハ内線係保管スルモノトス
- 六、營業所工事掛ニ於テ巡視、點檢ヲ完了セルモノハ巡視狀況ヲ「公共燈巡視報告書」ニ記入シ工事主任ニ報告スルモノトス

●軒切電燈取扱手續

(制定 大正一四、七、二三 達電五二)  
(最近改正 昭和二三、七、三三 達電四六)

- 第一條 本市土木部施行ノ路幅整理ニヨル電氣設備(電動機ヲ除ク)ノ位置替若クハ取除ニ關スル事項ハ軒切電燈ト稱シ其取扱ハ本手續ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 軒切電燈ニ關スル取扱ハ營業課營業係ニ於テ之ヲ爲スモノトス
- 第三條 營業係ハ第一號様式ノ臺帳ヲ備ヘ土木部ヨリ送付ノ調書ニ基キ臺帳ニ記入スルモノトス  
取除箇數ハ第七條ノ調書ニヨリ之ヲ記入シ工事費ノ請求ハ第八條ノ報告ニ依リ手續ヲ爲スト共ニ其ノ顛末ヲ臺帳ニ記入スルモノトス
- 第四條 營業係ハ第三條第一項ニ基キ軒切電燈需用家調書三通ヲ作製シ之ヲ關係出張所ニ送付スルモノトス
- 第五條 出張所ハ調書ニヨリ軒切需用家ヲ實査シ其ノ取除豫定數ヲ調書相當欄ニ記入スルモノトス但シ路次用電燈ハ其ノ最モ接近セル需用家ノ取除箇數ニ合併シテ記入スルモノトス
- 第六條 出張所ニ於テ實査ノ際計量器、電動機、電熱器、電氣扇等ノ取除ヲ要スヘキモノアル場合ハ洩レ無ク調書ニ記入スルモノトス



第七條 出張所ハ土木部下立會ノ上取除箇數ヲ決定シ該箇數ヲ調書ニ記入ノ上一通ヲ出張所ニ保管シ一通ヲ所轄電燈營業所ニ他ノ一通ヲ營業係ニ廻付スルモノトス

第八條 出張所ハ毎月末日其月中ノ軒切電燈取除完了分ヲ調査シ其ノ結果ヲ第二號様式ニヨリ報告書ニ通ヲ作成シ翌月五日迄ニ其ノ一通ヲ所轄電燈營業所ニ他ノ一通ヲ電燈營業所經由ノ上營業係ニ報告スルモノトス

第九條 出張所ニ於テ軒切調書到着以前ニ需用家ヨリ軒切電燈取除ノ申込ヲ受ケタルトキハ實在ノ上土木部表示ノ棒杭ニヨリ軒切電燈ナルヤ否ヤヲ區別シ軒切ニヨル取除ニ對シテハ本手續ニ依ルモノトス

第十條 出張所ハ電燈取除申込書ヲ電燈營業所ニ送付スル場合該申込書ニ「何年度第何號何何線軒切電燈」ト明記スルモノトス

第十一條 引込線取除ノ場合ハ需用家ノ便ヲ圖リ可及的位置替ノ手續ヲ採ルモノトス

第十二條 取除工事ノ際需用家ノ都合ニヨリ取除箇數ヲ増加スルトキハ工事人ハ引換證ヲ作製シ之ヲ電燈營業所ニ送付スルモノトス

第十三條 出張所ハ需用家ヨリ土木部ノ交付セル證明書ニ依リ取除ノ申込ヲ受ケタル場合ハ該證明書ハ需用家ニ返戻スルコトナク取除完了ノ上營業係ニ送付スヘシ營業係ハ該證明書ニ基キ工事費ノ請求ヲナスモノトス

●宇電ヨリ供給ノ電燈其ノ他ヲ本市ニ切替送電スル場合ノ取扱 (昭和一一、八、一〇) (電營 第六一一號)

一、宇電ヨリ本市ヘノ切替送電ハ迅速ニ之ヲ施行スルモノトス

二、宇電ヨリ供給ノ既設屋内電氣工作物ノ改修ハ切替送電後ニ於テ、需用者ノ負擔ヲ以テ施行スルモノトス

三、左記各號ニ該當スル場合ノ検査、試験又ハ工事ハ本市ノ負擔ヲ以テ之ヲ施行スルモノトス、但シ工事費ニシテ特ニ多額ヲ要スルトキハ其ノ都度需用者ノ負擔ヲ決定スルモノトス

(イ) 宇電ヨリ切替タル屋内電氣工作物ノ検査及機械器具ノ試験

(ロ) 引込線ヲ新設シ宇電ノ既設屋内電氣工作物ニ接続スル工事 (配電盤新設共)

(ハ) 本市ヨリ送電ノ既設屋内電氣工作物 (需用者所有) ニ宇電ノ既設屋内電氣工作物ヲ接続スル工事

「註」前記(ハ)ノ場合ニ於テ本市ヨリ送電ノ既設屋内電氣工作物ガ貸付ナルトキハ宇電ノ工作物ヲ取除ケシメタル上、貸付増設工事ヲ爲スカ又ハ本市貸付電氣工作物ヲ買取ラシメタル上接続スルコトヲ要ス

四、本取扱ニ依ルモノハ工事傳票其ノ他ノ證憑書類ハ總テ「宇電ヨリ切替」ト朱記シ前記(三)ノ(ロ)ノ屋内工事及(ハ)ノ工事ハ證明書及「カード」ノ整理上ハ之ヲ賣渡トシテ處理スルモノトス

●電氣扇料金計算方法

一、一夏期又ハ月極ノ日數

一夏期トハ例ヘバ十日ニ送電シタルモノハ三月後ノ九日迄(十日附ニテ中止)送電スルモノヲ云ヒ其ノ間ノ日數ハ月ノ大月極一月トハ例ヘバ十日ニ送電シタルモノハ翌月ノ九日迄(十日附ニテ中止)送電スルモノヲ云ヒ其ノ間ノ日數ハ月ノ大月極一月トハ例ヘバ十日ニ送電シタルモノトス

二、夜間ヲ晝夜間ニ又ハ晝夜間ヲ夜間ニ或ハ種類等變更ノ場合

使用日數ニ應シ日割計算ヲ爲スモノトス

三、一夏期以上ニ亘ルモノ其ノ期間ヲ延長シタル場合

一夏期ヲ超ユル場合ハ電氣使用料及器具使用料共一夏期料金ノ日割料金トス  
期間延長ノ場合ハ電燈出張所ニテ現收スルコト

四、長期送電分ハ月極料金ニ依ルコト

- 五、一夏期期間中ニ轉宅シ新住所ニテ引續キ使用スル場合  
新舊住所ヲ通シ同一需用場所ト看做シ料金計算ヲ爲スコト
- 六、一夏期期間中ニ先方品ヲ貸付品ニ貸付品ヲ先方品ニ變更スル場合  
器具使用料ハ月極料金ノ日割、但シ月極料金ノ日割ガ一夏期料金ヲ超ユル場合ハ一夏期料金ニ止ム
- 七、定額ヲ從量ニ切替セルトキノ定額電氣使用料  
一夏期送電ノモノ 其ノ料金ノ日割  
月極送電ノモノ 其ノ料金ノ日割
- 八、電氣コタツニ對シテハ本取扱ヲ準用スルモノトス

●需用者所有電氣扇修繕材料賣價並解体掃除料金

(昭和四、四、一七) 電營々 第二六二號

一、解体掃除料(小修繕ヲ含ム)

種 別	壹 臺 分 料 金		備 考
	五臺未満ノ時	五臺以上ノ時	
十二 吋	二・五〇	二・二〇	特ニ臺數多キトキハ見積ニ依ル
十六 吋	三・〇〇	二・七〇	
十八 吋	一・二〇	二・四〇	
十 吋	一・五〇		

二、ステーターコイル捲替料

種 別	壹 臺 分 料 金	備 考
十 二 吋	七・〇〇	解体掃除ヲ含ム
十 六 吋	七・五〇	同

三、其ノ他一般修繕料

種 別	作 業	單 位	壹 臺 分 料 金		備 考
			解体掃除ノ時	解体掃除セザル時	
ローターシャフト	取替	本	一・〇〇	二・〇〇	
ス 井 ツ チ 板	取替	枚	一・〇〇	一・五〇	
リヤクタンスコイル	取替	個	・七〇	一・五〇	
リードワイヤ	取替	本		一・五〇	
メタル(普通)	取替	個		一・五〇	一個及二個ノ場合共
メタル(特殊)	取替	枚		二・〇〇	
羽 根	矯正	枚		・七〇	
主 體	塗替	臺	・四〇	一・一〇	
〃 十 六 吋	取替	本	・五〇	一・三〇	
コールド三米 (ホールソケット付)	取替	本	・六三	・六三	

備 考

1、前記以外ノ修繕料金ハ見積ニ依ル

2、二種以上ノ修繕ヲ爲ス場合ハ最モ高價ノ料金ニ他ノ修繕ニ要シタル材料單價ヲ加算スルモノトス  
 3、天井用電氣扇ノ修繕料金ハ實費トス

電氣扇修繕材料單價表

品名	單位	單價
渦卷ガード 十二吋	組	三・五〇
〃 十六吋	〃	四・五〇
水蓮型ガード 十二吋	〃	五・六〇
金網 十二吋各種	〃	一・二〇
〃 十六吋丸	〃	一・五〇
羽根 十二吋	枚	三・〇〇
〃 十六吋	〃	三・六〇
天井用羽根 三十二吋	〃	二・五〇
〃 二十八吋以上	〃	二・〇〇
ヨ ー ク	個	四・七〇
カバ ー	〃	二・五〇
臺	〃	四・五〇
ネ ッ ク	〃	一・二〇

リヤクタンスコイル	〃	・七〇
スイッチ板	枚	一・〇〇

●天井用電氣扇及換氣扇ノ取扱ニ關スル件

(昭和二三、六、電管々 第五三九號)

天井用電氣扇及換氣扇ニ對シテハ左記ニ依リ取扱フモノトス

記

一、取付工事費(屋内配線貸付ノ場合)

- (イ) 新增設工事 器具ノ取付ヲ含ム場合ハ特別工事  
器具ノ取付ヲ含マザル場合ハ普通工事
- (ロ) 位置替工事 器具ノ取付換ヲ含ム場合ハ特別工事  
器具ノ取付換ヲ含マザル場合ハ普通工事
- (ハ) 既設分ニ器具ノミ取付ヲナス場合ハ雜工事扱トス

二、定額送電料

- (イ) 天井用電氣扇 條例所定通り
  - (ロ) 換氣扇 十六吋以下ハ卓上用電氣扇料金適用
- 三、天井用電氣扇及換氣扇所要ワット數其ノ他

種別	羽根	長さ	羽根枚数	ワット数	アムペヤ	重量
天電	二十八吋	(七十糎)	二枚	約七〇	一・〇	約九・四匁
井氣	三十六吋	(九十糎)	四枚	約九〇	一・五	約一六・九匁
換氣扇	五十吋	(百二十五糎)	四枚	約一五〇	二・五	約三一匁
	十二吋	(三十糎)	六枚	約四二	〇・七	約九・七匁
	十六吋	(四十糎)	六枚	約六五	〇・九	約一五匁

### ●電氣扇配達、持歸、舟車借入賃ニ關スル事項

(大正一四、六、六 營第一五、六、六)

電氣扇配達持歸ニ使用スル、運搬舟車ノ借入ニ對シテハ之ガ借入實費ヲ支給ス

(右經費ハ各電燈營業所保管ノ電氣事業用繰替資金ヨリ流用シ得ルモノトス)

### ●從量電熱需用者ノ電氣扇使用ニ關スル件

(昭和一二、一、二七 達燈第六一號)

契約容量一・五「キロワット」以上ノ從量電熱需用者電氣扇ヲ併用スル場合ハ電氣扇送電證明書ニ(特)印ヲ無漏押捺相成度、

尙電氣使用條例所定電燈及電熱料金以外ニ依リテ供給スル場合ハ證明書摘要欄ニ「特約料金」ト朱書相成度

### ●季節モノ送電證明書處理ニ關スル件

(昭和一二、一、九 電營々第九九八號)

配線設備貸付ノ定額電燈需用者ニシテ電燈中止跡ヨリ電氣炬燵、電氣扇等ノ季節モノヲ送電スルトキハ設備損料徴收中ノモノハ之レガ請求ヲ停止スベキニ付自今其ノ送電證明書摘要欄ニ「貸付配線中止分送電」ト無洩記入相成度及通知候也

### ●電氣扇ノ取扱ニ關スル件

(昭和一五、六、一 達燈第六五號)

本年度電氣扇貸付ニ當リテハ時局柄各種修理用資材益々入手困難ナルニ鑑ミ之ガ取扱ニツキ特ニ左記事項配意相成度

記

- 一、運搬積卸等ニ際シテハ充分鄭重ニ取扱ヒ豪モ、毀損セザル様注意スルコト
- 二、土間等ニ置ク場合ハ濕氣ナキ場所ヲ選ビ特ニ注意シテ靜カニ置クコト
- 三、持運ノ際ハ必ず提手ヲ持チ其ノ持歸リノトキハ「コード」ヲ機體ニ巻付ケ「ガード」「プラグソケット」等損傷セシメザル様注意スルコト
- 四、「プラグソケット」ヲ先方差込栓ト取替ヘ使用セシムル場合ハ配達證明書ニ「プラグソケット」無シト記入シ置キ取外シタル「プラグソケット」ハ出張所ニ持歸リ貸付期間中適當ニ保管シテ電氣扇ト共ニ修理工場ニ返納スルコト
- 五、電氣扇引揚ノ際「プラグソケット」不足セルモノニ就テハ之ヲ需用家ニ請求スルコト
- 六、配達及注油等ニ際シテハ、需用家ニ電氣扇ノ取扱ヲ注意スルヤウ懇請シ、若シ需用家ニ於テ毀損セシメタルモノアル時ハ其ノ程度ニ應ジ賠償セシムルコト
- 七、運搬取扱中ニ毀損セシメタルトキハ、該取扱者ニ賠償セシムルコトアルベキニツキ注意スルコト
- 八、出張所ニ於テハ返納ニ際シ、毀損セル電氣扇アルトキハ需用家ニ於テ毀損セシモノト運搬取扱中ニ毀損セシモノトニ區別シ其ノ毀損箇所別個數ヲ明記シテ修理工場ニ返納スルコト

九、修理工場ニ於テハ扇風機ノ受入レニ際シテ毀損箇所ヲ調査シ、各出張所別ニ毀損箇所別個數表ヲ作成スルコト、

●燈火管制ノ實施ニ伴フ屋外電燈料金取扱ノ件

(昭和一四、一〇、一八) 達燈第二七號

防空法ニ基ク燈火管制ノ實施ニ伴ヒ五夜以上連續消燈ノ已ムナキニ至リタル屋外電燈料金ニ關シテ當分ノ間需用者ノ申出アリタルモノニ付左記ノ通り取扱フモノトス

記

一、料 金

(一) 屋外定額電燈料金

管制實施期間中左記ノ通り割引ス

燭 光 別	種 別	一 般 電 燈 (貸付) 一箇一夜ニ付	共 同 街 路 燈 (貸付) 一箇一夜ニ付
八 燭 光 (十二「ワット」以下)		一 三 厘	一 二 厘
十 六 燭 光 (二十「ワット」以下)		一 五 厘	一 四 厘
二 十 五 燭 光 (三十「ワット」以下)		二 〇 厘	一 八 厘
四 十 燭 光 (四十六「ワット」以下)		二 八 厘	二 五 厘
五 十 燭 光 (六十「ワット」以下)		三 三 厘	二 九 厘
八 十 燭 光 (八十「ワット」以下)		五 〇 厘	四 五 厘

百 燭 光 (百「ワット」以下)	五 六 厘	五 〇 厘
百 五 十 燭 光 (百五十「ワット」以下)	八 〇 厘	七 二 厘
二 百 燭 光 (二百「ワット」以下)	一 〇 三 厘	九 三 厘
二 百 燭 光 (二百「ワット」以下) <small>三圓十五錢ヲ基礎トシ百燭光(百「ワット」)迄ヲ増ス毎ニ一圓四十錢ヲ増シタルモノヨリ五錢ヲ控除セルモノノ</small>		同上割引額ヲ一割引セルモノ (毛位四捨五入)
二 百 燭 光 (二百「ワット」以下) <small>チ超ニルモノ</small>		三十分ノ一 (毛位以下端數切捨)

「註」 一般電燈割引額ハ條例第三十五條第一表電燈料金ヨリ設備損料トシテ五錢ヲ控除セルモノノ三十分ノ一

(二) 屋外從量電燈準備料

管制實施期間中一箇一夜ニ付四厘ヲ割引ス 但シ屋外電燈専用ノモノニ對シテハ當該準備料ノ日割額ヲ割引ス

二、取 扱 手 續

(一) 出 張 所

イ、需用者ヨリ申出アリタルトキハ別ニ防空期間中中止申込受付簿 (中止通知書用紙ヲ以テ之ニ代フ) ヲ作成シ之ニ需用者ノ住所、門標、氏名、申込要項 (燭光別箇數) 其ノ他ヲ記入シ

ロ、一應現場調査ヲナシタル後 (但シ中止中點ノ現場作業ハ行ハズ) 中止證明書ヲ發行ノコト 前項中止證明書ハ其ノ摘要欄ニ **防空期間中** 判ヲ押捺シタルモノヲ使用シ燭光別ニ中止箇數ヲ記入シ之ニ需用者認印ヲ

徵スルコト

ハ、右ト同時ニ需用者「カード」ニ判ヲ押捺ノ上防空年月及摘要ヲ記入スルコト

ニ、其ノ他ノ取扱ハ一般ノ場合ニ準ズルコト

(二)料 金 課

前記中止證明書ノ送付ヲ受ケタルトキハ料金「カード」ニ印押捺ノ上防空年月及摘要ヲ記入シ前記割引額ニ依リ返戻金額ヲ算定ノ上返戻領收證ヲ作成シ需用者ニ對シ還付ヲナスコト

●電力調整令ニ依ル遞信省告示第三千六百八十五號(消費禁止ノ告示)

(昭和一五、一、一、  
達燈 第二號)

及同第三千六百八十六號(供給禁止ノ告示)ノ實施ニ關スル取扱ノ件

標記遞信省告示ノ實施ニ依リ中止シタルモノニ對スル設備損料、工事費等ノ取扱ニ關シテハ左記ノ通り取扱フモノトス

記

一、定額供給ニ依ルモノニ對シテハ條例第四十一條ノ規定ニ依ル中止中ノ設備損料(十錢)ヲ徵收セス

二、従量供給ニ依ルモノニ對シテハ設備損料(五錢)ヲ徵收セス

本號ノ場合ハ成ルベク取除ノ取扱ヲ爲スコト此ノ場合取除工事費ハ之ヲ徵收セス

三、積算電力計ノ取除工事費並取替工事費ハ之ヲ徵收セス

四、本告示ニ依リ消費又ハ供給ヲ禁止サレタルモノニシテ現ニ設備損料徵收中ノモノニ對シテハ昭和十五年一月分ヨリ之ヲ

徵收セス

五、本取扱ニ依ル中止證明書、工事傳票其ノ他關係書類ニ對シテハ其ノ摘要欄ニ㊟ヲ朱書スルコト

六、第四號ニ該當スルモノニ對シテハ電燈出張所ニ於テ訂正通知ヲ發行スルコト

●電燈用電力需用等ノ自肅消費節減ニ關スル基準實施ニ依ル取扱ノ件(昭一六、一、三〇、  
達燈 第一號)

電燈用電力需用等ノ自肅消費節減ノ目的ヲ以テ大阪遞信局長ノ指示ニ依ル基準ヲ實施スル爲メ低燭光ニ變更シタルモノ又ハ中止シタルモノニ對スル變更料、設備損料、工事費其ノ他ニ關シテハ左記ノ通り取扱フモノトス

記

一、定額電燈ヲ低燭光ニ變更シタルモノニ對シテハ條例第四十二條ノ規定ニ依ル變更料(十錢)ハ之ヲ徵收セス

二、中止シタルモノニ對スル設備損料、工事費其ノ他ノ取扱ニ關シテハ昭和十五年一月一日達燈第二號(消費禁止ノ告示及供給禁止ノ告示)ノ實施ニ關スル取扱ノ件)ニ準スルモノトス

(參 照)

電燈用電力需用等ノ自肅消費節減ニ關スル基準(大阪遞信局長ノ指示ニ依リ昭和十六年一月二十日ヨリ實施)

一、商店及百貨店其ノ他之ニ類スルモノノ照明

(イ)商 店

店 舖 内

床 面 積

一坪又ハ三平方米當リ

一〇〇ワット以下

飾 窓

//

//

二四〇ワット以下

(ロ)百 貨 店

店 舖 内

床 面 積

一坪又ハ三平方米當リ

八〇ワット以下

飾 窓

//

//

二四〇ワット以下

二、飲食店、旅館其ノ他之ニ類スルモノノ照明

(イ) 客室 一坪又ハ三平方米當リ  
 和室 二〇ワット以下  
 洋室 三〇ワット以下  
 廊下 一坪又ハ三平方米當リ  
 (待合室、配膳室兼用ノモノヲ含ム)  
 二〇ワット以下

三、軒先照明  
 (イ) 興行場 間口一間又ハ二米當リ 一燈以下  
 但シ正面入口及切符賣場ハ間口一間又ハ二米當リ二燈以下  
 四〇ワット以下  
 (ロ) 飲食店及商店 間口一間又ハ二米當リ 一燈以下  
 三〇ワット以下

四、看板燈  
 (イ) 商店及飲食店(屋號及營業種目ヲ現ハスモノ)  
 一店ニ付 一組店舗ノ間口一間又ハ二米當リ四〇ワット以下但シ裏又ハ横ニ入口アルモノハ一入口毎ニ右ニ準ジ、  
 軒先照明ヲ兼ヌルモノハ間口一間又ハ二米當リ六〇ワット以下トス  
 (ロ) 興行場  
 (1) 館名表示ノ看板燈 一箇ニ付一個トシ其ノ取扱ハ四ノ(イ)ニ準ズ  
 (2) 繪看板 幅一間又ハ二米當リ 二燈以下 合計 八〇ワット以下  
 (3) 飾窓 四燈以下 合計 一二〇ワット以下

五、裸電球ノ使用廢止  
 一般商店ノ店頭又ハ店内ノ裸電球ニハ照明能率及保險上ヨリ適當ナル反射笠ノ使用ヲ慫慂スルコト  
 六、營業用煖房電熱器ノ使用停止  
 料理店、旅館、百貨店等ニ於ケル煖房用電熱器ノ使用ハ極力之ガ停止ヲ要請スルコト

●昭和十六年度電燈新增設屋内配線賣渡工事費等決定ニ關スル件(昭和一六、四、一六) (達燈第八號)

昭和十六年度ニ於ケル電燈及之ニ類スルモノノ新增設屋内配線賣渡工事費、既設屋内配線賣渡價格及配線貸付需用者ノプルスキツチ取付、取替工事費左記ノ通り定メ昭和十六年四月十日ヨリ之ヲ實施スルモノトス

記

- 一、新增設屋内配線賣渡工事費(普通工事費標準額ニ依リ施行シ得ルモノ) 一燈又ハ一箇ニ付 金三圓六十五錢
  - 二、既設屋内配線賣渡價格 一燈又ハ一箇ニ付 金三圓六十五錢
  - 三、屋内配線貸付需用者ノ屋内用プルスキツチ取付取替工事費(スキツチ代ヲ含マズ) 一箇所ニ付 金二十七錢
  - 四、配線貸付需用者ノ既設配線ニ對スル屋外用プルスキツチ取付取替工事費(スキツチ代ヲ含マズ) 一箇所ニ付 金十 九 錢
- 「註」昭和十六年度ニ於ケル電燈及之ニ類スルモノノ貸付屋内配線設備無斷取除賠償金ハ一燈又ハ一箇ニ付金三圓六十五錢トス

電

力



## 第二章 電力

### 第一節 條例ノ解釋ニ關スル事項

#### ●屋内電気工作物

##### 一、一般原則

電力屋内配線ノ施設及維持ハ需用者ノ負擔トス（條例第八條）

##### 二、既設需用者ニ對スル取扱（昭和一一、一一、三〇）

（イ）現行條例實施前ニ於ケル屋内配線貸付需用者ヨリ増設ノ申込アリタルトキハ既設分ノ買取方ヲ勸誘シ應ゼザル場合ハ増設分ノミ需用者負擔トシ配線ノ混淆ヲ認ムルモノトス

（ロ）屋内配線混淆需用者ヨリ取除ノ申込アリタルトキハ取除配線ノ需用者所有、貸付ノ區別明カナルトキハ之ニ從ヒ、區別不明ノ場合ハ貸付分ト看做シ處理スルモノトス

（ハ）屋内配線貸付需用者、容量變更其ノ他ノ爲既設配線ヲ全部引替フル場合ハ「カード」上ハ貸付配線ノ取除、需用者負擔配線ノ新設トシテ處理シ需用者ニ對シテハ配線引替工事費トシテ其ノ實費總額ヲ徴收スルモノトス

#### ●料金ニ關スル事項

##### 一、大口電力料金標準

電動機容量	送電準備料月額	電力料金「一キロワット」時ニ付
七十五馬力以下	七十圓	三錢七厘
百馬力以下	百圓	三錢六厘
百五十馬力以下	百五十圓	三錢五厘
二百馬力以下	百八十圓	三錢四厘
二百五十馬力以下	二百二十五圓	三錢三厘
三百馬力以下	二百七十圓	三錢二厘
三百五十馬力以下	三百十五圓	三錢一厘
四百馬力以下	三百六十圓	三錢
四百五十馬力以下	三百八十二圓五十錢	二錢九厘
五百馬力以下	四百圓	二錢八厘
七百五十馬力以下	六百圓	二錢七厘
千馬力以下	七百圓	二錢六厘

五十馬力以下ハ條例所定料金ニ依ルモノトス(條例第五十三條)

二、準備料適用ノ特例(昭和一一、一一、三〇)

現行條例實施ノ際、現ニ送電中ノ從量電力二十馬力ヲ超ユルモノノ準備料ハ契約要項ニ變更ナキ限り從前通り一馬力一圓ノ割合ニヨリ算定スルモノトシ、契約要項ニ變更アリタル場合ハ條例第五十三條ノ規定ニ依リ算定スルモノトス

三、電氣爐ノ取扱(昭和一一、三二、電營々第三九五號)

電氣爐ノ中抵抗線電氣爐、炭素管電氣爐、炭素板電氣爐、炭素粒電氣爐及鹽槽電氣爐ニ對スル供給料金ニ付テハ電熱料金ヲ基準トシ又器具試驗料(出張料ヲ含ム)ニ付テハ電熱器ニ準ジテ供給契約ヲ締結スルコトヲ得ルモノトス  
追而誘導電氣爐及電孤爐ニ對シテハ從前通り電力トシテ供給スルモノニ付爲念

四、「キロワット」ト「馬力」換算法(昭和一一、一一、三〇)

七四六「ワット」ヲ一馬力トシテ換算ス  
右ニ依ラザル既設需用者ニ對シテハ異動ナキ限り從前通りトス

第二節 工事ニ關スル事項

●普通工事

本市所定普通工事費標準額(當該年度工事請負單價)ノ範圍内ニテ施行シ得ルモノ

●特別工事

- 一、金屬管、金屬線樋又ハ電纜ヲ使用スル工事
- 二、單獨引込線ノ互長三十八米、内線ノ互長二十四米ヲ超ユルモノ、引込線工事ニ電線直徑七耗以上ヲ使用スルモノ
- 三、一引込線工事ニシテ二基以上ノ電動機ヲ同一屋内ニ設備スル場合ノ引込線工事及内線工事、但シ其ノ合計容量ニ對スル引込線工事ガ普通工事所定容量ニ相當スル場合ハ普通工事ノ取扱ヲ爲スコトヲ得

- 四、臨時工事、特殊工事
- 五、其ノ他普通工事費ノ定メナキモノ

### ● 工 事 費

#### 一、内 線

- (イ) 普通工事費  
當該年度ノ普通工事請負單價ヲ以テ賣渡工事費(實費)トス
- (ロ) 特別工事費  
見積總額又ハ實費總額ヲ以テ賣渡工事費トス
- 二、引 込  
特殊ノ設備ヲ必要トシ又ハ多額ノ費用ヲ要スルトキハ實費以下ニ於テ其ノ都度之ヲ定ム

### ● 臨時工事費

- 一、内 線  
見積總額又ハ實費總額ヲ以テ臨時工事費トス
- 二、引 込  
電線ハ六割其ノ他ノ材料工賃等ハ全額ヲ算定シ之ニ取除工事費(二圓)ヲ加算セルモノヲ以テ臨時工事費トス

### ● 屋内配線取除工事費

(昭和一二、一一、三〇)

- 五馬力又ハ五「キロワット」以下 一箇ニ付 一 圓
  - 十馬力又ハ十「キロワット」以下 同 二 圓
  - 二十馬力又ハ二十「キロワット」以下 同 三 圓
  - 二十馬力又ハ二十「キロワット」ヲ超ユルモノ 同 實 費
- 「註」 需用者所有及既設貸付配線共右ニ依ルモノトス

### 第三節 雜 事 項

### ● 電動機賣渡價格基準

(昭和一四、五、二二)

電氣使用條例第十四條ノ規定ニ依リ本市所有ノ電動機ヲ賣渡ス場合ハ左記價格ヲ基準トシ購入後ノ經過年數其ノ他ヲ斟酌シ其ノ都度決定スルモノトス

記

電 動 機 容 量	賣 渡 價 格 基 準 (アンメーター及スイッチヲ含ム)
〇・五馬力	九 十 圓
一 馬 力	百 二 圓

二馬力	百二十七圓
三馬力	百五十三圓
五馬力	百九十三圓
七・五馬力	三百十一圓
十馬力	六百五十圓
十五馬力	七百四十四圓
二十馬力	八百八十圓
三十馬力	千九十五圓
五十馬力	千七百三十一圓
百馬力(高壓)	三千八百圓

(アンメーター及スイッチ含まズ)

七八

●貸付電動機運搬賃

(昭和一二、一三、一六)

貸付電動機ノ配達又ハ持戻料ハ實費ヲ徴收ス

(イ) 實費ヲ左ノ通り定ム

三馬力以下	配達又ハ持戻各一回	優良人夫	一人分
七・五馬力以下	同	同	二人分
十五馬力以下	同	同	三人分

二十馬力以下 同

二十馬力ヲ超ユルモノ 同

同 費 四人分

〔註〕 優良人夫工賃ハ當該年度契約單價ニ依ル

(ロ) 馬力變更ニ依ル貸付電動機ノ取替ニ依ル配達及持戻料ハ大容量電動機ノ一回分ヲ徴收ス

●パイロットランプニ對スル取扱

- 一、新設普通工事費中ニハ「パイロットランプ」取付工事費ヲ含ムモノトス
- 二、既設需用者ニ對スル「パイロットランプ」ノミノ取付工事費ハ見積總額又ハ實費總額ヲ徴收スルモノトス
- 三、電球ハ當該年度ノ賣價ニヨリ賣渡スモノトス

七九

電

熱

### 第三章 電 熱

#### 第一節 條例ノ解釋ニ關スル事項

##### ●屋内電氣工作物

###### 一、一般原則

電熱屋内配線ノ施設及維持ハ需用者ノ負擔トス（條例第八條）

###### 二、既設需用者ニ對スル取扱（昭和一一、一一、三〇）

（イ）現行條例實施前ニ於ケル屋内配線貸付需用者ヨリ増設ノ申込アリタルトキハ既設分ノ買取方ヲ勸誘シ應ゼザル場合ハ増設分ノミ需用者負擔トシ配線ノ混淆ヲ認ムルモノトス

（ロ）屋内配線混淆需用者ヨリ取除ノ申込アリタルトキハ取除配線ノ需用者所有、貸付ノ區別明カナルトキハ之ニ從ヒ、區別不明ノ場合ハ貸付分ト看做シ處理スルモノトス

（ハ）屋内配線貸付需用者、容量變更其ノ他ノ爲既設配線ヲ全部引替フル場合ハ「カード」上ハ貸付配線ノ取除、需用者負擔配線ノ新設トシテ處理シ需用者ニ對シテハ配線引替工事費トシテ其ノ實費總額ヲ徴收スルモノトス

##### ●電氣コタツノ取扱

一、電氣コタツ屋内配線ノ施設並維持ハ需用者ノ負擔トス

電燈屋内配線貸付ノ場合ト雖モ亦同シ

- 二、前號ニ依ル定額電気コタツ受電口ハ條例第二十九條第一項ノ制限外トス
- 三、分岐ソケットノ使用ハ認ムルモノトス

### 第二節 工事ニ關スル事項

#### ●普通工事

一「キロワット」未滿ノモノニシテ本市所定普通工事費標準額（當該年度工事請負單價）ノ範圍内ニテ施行シ得ルモノ

#### ●特別工事

- 一、金屬管、金屬線樋又ハ電纜ヲ使用スル工事
- 二、特ニ多額ノ費用ヲ要シ普通工事ニ依リ難シト認ムルモノ
- 三、電燈ニ類スルモノ（二〇〇「ワット」以下ノ電熱）ノ新增設工事ニシテ一箇當リノ電線亘長八米ヲ超ユルモノ
- 四、一「キロワット」以上ノ工事
- 五、其ノ他普通工事費ノ定メナキモノ

#### ●工事費

一、内線

（イ）普通工事費 當該年度ノ普通工事請負單價ヲ以テ賣渡工事費（實費）トス

「註」當該年度ニ於テ賣渡工事費ヲ特定シタルモノハ之ニ依ルモノトス（昭和一六、四、一六 達燈第八號參照）

（ロ）特別工事費 見積總額又ハ實費總額ヲ以テ賣渡工事費トス  
二、引込  
特殊ノ設備ヲ必要トシ又ハ多額ノ費用ヲ要スルトキハ實費以下ニ於テ其ノ都度之ヲ定ム

#### ●屋内配線取除工事費（昭和一二、一一、三〇）

- 五「キロワット」以下 一箇ニ付 一圓
  - 十「キロワット」以下 同 二圓
  - 二十「キロワット」以下 同 三圓
  - 二十「キロワット」ヲ超ユルモノ 同 實費
- 「註」需用者所有及既設貸付配線共右ニ依ルモノトス

### 第三節 雜事項

#### ●六〇「ワット」定額電気コタツ送電料（昭和一二、一一、三〇）

種別	電氣使用料（一箇ニ付）	
	冬期（冬期三月）	月極
六〇ワット 晝夜間	四圓	一圓六十錢

●電熱器具修繕材料賣價

(昭和四四、二、二四 電營々第一一六號 昭和四四、九、一九 達燈第一三號改正)

品名	形状	單位	賣價	摘要
品名	形状	單位	賣價	摘要
陶器臺	#1	個	一五〇	電氣七輪其ノ他用
熱板	#1 #4 #5 #6 #15	枚	一〇〇〇	各種電氣七輪用
コンロ用底板	#1 #2 #3 #4	枚	一〇〇〇	萬能七輪用
電熱線	五〇〇「ワット」	本	二五〇〇	角型七輪 (小型)
	六〇〇	本	二〇〇〇	(大型)
	七五〇	本	一〇〇〇	一キロ 七輪用
	一、〇〇〇	本	八〇〇	一・二キロ //
	三〇〇	本	一・五〇〇	電氣アイロン用
	五〇〇	本	三〇〇	電氣コタツ
熱管	#1	筒	一五〇	反射型「ストーブ」用
	#2	筒	三五〇	一五A
	#1	筒	三五〇	電氣アイロン用
	#2	筒	三五〇	ON OFF 二段
	#4	筒	一五〇〇	

品名	形状	單位	賣價	摘要
品名	形状	單位	賣價	摘要
差込プラグ	#3 #5	個	三〇〇〇	二〇A 三段切替
差込プラグ用栓	小 大	個	一・五〇〇	四〇A (主トシテ「ストーブ」用) 三段切替
サーモスタット	小 大	個	一・三〇〇	電氣アイロン用
電熱用コード	〇・九平方耗	米	一〇〇〇	電氣炬燵用
	一・四平方耗	米	六〇〇	八「アムペア」七輪用
	二	米	八〇〇	五〇〇「ワット」七輪用
	三・五	米	九〇〇	一・二「アムペア」七輪用
	五・五	米	一・三〇〇	一・五「アムペア」七輪用
	一四	米	二・一〇〇	三〇「アムペア」七輪用
コード用發條		個	五〇〇〇	三〇「アムペア」七輪用
ホールソケット		個	二〇〇	電氣炬燵用
ターミナル	#1 #16	個	一五〇	七輪、アイロン用
天然マイカ	三〇〇「ワット」	一臺分	一・五〇〇	アイロン用
	五〇〇	一臺分	一・五〇〇	



ホルトナツト類	各	種	一、〇〇〇	〃	〃	二、〇〇〇	〃
〃	特	殊	〃	〃	〃	〃	〃
〃	型	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
						右容量ニツキ 各五十錢上リ	
						〇三〇	

### ●局員家庭用電熱規程

(大正一三、四、二一 達電第二〇號)  
(昭和二三、八 達電第五四號改正)

第一條 一般家庭電熱ノ普及並宣傳ニ資スル爲電氣局員(以下單ニ局員ト稱ス)ニ對シ本規程ニヨリ電熱ノ特別取扱ヲ爲ス

第二條 本規程ノ適用ヲ受クル局員並其ノ他受電口數ハ左ノ通りトス但シ從量電熱需用者ニ限ルモノトス

#### 一 受電口數

種 別	理 事 以 上	技 主 師 事	技 書	手 記	雇 員、現 業 員 從 業 員、其ノ他
受 電 口	拾 箇 所 以 内	八 箇 所 以 内	五 箇 所 以 内		四 箇 所 以 内

二 前號ノ受電口數ハ契約容量ニ應シ左ノ範圍ヲ超過スルコトヲ得ス但百ワット未満ノ受電口數ハ此ノ限ニ在ラス

#### 契 約 容 量

百ワット以上

一キロワット以上

一・五キロワット以上

二キロワット

#### 受 電 口 數

一 箇 所

二 箇 所

三 箇 所

四 箇 所

契約容量カ二キロワットヲ超過スル場合ハ其ノ超過一キロワット毎ニ受電口一箇所ヲ増ス

第三條 毎年十月一日ヨリ習年三月三十一日迄ノ間ニ於ケル夕刻ノ電熱使用ハ電燈點燈時一時間後ヨリ一時間半迄ハ成ルベク之ヲ避ケ其ノ前後ニ於テ使用スヘシ

第四條 本規程ニ依リ從量供給ヲ受クル者ハ左ノ料金率ニ一月ノ使用電氣量ヲ乘シタル電氣使用料ヲ毎月末日迄ニ支拂フヘシ

#### 使用電氣量

一キロワット時ニ付

三 錢

一月ノ使用電氣量ガ左ノ最低使用電氣量ニ達セサル場合又ハ電氣ヲ使用セサル場合ハ前項ノ規定ニ拘ラス前項ノ料金率ニ最低使用電氣量ヲ乘シタル金額ヲ最低使用料トシテ支拂フヘシ

#### 最低使用電氣量

契約容量一キロワットニ付

三十キロワット時

第五條 大阪市電氣使用條例(以下條例ト稱ス)第六十五條ノ計器使用料ハ同條所定ノ各半額トス

第六條 左ノ各號ニ該當スル工事費ハ之ヲ徴收セス

- 一 電熱布線カ市所有ノ場合ニ於ケル第二條所定範圍内ノ新設又ハ増設工事費
- 二 轉宅ニヨル計器取除工事費

第七條 電熱ヲ使用セムトスルトキハ左ノ事項ヲ記載シ所屬長ヲ經テ所管電燈部電燈營業所ニ申込ムヘシ其ノ使用中、契約容量又ハ設備ノ變更、取除ヲセムトスルトキ亦同シ

- 一 所屬職氏名
- 二 住所及門標番號
- 三 器具ノ種類、受電口數、設備並契約容量

第八條 局員使用ノ電熱器ニシテ修繕ヲ要スルトキハ左ノ事項ヲ記載シ所屬長ヲ經テ所管電燈營業所又ハ同出張所ニ申込ム

ヘシ

一 所屬職氏名

一 器具ノ種類容量及箇數

前項ニ依リ修繕シタルトキハ其ノ實費ヲ徴收ス

第九條 左ノ第一號並第二號ニ該當スル場合ハ本規程ヲ適用セス第三號ニ該當スル場合ハ其ノ事實アリタル翌月分ヨリ本規程ヲ適用セス

一 就職後六ヶ月ヲ經過セサル期間

二 家庭用以外ニ電熱ヲ使用スルトキ

三 退職又ハ當局以外ニ轉職シタルトキ

第十條 所屬長ハ名簿ヲ備ヘ第七條各號ノ事項ヲ記載スヘシ

局員退職又ハ轉勤シタルトキハ直ニ名簿記載事項ヲ訂正シ所管電燈營業所並ニ料金課ニ通知スヘシ

第十一條 第四條ノ電氣使用料並第五條ノ計器使用料ハ毎月集金係ノ委託ニヨリ當該所屬長ニ於テ集金ヲナスモノトス

第十二條 ノ二 退職者ノ滯納使用料ハ本市及電氣局共濟組合ヨリ諸給與金ヲ支給スルトキ之ヲ徴收ス

第十三條 電熱使用ニ關シ不都合ノ行爲アリタル者ハ本規程ニ依ル特別扱ヲ停止ス

第十四條 本規程ニ定メサル事項ハ條例並同施行細則ニ依ル

本規程ハ之ヲ電氣局共濟組合職員並附屬員ニ準用ス

附 則

本改正規定施行ノ際大正十三年四月達電第二〇號電氣局員家庭用電熱規程ノ適用ヲ受クル局員ニ對シテハ左ノ通り處理スルモノトス

ノトス

一 既設受電口數ハ爾後中止又ハ取除ノ申込ヲ爲スニ至ル迄ハ變更セサルモノトス

二 本規程第四條ノ電氣料ハ昭和二年一月分ヨリ第十一條ノ規定ハ二月分ヨリ之ヲ施行ス

### ●局員家庭用電熱取扱

一、局員用電熱工事施行箇所數ニ關スル事項

(昭和一三、五、一四 電營々 第四五四號)

局員申込ノ容量百ワット以上ノ電熱工事ハ物資愛護ノ見地ヨリ當分ノ間左ノ範圍ニ制限シ夫レ以上ハ施行ヲ延期スルコト

契 約 容 量

受 電 口 數

一・五「キロワット」未滿

一 ケ 所

一・五「キロワット」以上

二ケ 所以内

二、電氣局員家庭用電熱取扱方一部中止ニ關スル件

(昭和一四、八、二九 電營丙 第六一一號)

電力界ノ現狀ニ鑑ミ當分ノ間電氣局員ニ對スル家庭用電熱ノ新增設並中止分送電ハ其ノ取扱ヲ中止スルモノトス

### ●學校用電熱

(大正一五、一二、一五 營第一九七號 昭和六、二 改正)

一、屋内配線 需用者負擔

現ニ貸付配線ノ學校ニ對シテハ機會アル毎ニ需用者負擔ニ變更スルコト

二、電氣使用料及最低使用料

- |       |             |      |
|-------|-------------|------|
| 電氣使用料 | 一「キロワット」時ニ付 | 三錢五厘 |
| 最低使用料 | 一「キロワット」ニ付  | 六十錢  |

●代用計器ノ取扱

- 一、煖房用電熱ト其ノ他ト同一計器ニ依リ使用スルモノニシテ冬期末煖房用ノミ中止ノ場合ハ計器取替ヲ爲サズ「代用計器」ノ取扱ヲ爲スコト、此ノ場合本市ノ都合ニ因リ計器ヲ取替フルトキハ取替工事費ハ無料ノコト
- 二、前項ノ場合出張所ハ中止證明書ヲ發行シ營業所工事掛ニ於テ「計器變更」ゴム印ヲ押捺シ「何Aヲ何A代何Aニ」ト記入スルコト

共 通

## 第四章 共通

### 第一節 申込ニ對スル處理ニ關スル事項

#### ● 申込調査

(昭和一三、五、九  
電内工 第四三三號)

- 一、需用者ヨリノ申込ニカカル新增設、位置替其ノ他ノ工事申込調査ハ本手續ニヨリ之ヲ爲スモノトス
- 二、申込調査ハ電燈營業所検査班又ハ電燈出張所ニ於テ之ヲ爲スモノトス
- 三、電燈營業所検査班ニ於テ申込調査ヲ爲スベキ工事ノ範圍左ノ如シ
  - (イ) 新設 工事
  - (ロ) 申込燈數五燈以上ノ増設工事
  - (ハ) 申込燭光數ノ合計二百燭光以上ノ増設工事
  - (ニ) 「パイプ」又ハ引込線工事ヲ要スル増設及位置替工事並引込線位置替工事
  - (ホ) 右以外ノ工事ニシテ、工事主任ニ於テ特ニ申込調査ノ必要アリト認メタルモノ、但シ直營ニテ施行スル工事ハ原則トシテ申込調査ヲ行ハス
- 四、電燈出張所ニ於テ、申込調査ヲ爲スベキ工事ノ範圍左ノ如シ
  - (イ) 申込燈數四燈以下ノ増設工事
  - (ロ) 申込燭光數ノ合計二百燭光未滿ノ増設工事

(ハ)「パイプ」又ハ引込線工事ヲ要セザル位置替工事  
(ニ)其ノ他ノ雜工事

五、電燈營業所検査班所屬調査人ノ調査スベキ事項ハ左ノ通りトス  
(イ)事務的調査

(A) 工事傳票記載事項ノ正確ヲ期スルコト

▲ 申込ノ有無、申込數、燭光別(電燈ニ非ザルモノハ使用電力容量等)

▲ 住所、電柱番號、門標番號、工事種別(定額、從量別、晝晝夜間別等ヲ含ム)

(B) 需用者トノ連絡ヲ計ルコト

▲ 近日工事着手ノ旨ヲ告ゲ留守ニナラザル様依頼シ置クコト

▲ 主人又ハ責任者不在ノトキト雖モ工事差支ナキ様依頼シ置クコト

▲ 打合ノ上取付位置ノ表示シ得ルモノハ表示シ置クコト

▲ 其ノ他工事人指導上必要アリト認ムルモノハ傳票ニ記入スルコト

(ロ) 技術的調査

(A) 一般的ナルモノ

▲ 「パイプ」及「グロブ」ヲ要スルモノハ寸法其ノ他ヲ特ニ精密ニスルコト

▲ 普通、特別、賣渡工事ノ別及特殊材料使用ノ有無

▲ 二次關係、特ニ申込晝夜間ナルトキハ該二次線ノ有無、二次線延長ノ要アルモノハ詳細ニ調査シ其ノ手續ヲ採ルコト

▲ 引込線工事ヲ指定スルモノニ在リテハ電柱番號、單獨、共同ノ別、裏引込、表引込等ノ指定方法竝電線ノ太サ等

▲ 特ニ必要アリト認メタルトキハ屋内配線ノ電線ノ種類及太サ  
▲ 所要「コード」ノ種別及本數

(B) 需用者ノ諒解ヲ求メ置クベキモノ

▲ 表引込又ハ裏引込指定ノ理由竝造營材トノ關係

▲ 外燈等ニシテ屋内ヨリ引出工事ノ要アルモノハ其ノ理由

▲ 引込線架設又ハ腕木取付等ノ關係ヨリ第三者ノ造營材其ノ他ニ影響ヲ及ボスモノハ第三者ノ諒解ヲ求メ置クコト

▲ 其ノ他現場ノ都合上必要アリト認メタルモノ

▲ 以上各事項ハ之ヲ工事人ニ確認セシムル爲出來得ルダケ傳票面ニ記載スルコト

(C) 調査ヲ完了スルモ直ニ工事ニ着手出來ザルモノハ、工事着手月日ヲ傳票ニ記載ノ上營業所ニ之ヲ留メ置キ時期到來ヲ待チ交付スルコト

六、電燈出張所ニ於テ調査スベキ事項ハ第五號ニ準ジ之ヲ爲スモノトス

### ●電燈營業所及出張所ニ於ケル處理

一、申込調査完了ノ工事傳票ハ營業所受付掛ニ返戻同掛ニ於テ發行(特別工事ハ受付掛ニ於テ特別工事原簿ニ記帳ノ上)工事掛ニ手交ス

二、工事掛ハ工事請負商會(以下商會ト稱ス)ニ工事傳票ヲ交付ス

三、工事傳票ノ交付ヲ受ケタル商會ハ直ニ申込書ニ商會印ヲ押捺シ工事傳票ニ依リ工事ヲ施行ス

四、商會ニ於テ所定ノ工事竣工シタルトキハ、當日直ニ工事傳票ニ工事完了通知書二通ヲ添付シ營業所工事掛ニ返戻ス

(特別工事ハ工事材料遺拂明細書ヲ添付ノコト)

- 五、工事掛ハ工事完了通知書ノ一通ヲ出張所ニ送附、同時ニ工事検査ノ手配ヲ爲ス
- 六、出張所ハ工事完了通知書ニ依リ所要事項ヲ送電證明書ニ記入シ直ニ送電ノ上需用者ノ認印ヲ受ケ需用家「カード」ノ作成又ハ手入ヲ爲シ證明書ハ營業所經由料金課計算係ニ送附ス
- 七、検査員ハ工事検査ノ上工事傳票ヲ原簿掛ニ手交ス
- 八、原簿掛ハ原簿記帳ノ上工事傳票ヲ統計掛ニ手交シ統計掛ハ内容照合ノ上統計ニ計上シ工事完了通知書ハ營業主任經由一週一回營業課營業係ニ送附ス
- 九、特別工事材料遺拂表ノ検査ヲ了シタルトキハ賣品掛ハ工事費ヲ算出シ、需用者ニ對スル工事費領收書ヲ作成シ料金課照査係經由計算係ニ送附シ遺拂表ハ毎月十五日締切り費目別ニ一轄シ營業課營業係ニ送附ス

### ●營業係ニ於ケル處理

營業係ハ普通工事ニ對シテハ工事完了通知書ノ内容ヲ精査シ其ノ一月分(自前月十六日 至其月十五日)ヲ工事種別ニ整理シ當該年度ノ工事請負單價ヲ乘ジ工事請負代金ヲ算出ス、特別工事ニ對シテハ同期間内ノ工事材料遺拂明細書ニ依リ特別工事請負代金ヲ算出シ之ヲ普通工事請負代金ト合算シ支出費目別ニ局長決裁ヲ經テ工事請負者ヨリ請求書ヲ提出セシメ支拂手續ヲ爲ス

同時ニ同期間内ニ工事請負者ノ請求ニ依リ支給シタル工事材料ニ對シテハ所定ノ商會賣價ヲ以テ材料代ヲ算出シ局長決裁ヲ經テ納付書ヲ發行納入ノ手續ヲ爲ス

### ●中止申込ニ對スル處理

出張所ニ於テ中止申込ヲ受ケタルトキハ左ノ通り取扱フモノトス

#### 一、共通事項

- (イ) 使用日數ニ對スル日割料金ヲ現收スルコト
  - 領收證摘要欄ニハ容量、箇數、何月分何日分日割料金等明記スルコト
  - (ロ) 現場出張ノ上「セード」、電球、電動機其ノ他貸付品ニ對シテハ夫々引上ケ又ハ處置ヲ爲シ引込閉閉器或ハ「ローゼット」其ノ他必要箇所「フューズ」ヲ切斷封印スルコト
  - (ハ) 轉宅中止ニ對シテハ其ノ轉宅先判明セルモノハ中止證明書摘要欄並受付簿ニ之ヲ明記スルコト
  - (ニ) 中止證明書ニハ夫々必要事項及現收金額ヲ明記ノ上營業所經由計算係ニ送附スルコト
  - (ホ) 計算係ハ日割料金現收セサルモノニ對シテハ直ニ領收證發行スルコト
- 二、從量供給ノ場合
- (イ) 臨時檢針ヲ爲シ檢針票ハ營業所經由計量係ニ送附スルコト
  - (ロ) 日割料金計算ノ上料金及計器取除工事費ヲ現收スルコト
- 三、定額供給ノ場合
- 有料中止分アル場合ハ其ノ日割料金ヲ徵收スルコト

#### 四、電氣扇及炬燵

- (イ) 料金ハ「電氣扇料金計算方法」ニ依リ徵收スルコト
  - (ロ) 轉宅中止ノ場合ハ中止證明書摘要欄ニ轉宅先、轉宅先ニテ繼續使用ノ有無、使用臺數、契約期間等ヲ記入スルコト
  - (ハ) 轉宅先ノ送電證明書ニハ舊住所、轉宅先ニテ再用ノ旨其ノ他必要事項ヲ記入スルコト
- 五、轉宅ニヨル貸付電氣扇及炬燵ノ取扱

- (イ) 新住所ノ受持出張所ニ貸付電氣扇及炬燵アル場合ハ當該出張所ヨリ貸付ケ、舊住所ノ受持出張所ハ電氣扇及炬燵ノ引上ゲヲ爲スコト
- (ロ) 新住所ノ受持出張所ニ貸付電氣扇及炬燵無キ場合ハ舊住所ノ受持出張所ヨリ貸付ノ儘トシ出張所間ノ連絡ヲ密ニシ遺憾ナキ様取扱フコト、此ノ場合營業所ヲ異ニスルトキハ保管轉管ノ手續ヲ採ルコト、從ツテ轉宅後ニ於ケル電氣扇保管ニ關スル一切ノ責任ハ新住所ノ受持出張所ニテ負フコト

### 第二節 工事材料ニ關スル事項

#### ●電燈電力工事請負材料品出庫取扱ノ件

(昭和一三、六、二一) 電營々 第六一號

電燈電力工事請負商會ニ對スル電線其ノ他ノ工事材料ノ出庫ニ關シテハ自今左記ノ通り取扱フモノトス

記

- 一、第二種絶縁電線一・六耗、軟二耗、二・六耗、硬二耗
- 第三種絶縁電線二・六耗
- 第四種絶縁電線一・六耗、二耗、二・六耗ニ對スル取扱
- (イ) 前期電線ニ付テハ内線課内線係ニ於テ最近ノ工事實績ヲ調査シ各工事請負商會ノ今後十日間ニ要スヘキ電線量ヲ第一表ノ通り決定ス
- (ロ) 電燈營業所ハ商會ノ在庫電線量ヲ調査シ第一表ノ電線量ト對照シテ支給數量ヲ加減シ(第二表參照)十日分電線量ヲ保有セシム

- (ハ) 電燈營業所ハ自今各商會ノ工事竣工數ニ依リテ使用電線量ヲ査定シ(普通工事及從量切替工事ハ第三表ニ依リ其ノ他ノ工事ハ工事材料明細表ニ依ル)五日目毎ニ電線補給量ヲ決定シ物品假出庫請求書兼領收書ヲ作成ノ上商會ニ交付スルモノトス但シ特ニ一時ニ多量ノ電線ヲ要スル工事ニ對シテハ營業課營業係及内線課内線係ニ於テ承認ヲ受ケタル上出庫シ得ルモノトス
- (ニ) 工事ノ種別地域ノ相違等ニ依リテ第三表ヲ適用シ難キ事出シタル場合ハ電燈營業所ハ内線課内線係ト合議ノ上爾後ノ査定ニ變更ヲ加フルモノトス
- 二、前項以外ノ電線ニ對スル取扱
  - (イ) 工事請負商會ヨリ前項以外ノ電線ノ出庫請求アリタルトキハ電燈營業所ハ第四表ノ前年度一ヶ月平均電線受高量ヲ限度トシテ出庫スルモノトシ、商會ノ作成セル物品假出庫請求書兼領收書ヲ査定ノ上商會ニ返付スルモノトス
  - (ロ) 前記受高量以上ニ出庫ヲ要スルトキハ豫メ營業課營業係、内線課内線係ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス
- 三、電線以外ノ工事材料品ニ對スル取扱
  - 工事請負商會ヨリ電線以外ノ工事材料品ノ出庫請求アリタルトキハ電燈營業所ニ於テ必要量査定ノ上商會ノ作成セル物品假出庫請求書兼領收書ヲ商會ニ返付スルモノトス
- 四、商會ハ物品假出庫請求書兼領收書ヲ營業課營業係及内線課内線係經由ノ上用品課倉庫係ニ提出シテ工事材料ヲ受領スルモノトス
- 五、電燈營業所ハ電線出庫整理簿ヲ備ヘ第一項記載ノ電線ニ付テハ各商會ノ十日分保有量、普通工事件數、五日目毎ノ補給量及繰越量等ヲ、其ノ他ノ電線ニ付テハ出庫量ヲ記入シ、出庫電線量ノ整理ヲナスモノトス

(別表 省略)

## ●營業所倉庫品取扱要項

九八

- 一、電燈營業所ニ於ケル倉庫品ノ取扱ハ別段ノ定メアルモノノ外本手續ノ定ムル所ニ依ル
- 二、營業所物品取扱主任（以下主任ト稱ス）所要物品ノ請求ヲ爲サントスルトキハ「用品資金所屬物品假出庫請求並領收書」ニ品名、數量其ノ他必要事項ヲ記入シ所屬長ノ認印ヲ受ケ庶務課計理係經由主計部用品課統制物資係ニ送付スルモノトス
- 三、統制物資係ハ前項書類ヲ用品課倉庫係ニ交付シ請求物品ヲ受入レ營業所ニ配給スルモノトス
- 四、主任ハ倉庫品ニ對シ之レガ整理簿ヲ備ヘ物品ノ受渡並保管ノ狀況ヲ明ニスルモノトス
- 五、主任ハ假出物品ノ検査又ハ返納ニ關シテハ物品出納吏ノ指令ニ從フモノトス
- 六、工事掛ニ於テ工用材料ヲ受ケントスルトキハ「工事材料受拂明細表」「工事材料假受表遺拂殘品假返納表」ノ二通ニ所要數量ヲ記入後者ヲ倉庫掛ニ交付シ材料ノ受入レヲ爲スモノトス
- 七、工事掛ハ使用材料ニ付テハ「工事材料遺拂取除明細表」及「工用材料假受表遺拂殘品假返納表」ニ使用數量合計及殘高ヲ記入「工用材料假受表遺拂殘品假返納表」ニ殘品ヲ添ヘ倉庫掛ニ返納スルモノトス
- 八、倉庫掛ハ出庫材料ニ付テハ「工事材料受拂明細表」ノ日計表ニ依リ毎月十五日締切り「種目別材料遺拂月計表」「假出物品使用明細書」「費目別物品拂出請求兼振替仕譯書」ヲ作成毎月二十五日迄ニ庶務課計理係經由物品出納吏ニ送附スルモノトス
- 九、賣渡材料ニ對スル「遺拂明細表」ハ其ノ支出數量ニ付當該費目ヲ以テ整理シ前項ニ準シ手續ヲ爲スモノトス
- 十、倉庫掛ハ出庫材料ニ對シ毎月十五日ヲ以テ締切り「在庫殘高表」ヲ作成シ毎月二十五日迄ニ計理係經由物品出納吏ニ送附スルモノトス

- 十一、工事掛ハ取除、位置替其ノ他ニ依ル古品材料ノ返納ニ對シテハ「工事材料遺拂取除明細表」「取除假材料返納表」「取除材料返納明細表」ヲ作成シ「取除假材料返納表」ニ現品ヲ添ヘ倉庫掛ニ返納スルモノトス
- 十二、倉庫掛ハ返納品ニ對シ日計表ヲ作成シ毎月二回若ハ三回適宜、再用品、不再用品ニ區別整理ヲ爲シ毎月十五日締切り「返納品月計表」ヲ作成其ノ數量ヲ明ニスルモノトス
- 十三、再用品ハ之ヲ新品扱トシ「用品資金假出庫請求並領收書」「古品返納書」ヲ作成再用品ノ印押捺ノ上再用傳票作製ト共ニ用品課倉庫係ニ送附スルモノトス

## ●出張所返納物品取扱手續

- 一、出張所ニ於ケル返納物品（電球及物品受拂日計表記載ノモノ）ニ對シテハ出張所扱電球及器具受拂日計表ニ計上シ且配給日割表ヲ參酌シ其ノ數量ヲ調査シ新品配給日迄ニ返納品送附票ヲ作成、返納品ト共ニ返納箱ニ入レ保管シ置クモノトス
- 二、統制物資係ハ新品配給ノ都度返納箱ヲ受取り之ヲ倉庫係ニ返納スルモノトス
- 三、庶務課計理係ハ毎月一日ヨリ同月末日ニ至ル期間内ニ於ケル出張所扱電球及器具受拂日計表記載ノ返納品數量ヲ各營業所毎ニ合計シ返納書（一品一葉）ヲ作成、倉庫係ニ送附スルモノトス
- 四、倉庫係ハ毎月一日ヨリ同月末日ニ至ル期間内ニ於ケル出張所ヨリ送附セル返納品送附票數量ヲ各營業所毎ニ合計シ計理係ヨリ送附サレタル合計ト照合ノ上返納品領收書ヲ計理係ニ送附スルモノトス

## ●コード使用制限ニ關スル件

（昭和二三、五、五）  
電營々第四一八號



時局ニ影響ヲ受ケ近ク「コード」品切レノ見込ミニ付需用家ノ御迷惑ヲ可及の少ナカラシムル爲應急ノ處置トシテ自今新增設及既設電燈ニ取付又ハ取換スベキ「コード」ニ對シテハ左記ノ通り御取扱相成度

追而本件ニ付テハ需用者トノ間ニ多少ノ摩擦ヲ生ズルハ免レ難キ所ナルモ「電線不足ノ爲新增設工事ニサヘ支障ヲ生ズル虞アル點竝將來「コード」潤澤トナリタル際ハ需用者ノ申出ニヨリ長尺モノニ取換（有料）可能ナル點」等ヲ懇切ニ説明シ諒解ヲ得ルコトニ努メラレタシ

記

- 「一米モノ」取付ヲ原則トシ「二米モノ」以上ノ長尺モノハ有料ト雖モ取付ケザルコト、但次ニ列記ノモノニ對シテハ此ノ制限外ノ取扱ヲナスコト
- 一、長尺モノ希望ノ向ニ對シテ屋內燈四燈迄毎ニ「二米モノ」一本取付ノコト
- 二、分岐臨時燈用又ハ天井高キ特殊ノ場所ニ取付クル「コード」其他已ムヲ得ザル事由アリト認ムルモノニ對シテハ可及的本數ヲ制限シ長尺モノヲ取付ノコト

### ●電線不足對策ニ關スル件

（昭和一三、五、一四）  
電管々 第四五四號

電線不足對策トシテ既ニ改修工事ノ延期、階上電力計ノ階下位置替工事ノ中止、「コード」使用ノ制限、返納材料ノ再用等ヲ實施セシモ將來ノ電線納入數量全ク不明ニ付キ之レカ對策トシテ不取敢左記ニ依リ即日實施相成度

追而右實施ニ際シテハ需用家ニ對シ所轄局所ニ於テ電線不足ノ情況ヲ懇切ニ説明シ諒解ヲ求メラレタシ

記

- 一、局員用電熱工事箇所數ニ就テ

局員申込ノ容量百「ワット」以上ノ電熱工事ハ左ノ範圍ニ制限シ夫レ以上ハ施工ヲ延期スルコト

契約容量	受電口數
一・五「キロワット」未満	一ヶ所
一・五「キロワット」以上	二ヶ所以内

- 二、新築家屋ノ電燈工事ニ就テ  
成ル可ク居住者決定後工事ニ着手スルコト
- 三、定額燈ヲ從量燈ニ切替ニ就テ  
積算電力計ハ引込口ニ近ク取付クルコト
- 四、電柱廣告燈設置ノ爲二次線ノ延長ヲ要スルモノニ就テ  
廣告燈申込者ニ對シ營業係ヨリ之ガ施工延期方ニ付諒解ヲ求ムル豫定ニ付當分ノ間二次線ノ延長ヲ要スルモノハ施行前電燈營業所ヨリ其ノ申込者（朝日電機製作所又ハ大塚祐壽）廣告燈ヲ設置スヘキ電柱ノ所在地、電柱ノ記號、番號、延長ヲ要スル間數ヲ營業係ニ通知スルコト
- 五、晝夜間引込新設ニ就テ  
晝夜間電燈、電氣扇、ラヂオ受信機、コタツ、時計等ノ新設ノ爲晝夜間専用引込線ノ施設ヲ要スルトキハ電燈ト共ニ晝夜間從量供給ヲナスコト
- 六、「スキツチ」ヲ要スル工事ニ就テ  
「タンプラー」又ハ「スナツプスキツチ」ノ代用トシテ紐付「スキツチ」ヲ取付クルコト
- 七、變壓器需用者負擔ニ就テ  
高壓供給自家用需用者ノ變壓器ハ原則トシテ需用者負擔トシ在庫品アル場合ニ限り貸付料ヲ徵收シ貸付クルコト（貸付

料ハ追テ通知ス)

尙變壓器製作ニハ時局柄相當ノ日子ヲ要スルヲ以テ電燈營業所ハ可及的電氣供給狀態ニ注意シ需用増加ニ支障ヲ來サザル様努ムルコト

八、官廳工事及燈數多キ工事ニ就テ

可及的の先方工事ヲ懇請シ官廳工事ニ付テハ出來得レバ工事材料ヲ提供セシムルコト

九、工事材料ヲ要スル諸計畫ノ實施延期ニ就テ

既定ノモノト雖モ多量ノ工事材料ヲ要スル計畫ハ之ガ實施ヲ延期シ緊急已ムナキモノニ對シテハ更メテ上司ノ決裁ヲ經實施スルコト

### ●資材愛護節約ノ件

(昭和一三、八、一九)  
電營々 第七八一號

資材愛護節約ノ趣旨ニ依リ電氣工事施行ニ關シテハ已ムヲ得ザルモノノ外八月二十一日ヨリ當分ノ間左記ノ通り取扱フコトト相成候條及通知候也

追而 本件ハ本市所有ノ材料愛護節約ノ趣旨ニ依ルモノナルヲ以テ需用者ニ於テ手持材料ヲ提供スル工事及所謂先方工事ハ施行支障ナキモノニ付爲念

記

#### 一、電 燈

(一)「コード」ハ總テ「一米モノ」ヲ使用スルコト

但シ特殊ノ用途又ハ特殊ノ場所ニ取付クルモノ其ノ他已ムヲ得サル事由アルモノハ此ノ限ニ在ラス

(二)左ノ工事ハ施行セス

(イ)門軒灯其ノ他之ニ類スルモノノ新設

(ロ)新設ニシテ特ニ多量ノ電線ヲ要スルモノ(一需用場所ニ於テ電線一千米以上ヲ要スルモノ)

(ハ)特ニ必要ト認ムルモノノ外三A以上ノ需用者ニ對スル電流制限器取付

(ニ)積算電力計位置替

(ホ)定額ヲ定額ニ切替

(三)左ノ工事ニ對シテハ工事請負者ニ於テ本市ノ材料品ヲ購入セス自己ノ材料品ヲ使用スルモノトス但シ本市ノ定ムル仕様書ニ適合シ且電氣用品取締規則ニ違反セザルモノタルコトヲ要ス

(イ)位 置 替 (内線)

(ロ)増 設 (内線)

#### 二、電 力、電 熱

左ノ工事ニ對シテハ工事請負者ニ於テ本市ノ材料品ヲ購入セス自己ノ材料品ヲ使用スルモノトス、但シ本市ノ定ムル仕様書ニ適合シ且電氣用品取締規則ニ違反セザルモノタルコトヲ要ス

内線ノ新增設、位置替其ノ他一切ノ工事

右電燈電力、電熱ノ工事中工事請負者ニ於テ自己ノ材料品ヲ使用スルモノニ對スル工事請負單價並材料賣價ハ昭和十三年度工事請負契約書並價格表所定通りトス

「註」電力ニ於テハ七・五馬力以上、電熱ニ於テハ一K以上ノモノニ對シテハ受付ノ際豫メ材料ノ有無ニ付商會ト打合スコト

●資材愛護節約方法調整ニ關スル件

(昭和一四、一、一二)  
(電營々 第一四號)

昨年八月十九日附電營營第七八一號(資材愛護節約ノ件)ヲ以テ電燈内線ノ位置替、増設工事竝電力電熱内線ノ新增設、位置替其ノ他一切ノ工事ニ對シテハ請負工事商會ノ材料ヲ以テ施行スヘキ旨通知致置候處來ル一月十六日交付ノ右諸工事傳票ヨリ其ノ所要材料ヲ本市ヨリ支給スルコトニ決定相成候條及通知候也

追而右電營營第七八一號通知ニ依ル「コード」使用制限竝工事施行制限ハ從來通りニ有之、又電力ニ於テハ七・五馬力以上電熱ニ於テハ二キロワット以上其ノ他特殊ノ工事ニ對シテハ受付ノ際豫メ材料ノ有無ニ付營業所工事掛ト打合相成度

●工事施行制限一部解除ニ關スル件

(昭和一四、二、二三)  
(電營々 第一一二號)

昨年八月十九日附電營々第七八一號(資材愛護節約ノ件)ヲ以テ門軒燈其ノ他之ニ類スルモノノ新增設工事ハ之ヲ施行セザル旨通知致置候處來ル三月一日ヨリ引込工事ヲ要セザルモノニシテ從量供給ニ依ルモノニ限り施行スルコトニ決定相成候條及通知候也

追而本工事ニ屬スルモノニアリテモ特ニ多量ノ電線ヲ要スルモノ及右電營々第七八一號通知ニ依ル其ノ他ノ工事施行制限ハ從來通りニ付爲念

●既設貸付配線設備賣渡ニ關スル取扱

(昭和一二、一一、三〇)

一、配線設備ヲ賣渡ス場合ハ賣渡年度ニ於ケル定額請負工事費ヲ以テ賣渡スモノトス

「註」賣渡年度ニ於テ配線賣渡價格ヲ特定シタルモノハ之ニ依ルモノトス(昭和一六、四、一六 達燈第八號參照)

「註」  
(一) 電燈配線設備賣渡ノ場合既ニ「タンブラ」又ハ「スナップ」等ノ「スキツチ」取付アルモノト雖モ電燈配線設備ノミノ定額請負工事費ヲ以テ賣渡スモノトス  
(二) 配線設備ヲ賣渡ス場合ニ於テ新ニ「スキツチ」取付ノ請求アルモノニ對シテハ其ノ賣渡工事費ヲ徵收スルモノトス  
(三) 「グロープ」竝「セード」ハ別ニ賣渡スモノトス

第三節 試驗ニ關スル事項

●配線検査ニ關スル事項

一、配線検査

無料

但シ定期絶縁試験以外ニ需用者ノ希望ニ依リ、屋内配線ノ絶縁試験ヲ行フ場合ハ出張料ノ外試験ニ要スル實費ヲ徵收ス右ノ場合ノ實費ヲ左ノ通り定ム

箇	數	試	驗	料
二十箇以下	一	圓		
五十箇以下	二	圓		
百箇以下	三	圓		
二百箇以下	四	圓		
二百箇以上八百箇以内ヲ増ス毎ニ	一	圓	増	

二、避雷針抵抗試験料

一基ニ付キ 金貳 圓  
 同一場所ニ於テ一基ヲ増ス毎ニ 金一 圓 増  
 但シ屋上避雷針ノ位置ニ昇降スル梯子又ハ足場ノ設備ハ先方ノ負擔トス

●電氣機械器具試験料適用ニ關スル事項

電氣用品取締規則ノ適用ヲ受ケザルモノニ對スル試験料

一、家庭用器具類及配電器具類

(イ) ラヂオ受信機、電氣時計、ヴァイヴレーター、バリカン、ラヂオレイヤ

(ロ) ディスコネクティングスイッチ、アレスタ、碍子、チョーキングコイル、オイルスイッチ、ポテンシャルトランス、カーレントトランス、クラウンドデクター、リレー、フューズボックス、碍子型スイッチ、ゴム手袋、ディスク

ンフック、カッタアウト、ケーブル

(ハ) 一〇〇アマペア超過ノナイフスイッチ類

ヴォルメーター、アマメーター、指示ワットメーター、オゾン発生器、電療器、浴場電器、ベル、ブサー、按摩器、

サーキットブレーカー、タイムスイッチ、自動スイッチ(フロートスイッチ、壓力スイッチ等)、充電器、ラヂオ雑

音防止器、バイタライトランプ、マグネタイザー、其ノ他之ニ類スルモノ 一箇ニ付 三 十 錢

「註」 配電盤ニ各種器具ヲ取付ケタルモノハ各器具ノ試験料ノ外ニ配電盤試験料ヲ徴收ス

二、電動機及モーターゼネレーター

○・五馬力以下

三馬力以下

五馬力以下

七・五馬力以下

十馬力以下

十五馬力以下

二十馬力以下

二十馬力ヲ超ユルモノ

一箇ニ付

同

同

同

同

同

同

一馬力迄ヲ増ス毎ニ

一 圓

一圓五十錢

二 圓

三 圓

三圓五十錢

五 圓

七 圓

三十錢 増

三、變壓器、熔接器、電氣爐、調光器、小型變壓器(容量一〇〇「ヴォルトアマペア」ヲ超ユルモノ)、レギュレーター、其ノ他之ニ類スルモノ

容量一「キロヴォルトアマペア」ヲ一馬力ト看做シ、電動機試験料ヲ準用ス

四、醫療機器類

レントゲン、デアテルミ、齒科醫療器裝置、其ノ他之ニ類スルモノ

一箇ニ付

二

圓

五、電氣蓄音機、金錢登錄器、冷蔵庫、整流器、太陽燈、鈴木式再生器、電氣ドリル、掃除器、截斷機、洗濯機、アークラ

ンプ、映寫機、看板灯(サインポール等)其ノ他之ニ類スルモノ

一箇ニ付

一

圓

電氣用品取締規則ノ適用ヲ受クルモノニ對スル試験料

無

料

但シ試験ノ爲出張ヲ要スル場合ハ、出張料ノ外ニ試験ニ要スル實費ヲ徴收ス

右ノ場合ノ實費ヲ左ノ通り定ム

箇	數	試驗料(一箇ニ付)
三十箇以下	三	十錢
三十箇ヲ超ユルモノハ超過分	十	十錢

〔註〕

- 一、電熱器ハ容量十「キロワット」ヲ超ユルモノモ無料トス。
- 二、アラケツト、スタンド、シヤンテリ、ヤ類ハ電氣用品取締規則ノ適用ヲ受クルモノニ準ジ無料トス。
- 三、電氣用品取締規則ノ適用ヲ受クルモノ(昭和一〇、九、三〇逓信省令第三〇號)
  - 絶縁電線 導體ノ太サ單線ニ在リテハ直徑十二耗以下、撚線ニ在リテハ切斷面積百平方耗以下ノモノニ限ル
  - コード 導體ノ切斷面積五十平方耗以下ノモノニ限ル
  - 金屬管及金屬線樋 鋼又ハ鐵製ノモノニ限ル
  - 可熔器 定格電壓百ヴオルト以上ノ低壓ニシテ 定格電流百アマペア以下ノモノニ限ル
  - 開閉器 定格電壓百ヴオルト以上ノ低壓ニシテ 定格電流百アマペア以下ノモノニ限ル
  - 點滅器 定格電壓百ヴオルト以上ノ低壓ニシテ 定格電流三十アマペア以下ノモノニ限ル
  - 接續器 定格電壓百ヴオルト以上ノ低壓ニシテ 定格電流三十アマペア以下ノモノニ限ル
  - 電熱器 定格電壓百ヴオルト以上ノ低壓ニシテ 消費電力十キロワット以下ノモノニ限ル
  - 小型電動機 一、定格電壓百ヴオルト以下ノ低壓ニシテ定格出力一キロワット以下ノモノニ限ル 二、器具ノ部分品トシテ組立テラレタルモノハ之ヲ含マズ
  - 小型變壓器 定格一次電壓百ヴオルト以上ノ低壓用ノモノニ限ル
  - 電流制限器 定格電壓百ヴオルト以上ノ低壓ニシテ最大動作電流百アマペア以下ノモノニ限ル

### 出張料

(施行細則第十八條)

電氣機械器具其ノ他ノ電氣裝置ニ付、認定ノタメ出張ヲ要スル場合ハ所定試驗料ノ外左ノ出張料ヲ徴收ス

- 一、電動機、モーターゼネレーター、變壓器、熔接器其ノ他之ニ類スル場合 一回ニ付 十圓
- 二、其ノ他ノモノノ場合 一回ニ付 三圓

### ●電燈營業所及電氣科學館ニ於ケル電氣機械器具ノ試驗ニ關スル事項(昭和二三、九、三) (電内内第八二六號)

- 一、本内規ハ電燈營業所及電氣科學館(内線課内線係所屬)ニ於ケル電氣機械器具(先方品)ノ試驗ニ對スル取扱方法ヲ定ム、但シ出張試驗ヲ含マズ
  - 二、試驗ノ範圍ハ左ノ通りトス
    - 1 單相電動機
    - 2 電氣扇(天井用電氣扇ヲ除ク)
    - 3 ラヂオ受信機
    - 4 三「キロワット」以下ノ單相電熱器(難波營業所ノミ一〇「キロワット」以下トス)
    - 5 豆變壓器ソノ他ノ小型變壓器(ネオン管燈用變壓器ヲ除ク)
    - 6 電燈照明器具
    - 7 電氣時計、小型醫療器(レントゲン、ヂアテルミイ等ヲ除ク)其ノ他ノ特殊電氣器具
    - 8 各種配線器具
- 難波營業所ハ以上ノ外、一〇馬力以下(附屬電流計、スキツチ類ヲ含ム)ノ三相電動機ヲ扱フモノトス

- 三、試験ハ當該係所、所屬ノ試験場ニ於テ行フコト、但シ電燈照明器具ハ電氣科學館ヲ除キ電燈工事班之ヲ擔當スルモノトス
- 四、試験ハ試験請求傳票ニ依リ所定ノ方法ニ依リ行フコト、電動機ノ他試験ニ相當長時間ヲ要シ現品ヲ預ル必要アル場合ニハ預リ證ヲ發行シ試験終了日ヲ豫メ傳ヘ置クコト
  - 註一 傳票記入事項ニ誤リナキヤ又ナルベク試験料領收證ト照合シ正確ヲ期スルコト
  - 註二 傳票ハ原則トシテ當該所、館ヨリ發行セルモノニ限り取扱フコト
  - 註三 預品ハ紛失、破損等ノナキヤウ充分注意スルコト
- 五、合格品ニハ所定ノ個所ニ「檢査済之證」又ハ「電氣扇檢査證」(品名、製造番號、容量、電流、試験年月日ヲ記入)ヲ貼付シ鉛封印ヲ施スコト
  - 但シ電燈照明器具、配線器具及電流計ニハ轉字マークヲ以テ之ニ代ヘルモノトス
  - 註一 試験済之證及電氣扇檢査證ニハ當該係所及責任者ノ印ヲ押捺シ試験場所ヲ明瞭ニスルコト、又ラデオ受信機及特殊器具等「ヴォルト、アムペア」ヲ以テ容量ヲ表スモノニハ容量ヲ表ス朱印ヲ押捺スルコト
  - 註二 本證ノ貼付ニハ「ワニス」ヲ用ヒ剝レヌヤウニナスコト
- 六、三相電動機ノ合格品ニハ銘板上ニ不及檢ノ刻印ヲ打チ且試験番號及試験年月ヲ印刻シタル金屬片(小判)ヲ取付ケ鉛封印ヲ施スコト、尙試験合格證ヲ作成シ添付スルコト
  - 註一 試験合格證ニハ馬力數ヲ示タメ「打抜き」ヲナシ作製後現品銘板ト誤ナキヤ照合スルコト
  - 註二 合格證ノ記入ニハ黑色製圖用インクヲ用フルコト
- 七、不合格品ニシテ有料ノ場合ハ一週間以内ニ限り再試験ニ應ズルコト但シ試験請求傳票ヲ預リ置キ再試験ニ際シ該品ニ對スル試験料領收證ト照合スルコト

八、試験ノ成績ハ左記ニ依リ整理スルコト(三相電動機ヲ除ク)

- (1) 試験成績控簿ヲ作製シ左ノ項目別ニ整理シ當該係所ニ於テ保存スルコト
  - (イ) ラデオ受信機
  - (ロ) 電動機及應用器具類
  - (ハ) 特殊器具類
  - (ニ) 電熱用及應用器具類
  - (ホ) 電氣扇類
  - (ヘ) 照明器具類
- (2) 控簿ハ毎日集計シ試験請求傳票(送附簿添付)ト共ニ所屬長ノ檢印ヲ受ケルコト、但シ電氣科學館ハ控簿ハ毎月二十日ニ集計スルモノトシ、別個ニ試験日誌ヲ作り之ト傳票ノミ毎日所屬長ニ提出、檢印ヲ受ケルコト
- (3) 試験請求傳票(送附簿添付)ハ毎日内線課内線係經由電務課試験係ニ送付試験係ニ於テ保存スルコト
- 九、三相電動機ノ試験成績ハ左記ニ依リ整理スルコト
  - (1) 試験結果ヨリ無負荷電流、能率、力率等ヲ計算シ「試験成績書」ヲ作製スルコト、尙別箇ニ「試験成績簿」ヲ作製シ照合ニ便ナラシムルコト
  - (2) 成績簿、試験成績書及試験請求傳票ハ毎日集計ノ上所屬長ノ檢印ヲ受ケ整理保存スルコト
  - (3) 試験請求傳票(送附簿添付)ハ毎日内線課内線係經由、電務課試験係ニ送附、試験係ニ於テ保存スルコト
  - (4) 電燈營業所動力班ヨリ送附シ來リタル受電證明書ニ依リ本市ヨリ供給スルモノヲ原簿ニ記入整理スルコト
- 一〇、試験證其ノ他ノ扱ハ左記ニ依ルコト
  - (1) 試験證出納簿ヲ作り豫メ必要數量ヲ工事主任ヨリ受ケ置キ毎日ソノ收支殘高ヲ明確ニシ工事主任ノ檢印ヲ受ケルコト
  - (2) 三相電動機關係ノ試験證ハソノ都度工事主任ヨリ試験成績表提示ノ上受ケルコト
  - (3) 工事主任ハ物品取扱主任ヲ通ジ各種試験證ヲ必要數量ダケ内線課内線係經由電務課試験係ヨリ受ケルコト

- (註) 試験證ソノ他ハ收支殘高ニ誤リナキヤウ特ニ注意シ責任ヲ以テ取扱フコト
- 一、試験方法及試験規格ハ別ニ之ヲ定ム
  - 二、各試験場ハ試験成績ノ統計ヲ別紙様式ニ依リ毎月二十日ニ内線課内線係ニ送附スルコト
  - 三、試験用各種計器ハ三ヶ月毎ニ電務課試験係ニ送附、補正ヲナスコト
- 此ノ間不足計器ハ試験係ヨリ一時借用スルモノトス
- (註) 試験ノ際ハ更正值ヲ注意スルコト

### ●需用者所有電動機取扱ニ關スル事項

- 一、當局試験規格ニ合格シタル電動機(三相)ニ對シテハ試験濟證(試験番號札、線、封印玉、銘板上ノ檢印)ヲ附シ試験合格證ヲ發行ス  
但シ單相式電動機ニ對シテハ封印玉ト檢査濟證ヲ貼付ス
- 二、移動ニ依リ再試験ノ必要アル電動機及同附屬品ニシテ本市又ハ大電當時ノ試験濟證アルモノニ對シテハ營業所ニ於テ檢査ノ上使用差支ナシト認ムルモノハ其ノ儘使用セシムルモノトス
- 三、他電氣供給事業者ノ試験濟證アル電動機及同附屬品ニ對シテハ之カ試験ヲ省略スルコトヲ得、但シ屋内配線檢査ノ際該機器使用ノ可否ヲ定ムルモノトス

### 第四節 賠償金ニ關スル事項

(條例第十八條 同施行細則第二十一條)

### ●配線設備無斷取除賠償金

(昭和一二、一三、一六)

貸付屋内配線設備無斷取除ノ場合ニ於ケル賠償金ハ實費ヲ徵收ス。但シ定額請負工事費ノ定メアルモノハ之ヲ實費トシ徵收年度ニ於ケル該請負工事費ヲ徵收スルモノトス、引込線ニ付テモ同一扱ニ依ルモノトス

〔註〕徵收年度ニ於テ賠償金ヲ特定シタルモノハ之ニ依ルモノトス(昭和一六、四、一六 達燈第八號參照)

〔註〕取除工事費ヲ徵收セルモノニ對シテハ既收工事費ヲ控除セル殘額ヲ賠償金トシテ徵收ノコト

### ●電氣機械器具賠償金

電動機、電氣扇、計器其ノ他ノ本市貸付電氣機械器具ヲ毀損滅失シ又ハ亡失セル場合賠償金ハ實費ヲ徵收ス  
實費ノ定メナキモノハ其ノ都度之ヲ定ム

#### 一、電動機

貸付電動機ヲ亡失セル場合ハ該電動機ノ賣渡價格(昭和一四、五、二二決)ヲ基準トシテ其ノ都度賠償金ヲ決定スルモノトス

貸付電動機ノ一部ヲ破損セル場合(片メタル替、兩メタル替、ステーターコイル捲替、プーリー取替等)ハ其ノ都度内線課研究係ノ査定ニ依リ實費ヲ賠償金トシテ徵收ス

#### 二、電氣扇

貸付電氣扇亡失セル場合ノ賠償金ハ實費ヲ徵收ス

但シ昭和十五年度貸付電氣扇亡失賠償金ハ左ノ通りトス (昭和一五、五、二九 達燈第六三號)

型	狀	賠償金(一臺ニ付)
自	動	四
式	式	十
固	定	五
	式	十
		五
		圓

貸付電氣扇一部破損セル場合ハ其ノ都度研究係ノ査定セル賠償金ヲ徴收ス  
三、計器

貸付計器ヲ亡失セル場合ノ賠償金ハ其ノ實費ヲ徴收ス此ノ場合ノ實費ハ電務課試験係ノ査定ニ依ルモノトス  
貸付計器ノ封印、硝子其ノ他ノ一部ヲ焼損又ハ破損シタル爲新規ニ檢定申請ヲ要スル場合ハ左記第一表又ハ第二表ニ依ル  
檢定料、檢定申請手数料及計器取替工事費ニ其ノ破損セル部分ニ對スル電務課試験係ノ査定ニ依ル賠償金ヲ加算徴收ス  
モノトス

第一表

檢定料	檢定申請手数料	單 相	
		式	(新ニ檢定申請ヲ要スルトキ)
一圓	一圓	三〇〇ワット以下	二、二〇〇ワット以下
三圓	三圓	一〇〇ワット以下	三、三〇〇ワット以下
四圓	四圓	一〇〇ワット以下	一〇〇ワット以下
五圓	五圓	一〇〇ワット以下	一〇〇ワット以下
六圓	六圓	一〇〇ワット以下	一〇〇ワット以下
八圓	八圓	一〇〇ワット以下	一〇〇ワット以下
一〇圓	一〇圓	一〇〇ワット以下	一〇〇ワット以下
一四圓	一四圓	一〇〇ワット以下	一〇〇ワット以下
六圓	六圓	一〇〇ワット以下	一〇〇ワット以下
七圓	七圓	一〇〇ワット以下	一〇〇ワット以下
八圓	八圓	一〇〇ワット以下	一〇〇ワット以下
一〇圓	一〇圓	一〇〇ワット以下	一〇〇ワット以下
七圓	七圓	一〇〇ワット以下	一〇〇ワット以下
八圓	八圓	一〇〇ワット以下	一〇〇ワット以下
九圓	九圓	一〇〇ワット以下	一〇〇ワット以下
一一圓	一一圓	一〇〇ワット以下	一〇〇ワット以下

第二表

檢定料	檢定申請手数料	三 相	
		式	(新ニ檢定申請ヲ要スルトキ)
二圓	二圓	三〇〇ワット以下	二、二〇〇ワット以下
三圓	三圓	三〇〇ワット以下	三、三〇〇ワット以下
四圓	四圓	三〇〇ワット以下	三〇〇ワット以下
五圓	五圓	三〇〇ワット以下	三〇〇ワット以下
六圓	六圓	三〇〇ワット以下	三〇〇ワット以下
八圓	八圓	三〇〇ワット以下	三〇〇ワット以下
一〇圓	一〇圓	三〇〇ワット以下	三〇〇ワット以下
一四圓	一四圓	三〇〇ワット以下	三〇〇ワット以下
六圓	六圓	三〇〇ワット以下	三〇〇ワット以下
七圓	七圓	三〇〇ワット以下	三〇〇ワット以下
八圓	八圓	三〇〇ワット以下	三〇〇ワット以下
一〇圓	一〇圓	三〇〇ワット以下	三〇〇ワット以下
七圓	七圓	三〇〇ワット以下	三〇〇ワット以下
八圓	八圓	三〇〇ワット以下	三〇〇ワット以下
九圓	九圓	三〇〇ワット以下	三〇〇ワット以下
一一圓	一一圓	三〇〇ワット以下	三〇〇ワット以下

「註一」注意事項

- (イ) 取扱ノ便宜上檢定料、檢定申請手数料、計器取替工事費ヲ同時ニ徴收スル場合ニ限り其ノ全額ヲ賠償金トシテ處理スルモノトス
- (ロ) 計器破損賠償金ハ其ノ計器檢定有効期間終了日近キノ故ヲ以テ輕減セス
- (ハ) 計器取除又ハ取替工事費ヲ前收後計器ノ破損ヲ發見セントキハ前記各表ノ賠償金中計器取替工事費ヲ控除シタル殘額ヲ賠償金トシテ處理スルモノトス

「註二」取扱事項

- (イ) 電燈營業所工事掛ガ計量係、出張所其ノ他ヨリ計器破損ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ計器取替ノ手續ヲナスモノトス
- (ロ) 工事掛ハ破損計器ニツイテハ當該需用者ニ對シ賠償金ヲ要スル旨説明シ同時ニ必ズ計器破損證明書ヲ受領シ該證明書ハ受付掛ニ交付スルモノトス
- (ハ) 受付掛ハ破損證明書ニヨリ極力賠償金ノ現收ニ努メ失踪等ノ爲絶對ニ現收不可能ト認メタルトキハ賠償金徴收事故分取扱ニ據リ處理スルモノトス

●賠償金徴收事故分取扱

- 一、需用者ノ故意又ハ過失ニ因リ貸付配線設備或ハ電氣機械器具ヲ毀損又ハ亡失シ之カ賠償金徴收ノ必要アルモノニ對シテハ電燈營業所ハ迅速ニ賠償金ヲ現收スルモノトス
- 二、當該需用者ノ失踪無資力其ノ他ノ理由ニ因リ賠償事故發見後一週間以内ニ營業所ニ於テ賠償金徴收不能ノトキ又ハ徴收ノ見込ナキモノ若ハ輕減ノ已ムナキモノト認ムルトキハ「賠償金徴收事項整理簿」ニ記帳シ置クモノトス



賠償金徵收事項整理簿記入要項

- (1) 需用場所 (2) 門標番號 (3) 需用者氏名 (4) 利害關係者住所氏名 (5) 事故發見月日
  - (6) 電氣工作物ノ種類及數量 (7) 所定賠償金額 (8) 徵收事故ノ種類 (9) 輕減又ハ請求保留保上申月日
  - (10) 同上確定月日 (11) 確定金額 (12) 徵收月日 (13) 徵收證送付月日 (14) 備考
- 三、前項賠償金徵收事故分ノ最長整理期間ヲ事故發見後三月トシ其ノ間ニ於テ左ノ通り處理スルモノトス
- (イ) 營業所ニ於テ銳意賠償金ノ徵收ニ努メ到底見込ナキ場合ハ速ニ當該領收證ニ顛末書及現收領收證原符送付票ヲ添ヘ營業係經由照查係ニ送附スルモノトス
- (ロ) 賠償金輕減又ハ請求保留ノ已ムナキモノニ對シテハ營業所ハ其ノ都度電燈部長宛上申シ、營業係ニ於テ局長決裁後輕減分ニ對シテハ確定賠償金ヲ現收スルモノトス
- 四、賠償金徵收事故整理簿ハ毎月一回電燈營業所長ノ認印ヲ受クルモノトス

●火災ニ起因スル損害賠償ノ取扱ニ關スル事項

(昭和七、一一、一五 營第一六七號)

- 一、失火ノ責任アル需用者ニ對シテハ同人ノ使用ニ係ル物件ノ損害ヲ限度トシ賠償金ヲ請求スルモノトス
- 二、失火ノ責任ナキ需用者ニ對シテハ賠償金ハ之ヲ請求セサルモノトス

第五節 現收金取扱ニ關スル事項

●電氣局經理事務規程拔萃

第一款 調定 扱

(電氣局經理事務規程第三編第二章第二節)

第九十九條 左ニ掲グル歲入金ノ調定ハ別ニ定ムルモノノ外電燈部料金課計算係長(以下計算係長ト稱ス)之ヲ爲スヘシ

- 一、電 燈 料
- 二、電 力 料
- 三、電熱其ノ他供給料金
- 四、電氣設備賣却代及工事費收入
- 五、諸工料、手數料及其ノ他收入

第百條 計算係長ハ納額告知書又ハ納付書ヲ發行シ電燈部長ノ定ムル期日內ニ電燈部料金課集金係長(以下集金係長ト稱ス)ニ交付スヘシ但シ一般需用者ニ對シテハ所定ノ領收證(歲第七號様式)ヲ發行シ前記書類ニ代フヘシ

第一百一條 第九十九條第四號及第五號ノ規定ニ依ル收入ニシテ一般需用者ヨリ徵收スルモノニ付テハ電燈部料金課照查係長(以下照查係長ト稱ス)ヨリ送附ヲ受ケタル引換證又ハ領收證ヲ以テ前條所定ノ領收證ニ代フルコトヲ得

第一百二條 集金係長ハ左ノ各號ニ依リ歲入金ノ徵收ヲ爲スヘシ

- 一、領收證ニ依ルモノ

集金員ヲ派シテ徵收ス  
納人ニ送付シ拂込ヲ爲サシム

前項ノ規定ニ依リ難キトキハ電燈部長ハ主計部長ニ合議シ局長ノ決裁ヲ受ケ他人ヲシテ集金ヲ請負ハシムルコトヲ得

第一百三條 需用者本市電氣供給區域外ニ移轉シタルトキハ振替貯金ニ依リ又ハ本市區長若ハ他市町村長ニ委囑シテ歲入金ノ徵收ヲ爲スヘシ

第一百四條 集金員ハ徵收シタル公金ヲ遲滯ナク當局現金取扱人ニ納入シ入金通知書ヲ受ケ電燈部長ノ定ムル納金切日毎ニ之ヲ一括シ收入票ヲ添付シテ之ヲ集金係長ニ提出スヘシ

集金係長ハ前項ノ規定ニ依ル書類ヲ調査シ納金切日毎ニ振替命令書ヲ調製シ入金通知書ヲ添付シテ之ヲ照查係長ニ送付ス

ヘシ

集金係長ハ振替貯金口座拂込ニ係ル收入分ニ付テハ會計課長ヨリ送附ヲ受ケタル收入通知書ヲ入金通知書ト看做シ月一回前項ノ規定ニ準シ之ヲ處理スヘシ

第二百五條 照查係長ハ當局現金取扱人ヨリ集金員ノ納入シタル電氣料金其ノ他ノ收入金ノ明細書ノ送付ヲ受ケ一時取扱金ニ拂込手續ヲ爲スヘシ

照查係長ハ前條ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル振替命令書及入金通知書又ハ收入通知書ト前項ノ規定ニ依リ明細書トヲ照查シ振替命令書ヲ電燈部庶務課計理係長(以下庶務課計理係長ト稱ス)經由計理課長ニ送付スヘシ

第二百六條 三月以上ヲ經過セル歳入金ノ請求洩ヲ發見シタル者ハ電燈料金請求漏發見報告書(歲第八號様式)ヲ調製シ之ヲ

照查係長ニ送付スヘシ

照查係長ハ前項ノ規定ニ依ル報告書ヲ精査シ計算係長ニ送附スヘシ

計算係長ハ其ノ徵收手續ヲ爲スヘシ

第二百七條 徵收済料金ニシテ過收其ノ他ノ事由ニ依リ還付ノ要アルトキハ集金係長ハ所定ノ受取證(歲第九號様式)ヲ徵シ

一般徵收金ヨリ之ヲ拂戻スヘシ

第二百八條 左ニ掲グル歳入金ノ調定及徵收ハ電燈部營業課營業係長(以下營業係長ト稱ス)之ヲ爲スヘシ

一、電柱廣告ニ關スル料金

二、露天電燈ニ關スル料金

三、工事違約金

四、ラヂオ聽取申込取次手数料

五、都市計畫事業ニ伴フ軒切電燈取除料

第二百九條 營業係長ハ前條ノ規定ニ依ル歳入金調定額ニ基キ納額告知書又ハ納付書ヲ調製シ工事違約金ニ關スルモノノ外之ヲ納入ニ送付スヘシ

工事違約金ノ徵收ハ第八十二條ノ規定ニ依ル

## 第二款 現 收 扱

第一百十條 電燈營業所及同出張所ニ於テ現收金ヲ收入シタルトキハ領收證(歲第十號様式)ヲ發行スヘシ  
前項ノ領收證ノ調製、交付及監査ハ照查係長之ヲ行フ

第一百十一條 電燈營業所出張所員ハ現收金收入ノ翌日現收金明細書及領收證原符ト共ニ之ヲ管轄電燈營業所長ニ送付スヘシ

第一百十二條 電燈營業所長ハ前條ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル現金ヲ檢收シ自ラ現收シタルモノト合セ當局現金取扱人ニ納入シ入金通知書ヲ受クヘシ

前項ノ金額中調定済ノモノハ照查係長經由集金係長ニ之ヲ通知スヘシ

第一百十三條 現收金ニシテ過收其ノ他ノ事由ニ因リ還付ノ要アルトキハ電燈營業所長ハ既發行ノ領收證ト引換ニ一般徵收金ヨリ之ヲ拂戻スヘシ

但シ既發行ノ領收證ノ還付ヲ受ケ難キトキハ受取證(歲第十一號様式)ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第一百十四條 現收領收證又ハ現收金ニ關スル書類ノ取消ヲ要スルトキハ其ノ事由ヲ摘記シ係員之ニ認印スヘシ

第一百十五條 電燈營業所長ハ毎旬收入金額及返還金額ヲ集計シ振替仕譯書ヲ調製シ入金通知書ト共ニ之ヲ照查係長ニ送付スヘシ

照查係長ハ調定扱ノ例ニ準シ振替收入ノ手續ヲ爲スヘシ

第一百十六條 電燈營業所及同出張所以外ニ於ケル現收金ノ取扱ニ付テハ別段ノ定メアルモノノ外本款ノ規定ヲ準用ス

# ●電燈部現收金取扱内規

(昭和一四、九、二一 達燈第六號)

一一〇

## 一、現收領收證ノ取扱

- 第一條 現收領收證(以下領收證ト稱ス)ハ料金課照査係(以下照査係ト稱ス)ニ於テ整理番號及局長領收印押捺ノ上電燈營業所(以下營業所ト稱ス)及其ノ他ノ係ニ交付スルモノトス
- 第二條 領收證ハ赤刷及黒刷ノ二種トシ原符ト領收證トノ複寫式百枚綴トシ頁數ヲ附スルモノトス
- 第三條 出張所ノ領收證保管冊數ハ赤刷及黒刷各一冊トシ豫備トシテ各一冊ヲ備付タルモノトス但シ必要ト認ムル場合ハ其ノ冊數ノ増減ヲ爲スコトヲ得
- 第四條 赤刷領收證ハ工事費變更料試驗料賣品代委託品販賣代賠償金其ノ他之ニ類スルモノノ現收ニ黒刷領收證ハ電氣使用料設備損料電氣機械器具使用料其ノ他之ニ類スルモノノ現收ニ使用スルモノトス
- 第五條 領收證ノ授受ハ照査係ト營業所其ノ他ノ係間ハ第一號様式ノ領收證送付簿ニ依リ營業所ト出張所間ハ第二號様式ノ領收證送付簿ニ依ルモノトス
- 第六條 出張所ニ於テ領收證ヲ受ケントスルトキハ第三號様式ノ領收證請求簿ニ使用濟領收證ノ表紙ヲ添ヘ營業所ニ請求シ營業所ハ更ニ照査係ヘ請求スルモノトス
- 第七條 書損シ又ハ不備ナル領收證ハ原符ヲ添ヘ又頁數ニ過不足アル簿冊ハ其ノ旨ヲ記シ照査係ニ返附スルモノトス
- 二、現收金計理手續
- 第八條 出張所ハ賣品工費現收金送付簿、調定分賣品工費現收金送付票綴(當分ノ間現收金通知票綴ヲ代用ス)調定外(臨時)送電料現收金送付票綴調定分(普通)送電料現收金送付票綴ヲ備ヘルモノトシ前二者ハ赤刷領收證ニ依リ收入シタルモノヲ後二者ハ黒刷領收證ニ依リ收入シタルモノヲ各現金收納ノ都度領收證番號順ニ記入スルモノトス

第九條 出張所收入金ハ收入ノ翌日第四號様式ノ現收金明細書領收證原符取消領收證及前條ノ各送付票ノ一片ト共ニ營業所ニ送付スルモノトス

第十條 營業所ハ前條書類ノ検査ヲ爲シ各關係帳簿(現收金日計簿、現金合計簿、現金整理簿、委託品販賣簿)ニ記入ノ上領收證原符送付票及同綴ヲ添ヘ照査係ニ送付スルモノトス

第十一條 照査係ハ前條書類ノ検査ヲ爲シ調定分賣品工費現收金送付票及調定分送電料現收金送付票ハ送付番號ヲ附シ集金係ニ送付シ其ノ他ハ照査係ニ於テ保管スルモノトス

領收證原符及取消領收證ハ日附別整理番號順ニ保管スルモノトス

第十二條 出張所ニ於テ電流無斷使用賠償金、電氣扇修繕料、電氣炬燵及其ノ他ノ電熱器修繕料ヲ現收シタルトキハ現收金通知票ヲ作製シ營業所經由照査係ニ送付スルモノトス照査係ハ前項賠償金現收金通知票ハ庶務課庶務係ニ修繕料現收金通知票(需用者持電氣扇修繕見積票、電熱器修繕傳票)ハ内線課研究係修理工場ニ送付スルモノトス

第十三條 出張所ニ於テ現收金ノ還付ヲナス場合ハ既發行ノ領收證又ハ受取證引換ニ一般徵收金ヨリ拂戻スモノトス前項ニヨリ現收金ノ還付ヲ爲シタルトキハ其ノ費目ニヨリ現收金送付簿又ハ現收金送付票綴ニ領收證又ハ受取證ヲ添ヘ營業所ニ送付スルモノトス

第十四條 營業所ハ前條領收證又ハ受取證ヲ検査ノ上毎旬之ヲ一括シ費目別合計書、還付金明細簿、領收證原符送付票及同綴ト共ニ照査係ニ送付スルモノトス

第十五條 營業所其ノ他ノ係ニ於ケル現收金ノ取扱ニ付テハ別段ノ定メアルモノノ外本取扱ヲ準用スルモノトス

一一一

請  
負  
契  
約

## 第五章 請負契約

### 第一節 電燈工事請負契約ニ關スル事項

#### ● 契約要項

一、請 負 者

西區立賣堀北通五丁目五六	合資會社 津田商會	代表社員 津田彌市郎	電話新町 四一〇
西區靱南通五丁目四七	合名會社 朝比奈商會	代表社員 朝比奈寅雄	// 土佐堀 六四一
西區江戸堀南通一丁目三七	株式會社 大阪電氣商會 大阪暖房商會	取締役社長 菅谷元治	// 新町 一、五八五
北區中之島二丁目一九	株式會社 三興社	取締役 坪井松三郎	// 北濱 二、六三〇
西區西長堀北通四丁目三	合資會社 紅屋商會	代表社員 七里秀二	// 新町 一、九四三
東區味原町九九	みよし組	中橋彌吉郎	// 南 五、二二九
浪速區惠美須町一丁目一	合資會社 中村工業所	代表社員 中村石太郎	// 戎 一〇六
天王寺區南河堀町二五	合資會社 大阪電業商會	代表社員 橫溝小八	// 天王寺 五〇三
東區京橋前町三	三和電氣土木工事株式會社	取締役社長 風間八左衛門	// 東 七、七七七
北區曾根崎新地一丁目五四	株式會社 淺海商會	代表取締役 淺海治平	// 北 一、五七二

北區西堀川町一五	株式會社ヤマト電氣商會	取締役社長 山本龍太郎	北 三、〇五六
西區京町堀通三丁目二三	東亞電氣商會	泉 勇一 郎	土佐堀二、一三四
北區梅田新道太平ビル二階	栗原工業所	栗原信虎	北 一、〇四六

二、工事範圍

電燈、電氣扇、ラヂオ受信機、一キロワット未満ノ電熱、四分ノ一馬力以下ノ單相電動機其ノ他之ニ類スルモノノ引込線及内線ノ新增設、位置替、切替、引替等ノ工事

三、工事ノ種類及單價(昭和十六年度)

(一) 普通 工事

引込線工事 (イ) 單獨引込線施設工事 一箇ニ付 金十一圓

(ロ) 共同引込線施設工事 一箇ニ付 金三圓六十錢

(ハ) 軒下分岐引込線施設工事 一箇ニ付 金九十錢

内線工事 (イ) 電燈及之ニ類スルモノ(電氣扇、ラヂオ受信機、二百ワット以下ノ電熱、四分ノ一馬力未満ノ單相電動機等ヲ含ム以下之ニ同ジ)ノ屋内配線新增設工事  
新設工事 一箇ニ付 金四圓四十五錢  
増設工事 一箇ニ付 金三圓十錢

(ロ) 從量供給ノ電燈及之ニ類スルモノノ屋内配線新設ニ伴フ配電盤新設工事 一箇ニ付 金二圓四十錢

(ハ) 電燈及之ニ類スルモノ、一キロワット未満ノ電熱及四分ノ一馬力以下ノ單相電動機ノ屋内配線位置替工事 一箇ニ付 金二圓十錢

(ニ) 屋内用プルスキツチ取付工事(スキツチ代ヲ含マズ) 一箇ニ付 金五十五錢

(ホ) 既設配線ニ對スル屋外用プルスキツチ取付及取替工事(スキツチ代ヲ含マズ) 一箇ニ付 金三十八錢

(ヘ) 既設配線ニ對スル封印付フューズボックス取付工事 一箇ニ付 金一圓四十五錢

(ト) 定額電燈ヲ從量ニ切替工事(積算電力計取付工事ヲ含ム) 一箇ニ付 金六圓五十五錢

一〇アムペア以下 一箇ニ付 金六圓五十五錢

(二) 特別 工事

(イ) 金屬管、金屬線樋又ハ電纜ヲ使用スル工事

(ロ) 引込線工事ニシテ、電線直徑二・六耗ヲ使用シ其ノ互長四十五米ヲ超ユルモノ、電線直徑三・二耗ヲ使用シ、ソノ互長三十米ヲ超ユルモノ及電線直徑三・五耗以上ヲ使用スルモノ

(ハ) 電燈及之ニ類スルモノ(電氣扇、ラヂオ受信機、二百ワット以下ノ電熱、四分ノ一馬力未満ノ單相電動機等ヲ含ム)ノ屋内配線新增設工事ニシテ一燈又ハ一箇當リノ電線互長八米ヲ超ユルモノ及其ノ他ノ内線工事ニシテ、特ニ多額ノ費用ヲ要シ、本市ニ於テ普通工事ニ依リ難シト認ムルモノ

(ニ) 普通工事ニ列舉セル以外ノ工事

四、引込線工事ト内線工事

引込線工事トハ變壓器二次側引込ケツチホルダー(ケツチホルダーヲ含ム)ヨリ引込點(引込口壁際ヨリ電源側三〇糎ノ點ヲ謂フ)ニ至ル工事ヲ謂ヒ、内線工事トハ引込點ヨリ負荷側ノ工事ヲ謂フ

五、工事竣工期間

工事ハ左記期間内(傳票ノ交付日及返戻日ヲ含ム)ニ竣工セシムルモノトス

一、普通 工事 四日間

二、特別 工事 市ノ查定期間

三、手直 工事 四日間

年始三日間、紀元節、天長節、明治節ハ前項期間ニ算入セス

引込工事ニ關係アル場合ノ雨天當日亦同シ

六、前項ノ竣工期日前ニ工事ヲ竣工シタルトキハ別ニ定ムル獎勵金ヲ支給シ期日ニ遅レタルトキ又ハ工事方法、使用材料其ノ他手續上ニ關シ不都合アリタルトキハ別ニ定ムル違約金ヲ徴收ス

七、契約不履行、履行遲滯其ノ他請負者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ本市又ハ第三者ニ損害ヲ蒙ラシメタルトキハ請負者ニ於テ本市ノ決定セル損害賠償金ヲ支拂フモノトス

八、本市カ請負者ニ於テ左ニ掲クル事實アルコトヲ確認シタル場合ハ、本市ノ相當ト認ムル違約金ヲ徴シ又ハ請負契約ヲ解除スルコトアルヘシ

一、正當ノ事由ナクシテ契約ヲ履行セサルトキ  
 二、契約ノ締結又ハ履行ニ付不正ノ行爲アリタルトキ  
 三、契約ノ履行ニ當リ本市係員ノ指揮監督ニ從ハス、又ハ其ノ職務執行ヲ妨害シタルトキ  
 四、契約ノ履行ニ關シ特ニ本市ヨリ命シタル事項ニ對シ故ナク之ヲ拒ミタルトキ

五、契約事項ニ違反シタルトキ  
 六、本市又ハ第三者ニ損害ヲ蒙ラシメタルトキ、若ハ重大ナル事故ヲ生セシメタルトキ  
 七、協定事項ニ違反シタルトキ  
 八、本市ノ營業方針ニ背反セル行爲アリタルトキ又ハ本市ノ信用ヲ毀損スルカ如キ行爲アリタルトキ  
 前項ノ場合請負者カ損害ヲ蒙ルコトアルモ本市ハ一切其ノ責ニ任セス  
 九、契約ノ條項ニ疑義ヲ生シタルトキハ本市ノ解釋ニ依リ契約ニ規定ナキ事項ハ協定ニ依ル

●取扱事項

一、工事請負者ノ所屬及工事傳票分配率

(昭和一六、四、一六 營第三九號)

電燈營業所		所屬請負者		工事分配率	
九條	朝比奈	全工事ノ約	五〇%	難波	中村
	津田	同	五〇%		
扇町	大阪電氣	全工事ノ約	五〇%	中	みよし
	三興	同	五〇%		
紅屋	中村工業所ノ請負分ヲ除ク工事ノ約	五〇%	新世界及日本橋出張所區域ノ全工事	同	五〇%
	紅屋	同			

天王寺	大阪電業	全工事ノ約	五〇%
美章園	三和	同	五〇%
	淺海	全工事ノ約	五〇%
	ヤマト	同	五〇%
	東亞	全工事ノ約	六〇%
天下茶屋	栗原	同	四〇%

工事傳票分配上ノ注意事項

(イ) 容量一「キロワット」未滿ノ電熱工事ニシテ一「キロワット」以上ノ電熱工事ト同時ニ施行ヲ要スル場合ハ電力  
 工事請負者ヲシテ施行セシムルコト

二、早返獎勵金

(ロ) 工事請負者位置替、配線引替等ノ工事ヲ施行シタル場合既設不用取除材料ハ必ず返納セシムルコト  
 電燈、電氣扇並電熱屋内配線新增設普通工事ニシテ竣工期日前ニ工事ヲ竣工シ工事傳票ヲ返戻シタル場合ハ左ノ獎勵金  
 ヲ支給ス

種別	獎勵金(屋内配線一箇ニ付)
二日早キ場合(交付ノ翌日返戻セルモノ)	〇、〇二
一日早キ場合(交付ノ翌々日返戻セルモノ)	〇、〇一
第四日目ニ返戻セルモノ	〇、〇〇

期間計算上ノ注意事項

- (イ) 年始三日間、紀元節、天長節、明治節ハ竣工期間ニ算入セス
- (ロ) 引込工事及引込付内線工事ノ雨天當日ハ竣工期間ニ算入セス  
 但シ交付又ハ返戻當日雨天ノ場合ニ於テハ竣工期間ニ算入ス
- (ハ) 内線引込共特別工事ノ場合、内線ガ特別工事引込ガ普通工事、又ハ其ノ反對ノ場合ハ獎勵金ハ之ヲ支給セス

●請負電氣工事違約金規程

(大正一四、四、二八 達電第一九號)  
 (昭和一一、五 達電第三一號改正)

- 第一條 本市ト本市指定電燈竝ニ電力工事請負商會トノ間ニ於ケル請負電氣工事ニ關スル違約金ハ本規程ノ定ムル處ニ依ル
- 第二條 違約金ノ單位額ハ之ヲ金貳拾錢トシ金貳拾錢ヲ以テ一個ト定ム
- 第三條 工事方法ニ關シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ一個所ニ對シ各下記ノ違約金ヲ徵收ス
  - 一 指定ノ方法ニ違反シテ引込線又ハ屋内線ヲ施工セルモノ 貳拾個
  - 二 電線分岐ノ場合支持點際ニテ爲サ、ルモノ 壹壹個
  - 三 電線支持點間ノ距離規定ヨリ過大ナルモノ 壹拾個
  - 四 架空引込線ノ途中ニ接續點ヲ設ケタルモノ 壹拾個
  - 五 低壓電線ヲ直接高壓電線ニ接續シタルモノ 壹千個
  - 六 低壓電線ノ相互接續ヲ誤リタルモノ 壹千個
  - 七 碍管又ハ護謨管内ニテ電線ヲ接續シタルモノ 壹拾個
  - 八 木製線樋内ニテ電線ヲ接續シタルモノ 貳拾個



- 九 金屬管又ハ金屬線種内ニテ電線ヲ接続シタルモノ 五拾個
- 十 電線ヲ「スリーブ」接続スル場合捻廻數規定ニ合ハサルモノ 拾個
- 十一 電線ヲ「スリーブ」接続スル場合添線必要ナル時添線ヲ爲サ、ルモノ 拾個
- 十二 電線ヲ「ハンダ」揚接続スル場合線ノ卷數規定ヨリ少キモノ又ハ三・二耗以上ノ電線ヲ撚接続セルモノ 貳個
- 十三 電線ヲ「ハンダ」揚接続スル場合線ノ卷數規定通りナルモ「ハンダ」揚不良ナルモノ又ハ電線ヲ地中銅板ニ接続スル場合「ハンダ」揚不良ナルモノ 參個
- 十四 電線ヲ「ハンダ」揚接続スル場合線ノ卷數規定通りナルモ「ハンダ」揚ヲ爲サ、ルモノ又ハ電線ヲ地中銅板ニ接続スル場合「ハンダ」揚ヲ爲サ、ルモノ 貳拾個
- 十五 第十二號ニ該當セル上「ハンダ」揚ヲ爲サ、ルモノ 拾個
- 十六 電線接続箇所ニ於テ電線心線ノ甚シク損傷セルモノ 五個
- 十七 計量器取付ノ箇所ニ於テ配線配置ヲ反對ニ爲セルモノ 五個
- 十八 電線又ハ電球線末端ノ被覆始末規定ニ適合セス或ハ必要ナル「ハンダ」揚ヲ爲サ、ルモノ 壹個
- 十九 「バインド」掛ノ不完全ナルモノ 壹個
- 二十 必要ナル場合碍管又ハ護護管ノ固定ヲ爲サ、ルモノ 壹個
- 二十一 天井ニ棧アル場合電燈ヲ之ニ取付ケサルモノ但シ特殊ノ場合ハ此ノ限りニ在ラス 參個
- 二十二 既設工作物ニ損害ヲ與ヘタル儘之ヲ放置シタルモノ 五個
- 二十三 工事竣工後三月以内ニ於テ其ノ工事ニ起因シ絶緣不良トナリタルモノ 拾個
- 二十四 架空引込線ヲ道路（幅員三米以上）ヲ横斷シテ架渉スル場合需用場所ニ於ケル 拾個

- 取付點ノ高サ地表上二・五米未滿ノモノ 貳個
- 二十五 架空引込線ノ需用場所ノ取付點ニ於テ電線相互間ノ距離ヲ左記以上ニ保持セサルモノ 壹個
- (イ) 電線徑間二〇米以下ノ場合 二十五纏
- (ロ) 電線徑間二〇米ヲ超ユル場合 三十纏
- (ハ) 四線乗差出型腕木ヲ使用シタル場合 二十纏
- 二十六 引込腕木ヲ洋釘ヲ以テ打付ケル場合ニ洋釘四本以上ヲ以テ二箇所以上ニテ打付ケサルモノ但シ特殊ノ場合ニハ此ノ限ニ在ラス
- 二十七 引込口ニ於テ雨水浸入ノ防止ヲ爲サ、ルモノ 貳個
- 二十八 必要ナル箇所ニ支ヘ腕木又ハ二耗以上ノ電線ヲ以テ支線ヲ施サ、ルモノ 壹個
- 二十九 電燈ヲ直接取付ケル場合ヲ除キ看板又ハ物干ニ引込腕木ヲ取付ケタルモノ 參個
- 三十 他事業者ノ腕木ニ碍子類ヲ取付ケタルモノ 五個
- 三十一 同一茶臺碍子ニ二組ヲ超過シテ架空引込線ヲ架渉シタルモノ 參個
- 三十二 工事上已ムヲ得サル場合ヲ除キ電柱ニ直接腕木ヲ取付ケ引込線ヲ架渉シタルモノ 參個
- 三十三 工事上已ムヲ得サル場合ヲ除キ裏引込ヲ爲セルモノ 貳個
- 三十四 一〇〇「ヴォルト」電線ト二〇〇「ヴォルト」電線トノ接続ヲ誤リタルモノ 參拾個
- 三十五 一電柱ニ同一種類ノ二個以上ノ電源アル場合ニ引込線ノ接続ヲ左記ニ依リ爲サ、ルモノ 拾個
- (イ) 既設引込ノ接続ナキ場合ハ變壓器容量ノ大ナル側ニ接続スルコト但シ同一容量ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス
- (ロ) 既設引込線アル場合ハ其ノ電源側ニ接続スルコト
- (ハ) 同種類ノ引込線カ電源ヲ異ニシテ數條接続セル場合ニハ引込線數多キ側ニ接続スルコト

第四條 取付器具及使用材料ニ關シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ一箇所ニ對シ各下記ノ違約金ヲ徵收ス

- 一 検査規定ニ適合セサル材料ヲ使用セルモノ 參 個
- 二 新增設工事ニ古キ材料ヲ使用セルモノ 參 個
- 三 「パイプ」類「シャンデリヤ」「ランプスタンド」等ニ検査済ノモノヲ使用セサルモノ 拾 個
- 四 引込線工事ニ指定ノ太サノ電線ヲ使用セサルモノ 壹 個
- 五 「ケツチホルダー」ニ「フューズ」ヲ直接「ハンダ」附セサルモノヲ使用セルモノ 壹 個
- 六 必要ナル箇所ニ顛倒碍子ヲ使用セサルモノ 壹 個
- 七 電線ヲ碍子ニ取付クル場合「バインド」線ヲ使用セサルモノ 壹 個
- 八 電線接續箇所又ハ心線露出ノ部分ニ必要ナル木綿又ハ護謨「テープ」ヲ施サ、ルモノ 壹 個
- 九 必要ナル箇所ニ碍管又ハ護謨管ヲ使用セサルモノ 貳 個
- 十 必要ナル場合密閉型開閉器ヲ取付ケサルモノ 貳 個
- 十一 配電盤ニ取付ケルモノヲ除キ双型開閉器ニ外函ヲ取付ケサルモノ 壹 個
- 十二 器具及材料ニ必要ナル捻子釘類ノ不足セルモノ 壹 個
- 十三 保護板下ニ第二種絶縁電線ヲ使用セルモノ但シ棚等ノ上ニテ保護板ノ長サ一米以下ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス 壹 個
- 十四 木製線種金屬線種又ハ金屬管工事ニヨリ施設スル電線ニ第四種絶縁電線ヲ使用セサルモノ 五 個
- 十五 人ノ容易ニ觸ル、虞アル所又ハ外物ノ損傷ヲ受クル虞アル所ニ保護板等ニテ保護裝置ヲ施サ、ルモノ 壹 個
- 十六 「ローゼット」ヲ天井ノ棧ニ取付クル場合木製「ローゼット」臺ヲ使用セサルモノ 壹 個

- 十七 「ローゼット」裏ニ乙一號碍管ヲ使用セサルモノ 貳 個
- 十八 必要ナル場合「コード」接續器或ハ「セードホルダー」ノ取付ケナキモノ 壹 個
- 十九 電球線ニ釘付「ボール」ヲ取付ナキモノ但シ特殊ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス 壹 個
- 二十 架空電線ノ徑間五米ヲ超ユル場合顛倒碍子又ハ乙二號碍子ニテ之ヲ支持シタルモノ 壹 個
- 二十一 引込口(但シ電流制限器ヲ取付クル裝置ヲ爲シタルトキハ接地側ノモノ)ニ乙三號碍管ヲ使用セサルモノ 壹 個
- 二十二 引込線ノ引下線カ地表上ヨリ手ノ觸ル、虞アル箇所ニアルトキ第四種絶縁電線ヲ使用セサルモノ 貳 個
- 二十三 手ノ觸ル、虞アル場所ニシテ小角安全器磁器開閉器ノ取付場所アルニモ拘ラス「ケツチホルダー」ヲ取付セルモノ 參 個
- 二十四 屋外工事ニ於テ縛縛線ニ銅「バインド」線ヲ使用セサルモノ 貳 個
- 二十五 取付場所ニ從ヒ所定ノ電球線ヲ使用セサルモノ但シ取付場所ノ狀況ニ依リ特ニ取替ヲ命スルトキハ本號ニ依ラサルコトアルヘシ 參 個
- 二十六 引込線ニ於テ使用電線ノ太サ及徑間ニ從ヒ左ノ材料ヲ使用セサルモノ但シ工事上已ムヲ得サル場合ハ此ノ限リニ在ラス 壹 個

使用電線ノ太サ	徑	間	碍子ノ種類	檜腕木
二二平方耗又ハ五耗以上	一五	以上	大茶臺碍子	大腕木
二二平方耗又ハ五耗未滿	一五	以上	中茶臺碍子	大腕木
五耗未滿	一五	未滿	中茶臺碍子	小腕木
五耗未滿	一五	未滿	又ハ小碍子	小腕木

二十七 必要ナル箇所ニ「コーチスクリュー」又ハ「ボルト」ヲ使用セサルモノ

第五條 安全装置ニ關シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ一箇所ニ對シ各下記ノ違約金ヲ徴收ス

- 一 「ケッチホルダー」ヲ「アース」側ニ取付ケタルモノ
- 二 屋内ニ施設スル電線ト弱電流電線又ハ其ノ他ノ金屬物ト十五糎以内ニ接近セル部分ニ對スル完全ナル接觸豫防装置ヲ爲サ、ルモノ
- 三 必要ナル箇所ニ接地線ナキモノ
- 四 地中銅板ヲ要スル接地装置ニ銅板ノ取付ケナキモノ

第六條 手續キニ關シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ一件ニ對シ各下記ノ違約金ヲ徴收ス

- 一 工事ノ一部竣工又ハ手直未済ニシテ完了ノ報告ヲ爲シタルモノ
- 二 工事ノ全部未済ニシテ完了ノ報告ヲ爲シタルモノ
- 三 竣工期日カ契約ニ依ル指定ノ期間ヲ經過シタルモノ
- 四 竣工期日ヲ特定セル場合期日ヲ經過シタルモノ
- 五 同一事件ニ關シテ手直傳票ヲ三回以上交附シ尙之ヲ完了セサルモノ
- 六 交附傳票ヲ紛失シタルモノ
- 七 需用家ノ意志ニ反シテ施工セルモノ
- 八 虚偽ノ理由ニ依リ傳票ヲ返納セルモノ
- 九 遺拂材料明細書ニ過大ノ遺拂ヲ記載シタルモノ

貳個  
參個  
五個  
拾個  
壹個  
參個  
貳個  
六個  
拾個  
拾個  
拾個  
拾個  
參個

第七條 前各條ニ明記セサル事項ト雖モ工事方法使用器具材料其ノ他手續ニ關シ不都合アリト認メタル場合ニハ前各條ニ準シ違約金ヲ徴收スルコトアルヘシ

第八條 第三條第五號、第九號乃至第十一號、第十四號乃至第十六號、第五條第四號及第六條第七號、第八號ニ該當スル工事ニ關シテハ之ヲ施行セル工事請負商會ニ對シ豫メ通告ノ上違約金ヲ徴收スルモノトス

第九條 第四條第八號ニ該當スルモノハ本市ニ於テ検査ノ際適當ニ手直ヲ完了シ之ガ検査報告書ニ手直完了ノ旨需用家ノ證明ヲ徴シ事後右工事ヲ施行セル工事請負商會ヨリ他ノ手直事項ト同一方法ニ從ヒ違約金ヲ徴收ス

### 第二節 電力及電熱工事請負契約ニ關スル事項

## 契約要項

### 一、請負者

西區靱南通二丁目二	中央電氣株式會社	專務取締役	永吉久治	電話土佐堀 二九八
東區南本町二丁目四三ノ一	合資會社立花商會	代表社員	佐竹則翁	// 船場二、六九一
浪速區櫻川町一丁目一、〇七一	合資會社星屋電氣商會	代表社員	勝部高麗	// 櫻川二、五二七
東區船越町二丁目二四	株式會社松重電機商店	專務取締役	松本芳太郎	// 東 二九四
西區立賣堀南通五丁目二〇	合資會社三倉商會	代表社員	小倉菊太郎	// 新町二、八〇五
東淀川區本庄川崎町四丁目一	株式會社大阪電機工業所	取締役社長	中島謙二	// 豊崎二、七三五

### 二、工事範圍

電力（單相四分ノ一馬力以下ヲ除ク）、電熱（一キロワット未滿ヲ除ク）ノ引込線及内線ノ新增設、位置替、引替等ノ工事  
三、工事ノ種類及單價（昭和十六年度）

（一）普通工事

三相電力新設工事請負金額

電 動 機 容 量	單 獨 引 込 線 工 事	内 線 工 事
自 二 分 一 馬 力	二十八圓七十錢	二十一圓七十錢
至 四 分 一 馬 力		

内線工事ニハ「パイロットランプ」工事ヲ含ム

（二）特別工事

（イ）金屬管、金屬線樋又ハ電纜ヲ使用スル工事

（ロ）電力單獨引込線ノ亘長三十八米、電力内線ノ亘長二十四米ヲ超ユルモノ、電力引込線工事ニ電線直徑七耗以上ヲ

使用スルモノ

（ハ）一引込線工事ニシテ二基以上ノ電動機ヲ同一屋内ニ設備スル場合ノ引込線工事及内線工事

（ニ）本市ノ認定ニ依ル臨時工事、特殊工事其ノ他普通工事費ノ定メナキモノ

四、工事竣工期間

工事ハ左記期間内（傳票ノ交付及返戻日ヲ含ム）ニ竣工スルモノトス

一、引込線工事

三日間

二、内線新增設工事（引込共）

四日間

三、同 右（引込不用ノモノ）

四日間

本市查定期間

四日間

四、特別工事

五、手直工事

年始三日間、紀元節、天長節、明治節ハ前項期間ニ算入セス、引込工事ニ關係アル場合ノ雨天當日亦同シ

五、工事ノ竣工前項ノ竣工期日ニ遅レタルトキ又ハ工事方法、使用材料其ノ他手續上ニ關シ不都合アリタルトキハ別ニ定ムル違約金ヲ徴收ス

六、契約不履行、履行遲滞其ノ他請負者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ本市又ハ第三者ニ損害ヲ蒙ラシメタルトキハ請負者ニ於テ本市ノ決定セル損害賠償金ヲ支拂フモノトス

七、本市カ請負者ニ於テ左ニ掲クル事實アルコトヲ確認シタル場合ハ本市ノ相當ト認ムル違約金ヲ徴シ又ハ請負契約ヲ解除スルコトアルヘシ

一、正當ノ事由ナクシテ契約ヲ履行セサルトキ

二、契約ノ締結又ハ履行ニツキ不正ノ行爲アリタルトキ

三、契約ノ履行ニ當リ本市係員ノ指揮監督ニ從ハス又ハ其ノ職務執行ヲ妨害シタルトキ

四、契約ノ履行ニ關シ特ニ本市ヨリ命シタル事項ニ對シ故ナク之ヲ拒ミタルトキ

五、契約事項ニ違反シタルトキ

六、本市又ハ第三者ニ損害ヲ蒙ラシメタルトキ若ハ重大ナル事故ヲ生セシメタルトキ

七、協定事項ニ違反シタルトキ

八、本市ノ營業方針ニ背反セル行爲アリタルトキ又ハ本市ノ信用ヲ毀損スルカ如キ行爲アリタルトキ

前項ノ場合請負者カ損害ヲ蒙ルコトアルモ本市ハ一切其ノ責ニ任セス

八、契約ノ條項ニ疑義ヲ生シタルトキハ本市ノ解釋ニ依リ契約ニ規定ナキ事項ハ協定ニ依ル

### 取扱事項

工事請負者ノ所屬及工事傳票分配率

(昭和一六、四、一六 營第三九號)

電燈營業所	所屬請負者	工事分配率
九條	中央	全工事 八五%
扇町	立花	全工事ノ約 一五%
難波	三星	同
天王寺	松重	全工事
美章園	三倉	全工事
天下茶屋	大阪電機	全工事

工事傳票分配上ノ注意事項

- (イ) 容量一「キロワット」未滿ノ電熱工事ニシテ一「キロワット」以上ノ電熱工事ト同時ニ施行ヲ要スル場合ハ電力工事請負者ヲシテ施行セシムルコト
- (ロ) 工事請負者位置替、配線引替等ノ工事ヲ施行シタル場合既設不用取除材料ハ必ス返納セシムルコト

### 請負電氣工事違約金規程

(電燈ノ項参照)

### 第三節 露店電燈請負契約ニ關スル事項

#### 契約要項

- 一、本市ハ關西神農聯合會代表者(以下神農會ト稱ス)ニ對シ縁日祭日ニ於テ左ノ用途ニ使用スル電氣ヲ供給ス
  - 一、露店電燈
  - 二、神社佛閣ノ臨時獻燈
  - 三、臨時興行用電燈
  - 四、露店ニ於テ使用スル單相四分ノ一馬力(三百五十「ワット」)以下ノ電力又ハ三百「ワット」以下ノ電熱
- 二、露店電燈ハ五十燭光以上ニ限ルモノトス但シ神社佛閣ニ於ケル獻燈ニ限リ十六燭光ヲ使用スルコトヲ得ルモノトス
- 三、露店電燈、其ノ他ノモノ、送電ニ必要ナル電氣工作物中、二次線引込端子迄ハ市ノ費用ヲ以テ之ヲ施設シ維持スルモノトシ、夫レ以下ニ於ケル電氣設備ハ神農會ノ費用ヲ以テ之ヲ施設シ維持スルモノトス
- 但シ臨時露店電燈其ノ他ノモノ送電ノ爲變壓器ノ取付又ハ取替ヲ要シタル場合ハ神農會ハ一箇ニ付五圓ノ工事費ヲ市ニ支拂フモノトス
- 前項ノ施設工事ハ市制定ノ露店電氣工事規程並ニ露店電氣工事違約金規程ノ適用ヲ受クルモノトス
- 三、露店電燈其ノ他ノモノノ燭光數、容量及箇數ハ露店顧客ノ出盛時ニ於テ市ト神農會立會ノ上調査シ神農會ハ市ノ所定ノ點燈證明書ニ證印ノ上市ニ交付スルモノトス
- 四、調査時ニ於テ神農會ノ立會人カ一定ノ場所ニ居ラサルカ又ハ其ノ他ノ事由ニヨリ立會ヲ求ムルコト能ハサルトキハ、市ノ單獨ニ調査記入セル點燈證明書ニ對シ神農會ハ異議ヲ述フルコトヲ得ス

五、神農會ニ於テ不正電球又ハ燭光數、若ハ容量不明ナル電球又ハ器具ヲ使用セル場合ハ市ノ任意推定セル燭光數又ハ容量ニ依ルモノトス

前項ノ場合ニ於テ神農會ハ市ノ任意推定ニ對シ異議ヲ述フルコトヲ得ス

六、露店電燈其ノ他ノモノノ新增設、休止、休止分復活及位置替等ニ關シテハ神農會ハ其ノ都度豫メ市ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

七、市カ神農會ニ於テ左ニ掲クル事實アルコトヲ確認シタル場合ハ市ノ相當ト認ムル違約金ヲ徴シ且契約ヲ解除スルコトアルヘシ

(一) 正當ノ事由ナクシテ契約ヲ履行セサルトキ

(二) 契約ノ締結又ハ履行ニ付キ不正ノ行為アリタルトキ

(三) 契約ノ履行ニ當リ當該係員ノ指揮監督ニ從ハス又ハ其ノ職務執行ヲ妨害シタルトキ

(四) 契約ノ履行ニ關シテ市ヨリ命シタル事項ニ對シ神農會ニ於テ故ナク之ヲ拒ミタルトキ

(五) 契約事項ニ違反シタルトキ

(六) 市又ハ第三者ニ損害ヲ蒙ラシメタルトキ、若ハ重大ナル事故ヲ生セシメタルトキ

(七) 本市ノ營業方針ニ背反セル行為アリタルトキ

前項ノ場合神農會カ損害ヲ蒙ルコトアルモ本市ハ一切其ノ責ニ任セス

### ●取 扱 事 項

一、露店電燈其ノ他ノモノノ燭光數、容量及簡數ノ立會調査ハ出張所ノ主席又ハ次席自ラ之ヲ行フモノトス

二、出張所ハ點燈簡數調査ノ上露店點燈證明書(複寫式)ニ點燈簡數其ノ他ノ要項ヲ明記シ、立會人ノ認印ヲ押捺セシメ之

ヲ翌日電燈營業所ニ送付スルモノトス

三、電燈營業所ニ於ケル出張所掛員ハ露店點燈證明書ヲ受取り露店點燈證明書控ニ受領印ヲ押捺ノ上之ヲ出張所ニ返付スルモノトス

四、雨天其ノ他ノ事故ニ依リ露店電燈休止ノ場合ト雖モ露店點燈證明書ハ摘要欄ニ其ノ旨記入ノ上發行シ送付手續ヲ爲スモノトス

五、電燈營業所ニ於ケル出張所掛員ハ露店電燈一覽表ヲ備付ケ各出張所ヨリ送付セル露店點燈證明書ト照合審査ノ上證明書ハ之ヲ一括シ送附簿ニ依リ營業係ニ送付シ其ノ受領印ヲ受クルモノトス

六、營業係ハ毎月二十日現在ヲ以テ締切り各電燈營業所別ニ點燈簡數其ノ他ヲ算出ノ上料金ノ算定ヲナシ收入手續ヲ爲スモノトス

七、營業係ハ點燈簡數並ニ證明書枚數ヲ其月末日迄ニ電燈部庶務課庶務係ニ通知スルモノトス

八、營業係ハ露店點燈場所ノ追加ノ申込ヲ受ケタルトキハ所轄電燈營業所並出張所ニ點燈場所並點燈月日ヲ豫メ通知シ申込書ハ内線課内線係經由電燈營業所ニ送付スルモノトス

九、電燈營業所ニ於テ工事完了ノ上ハ工事完了通知書ニ變壓器容量並竣工月日等詳細記入ノ上所轄出張所ニ送付スルモノトス

一〇、既設點燈場所ノ變壓器容量ノ増減又ハ廢止ノ申込ヲ受ケタルトキハ前二項ニ準シ手續ヲ爲スモノトス

### ●露店電氣工事規程

(昭和八、四、二〇 達電第八號)

第一條 左ニ掲クル臨時工事ハ露店電氣工事ト稱シ本規程ニ依ルモノトス

一、祭日、縁日ニ於ケル露店ノ電燈、單相四分ノ一馬力以下ノ電動力並三百「ワット」以下ノ電熱ニ電氣ヲ供給スル場合ノ工事

一、前項ニ依ル電氣供給期間中ニ於ケル其ノ露店区域内ノ神社、佛閣ノ獻燈並臨時興行用電燈ニ電氣ヲ供給スル場合ノ工事

第二條 露店電氣設備ハ臨時架空電線、臨時配線及電球線等ヨリ成ルモノトシ之ニ對シ電氣ヲ供給スル爲専用引込線ヲ施設スルモノトス

第三條 臨時架空電線トハ露店ニ電氣ヲ供給スル爲ノ配線ヲ謂ヒ、臨時配線トハ神社、佛閣並臨時興行用電燈ニ電氣ヲ供給スル爲ノ配線ヲ謂フ

第四條 露店電氣ハ専用引込線ヨリ使用スルモノトシ一般需用家ノ電線ヨリ分岐使用スルコトヲ得ス

第五條 専用引込線ノ引止碍子際ニハ之ニ近ク其ノ引込線ヨリ供給シ得ル最大「ワット」數ヲ明記セル札ヲ貼付スルコトヲ要ス

要ス

第六條 専用引込線末端ノ二次線接地側ニハ接續金物ヲ、他方ニハ「ケツチホルダー」ヲ取付クルコトヲ要ス

第七條 専用引込線ニ臨時架空電線又ハ臨時配線ヲ接續スル場合ハ必ス接續金物並「ケツチホルダー」ヲ通過シタル側ニ於テ爲スコトヲ要ス

第八條 臨時架空電線又ハ臨時配線ハ濫リニ道路ヲ横斷シテ施設スルコトヲ得ス

第九條 臨時架空電線ニハ二耗以上ノ第四種絶縁電線ヲ使用スルコトヲ要ス

第十條 臨時架空電線ハ専用引込線ニ接續シ引止碍子又ハ玉碍子等ヲ用ヒ麻繩ニテ電柱其ノ他ノ造營物ヨリ離隔シテ堅固ニ引止ムルコトヲ要ス

第十一條 臨時架空電線ハ電線支持竿ヲ以テ地表上三米以上ノ高サニ保持シ且支持點間ノ距離ヲ二十米以下タラシムルコトヲ要ス

要ス

第十二條 電氣支持竿ハ其ノ支持點ニ綿「テープ」其ノ他ノ適當ナル材料ヲ以テ電線被覆ノ損傷ヲ爲ササル様保護裝置ヲ施設スルコトヲ要ス

第十三條 臨時配線ニハ第四種絶縁電線ヲ使用シ架空部分ハ二耗以上、其ノ他ノ部分ハ一・六耗以上タルヲ要ス

第十四條 臨時配線ハ専用引込線ニ接續スルモノトス但シ已ムヲ得サル場合ハ臨時架空電線ニ接續スルコトヲ得

第十五條 臨時配線ノ架空部分ハ電柱其ノ他ノ造營物ヨリ離隔シテ堅固ニ引止ムルコトヲ要ス

第十六條 臨時配線ヲ臨時架空電線ヨリ分岐スル場合ニハ其ノ分岐箇所ニ近ク兩極ニ「ケツチホルダー」ヲ取付クルコトヲ要ス

第十七條 臨時配線ノ架空部分ハ地表上三米以上ノ高サニ保持スルコトヲ要ス

第十八條 臨時配線ヲ屋内ニ施設スル場合ハ引込口ニ近キ場所ニ開閉器及自動遮斷器ヲ兩極ニ裝置シ且開閉器ハ容易ニ電路ヲ遮斷シ得ル様施設スルコトヲ要ス

第十九條 臨時配線ハ「ノツプ」碍子又ハ玉碍子等ヲ以テ電線相互間及電線ト造營材トヲ離隔シ且造營材ニ沿ヒテ布設スル場合ハ工事上已ムヲ得サルモノノ外一米以下毎ニ之ヲ支持スルコトヲ要ス

第二十條 臨時配線ニハ電球線以下ノ重量ヲ負ハシメサル様電球線ヲ「ノツプ」碍子又ハ玉碍子ニテ支持スルコトヲ要ス

第二十一條 臨時架空電線並臨時配線ノ接續ハ電線張力ノ加ハラサル點ニ於テ「ハンダ」揚、「スリーブ」接續又ハ接續金物ヲ以テシ且臨時架空電線ニ在リテハ其ノ専用引込線ニ接續スル箇所以外ノ接續點ヲ、臨時配線ニ在リテハ總テノ接續點ヲ「ゴム」及綿「テープ」ニテ被覆スルコトヲ要ス

第二十二條 電球線又ハ器具附屬紐線等ヲ臨時架空電線又ハ臨時配線ニ接續スル場合接續箇所ハ兩線相互五厘以上喰違ハシムルコトヲ要ス且臨時配線ニ接續スル場合ハ其ノ接續點ヲ「ゴム」及綿「テープ」ニテ被覆スルコトヲ要ス

第二十三條 電球線ニハ〇・九平方耗第四種絶縁電線ヲ使用スルコトヲ要ス

第二十四條 「ソケット」ニハ金屬製「ソケット」ヲ使用スルコトヲ得ス

第二十五條 臨時架空電線並臨時配線ハ其ノ露店終了當日中ニ取除クコトヲ要ス

●露店電氣工事違約金規程

(昭和八、四、二〇 達電第九號)

第一條 本市ト露店電氣工事請負人トノ間ニ於ケル本市ノ委託露店電氣工事ニ關スル違約金ハ本規程ノ定ムル所ニ依ル

第二條 違約金ノ單位額ハ之ヲ金二十錢トシ金二十錢ヲ以テ一個ト定ム

第三條 工事方法ニ關シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ一箇所ニ對シ各下記ノ違約金ヲ徵收ス

- 一、専用引込線端ト臨時架空電線又ハ臨時配線トノ接続ヲ所定ノ方法ニ依ラスシテ施工セルモノ 十個
- 二、臨時架空電線又ハ臨時配線ヲ一般需用家ノ電線ヨリ分岐セルモノ 二十個
- 三、専用引込線ニ其ノ最大供給容量以上ノ負荷ヲ接続セルモノ 五個
- 四、臨時架空電線又ハ臨時配線ノ架空部分ニシテ地表上ノ高さ三米未滿ノモノ 二個
- 五、臨時架空電線ノ支持點間ノ距離二十米ヲ超過セルモノ 二個
- 六、臨時配線ヲ造營材ニ沿ヒテ布設スル場合理由ナクシテ其ノ支持點間ノ距離一米ヲ超過セルモノ 二個
- 七、臨時架空電線又ハ臨時配線ニシテ其ノ接続箇所ニ「ハンダ」揚ヲ爲サ、ルモノ又ハ接続金物ヲ使用セルモノ 五個
- 八、臨時架空電線又ハ臨時配線ノ接続點ニシテ必要ナル箇所ニ所定ノ「テープ」捲ヲ爲ササルモノ 五個
- 九、臨時架空電線並臨時配線架空部分ノ引止方法規定ニ違反セルモノ 五個
- 十、専用引込線ヲ損傷又ハ亂線セシメタルモノ 五個

十一、臨時配線ヲ臨時架空電線ヨリ分岐スル場合其ノ分岐箇所ニ近ク兩極ニ「ケツチホルダー」ヲ取付ケサルモノ 五個

十二、臨時配線ヲ屋内ニ施設スル場合引込口ニ近ク兩極ニ開閉器及自動遮斷器ヲ裝置セサルモノ 五個

十三、臨時配線ニ接続スル電球線ヲ「ノツプ」碍子又ハ玉碍子ニテ支持セサルモノ 二個

第四條 取付器具及使用材料ニ關シテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ一箇所ニ對シ各下記ノ違約金ヲ徵收ス

- 一、臨時架空電線及臨時配線ニシテ材料檢査規定ニ適合セサルモノ 二個
- 二、臨時架空電線(電球線又ハ器具附屬紐線等ヲ接続スル爲豫メ被覆ヲ剝奪シアル箇所ヲ除ク)臨時配線又ハ電球線ニシテ甚タシク被覆ノ損傷セルモノヲ使用シタルモノ 三個
- 三、電球線「ソケット」並碍子類ニシテ材料檢査規定ニ適合セサルモノ 一個
- 四、臨時架空電線ニ在リテハ二耗以上、臨時配線ニ在リテハ其ノ架空部分ニ二耗以上、其ノ他ノ部分ニ一・六耗以上ノ四種絶縁電線ヲ使用セサルモノ 十個
- 五、中途ニテ接続セル電球線ヲ使用セルモノ 一個
- 六、電球線ニ〇・九平方耗第四種絶縁電線ヲ使用セサルモノ 一個
- 七、金屬製「ソケット」ヲ使用セルモノ 一個

第五條 臨時架空電線並臨時配線ノ取除工事ヲ其ノ露店終了當日中ニ完了セサル場合ハ各一件ニ對シ下記ノ違約金ヲ徵收ス

第六條 届出ヲ爲サスシテ神社、佛閣ノ獻燈並臨時興行用電燈ニ對スル工事ヲ爲シタル場合ハ各一件ニ對シ下記ノ違約金ヲ徵收ス

第七條 第三條第四號、第五號及第四條第三號、第五號乃至第七號ニ就テハ現場ニ於テ手直ヲ完了シタル場合ニ限り違約金



ヲ免除スルコトアルヘシ

### 第四節 電柱廣告請負契約ニ關スル事項

## ● 契約要項

一、電柱廣告ハ廣告燈及廣告札ノ二種トス  
請負者

電柱廣告燈	電柱廣告札		株式會社朝日電機製作所 取締役社長 和田 篤二	電話 新町二、九九三
	城區部北	城區部南		
西區阿波堀通二丁目二〇	西區新町北通一丁目四五	西區新町北通一丁目四五	合資會社 大憲社 代表社員 芝 常一	〃 新町五、三一七
			合資會社 共盛社 代表社員 三上一郎	〃 新町四、〇四九

- 二、廣告燈又ハ廣告札ノ取扱ニ關シテハ廣告取扱請負者(以下請負者ト稱ス)ニ廣告ニ關スル一切ノ事項ヲ請負ハシムルモノトス
- 三、請負者ニ於テ廣告物ノ取付ヲ爲ササル電柱ニ對シテハ本市ニ於テ直接廣告物ヲ取付ケ又ハ廣告取扱ヲ爲スコトアルヘシ
- 四、廣告取扱請負契約履行ニ關シテハ請負者ハ大阪府令交通取締規則及同廣告物取締規則ヲ嚴守スルモノトス
- 五、請負者ハ左ノ各號ヲ遵守スルモノトス

(イ) 廣告燈器具又ハ廣告札ハ既ニ取付ケタル木札、足場釘、電柱番號札及其ノ他附屬物件ヲ避ケテ取付ケルコト

(ロ) 廣告燈器具又ハ廣告札ノ表面ニ必スソノ氏名又ハ商號ヲ表示スルコト

(ハ) 木柱ノ廣告燈器具又ハ廣告札取付部分ニ對シ取付ノ際及其ノ後毎年一回本市ノ承認ヲ得タル木材防腐劑ヲ塗布スルコト

六、廣告燈器具又ハ廣告札ハ請負者所有ノモノニ限り之ヲ取付ケ得ルモノトシソノ構造様式及取付方法其ノ他ニ關シテハ本市ノ指示ニ從フモノトス

七、廣告燈器具又ハ廣告札ノ施設、維持、取除其ノ他一切ハ請負者ニ於テ之ヲ爲スモノトシ、廣告依頼者又ハ其ノ他第三者ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得サルモノトス

八、本市カ請負者ニ於テ左ニ掲クル事實アルコトヲ確認シタル場合ハ本市ノ相當ト認ムル違約金ヲ徴シ又ハ請負契約ヲ解除スルコトアルヘシ

- (イ) 正當ノ理由ナクシテ契約ヲ履行セス又ハ履行ノ見込ナキトキ
- (ロ) 契約ノ締結又ハ履行ニ付不正ノ行爲アリタルトキ
- (ハ) 契約ノ履行ニ當リ本市係員ノ指揮監督ニ從ハス又ハ其ノ職務執行ヲ妨害シタルトキ
- (ニ) 契約ノ履行ニ關シ特ニ本市ヨリ命シタル事項ニ對シ請負者ニ於テ故ナク之ヲ拒ミタルトキ
- (ホ) 契約事項ニ違反シタルトキ
- (ヘ) 本市又ハ第三者ニ損害ヲ蒙ラシメタルトキ若ハ重大ナル事故ヲ生セシメタルトキ
- (ト) 指示事項ニ違反シタルトキ
- (チ) 本市ノ營業方針ニ背反セル行爲アリタルトキ又ハ本市ノ信用ヲ毀損スルカ如キ行爲アリタルトキ
- 前項ノ場合請負者カ損害ヲ蒙ルコトアルモ本市ハ一切其ノ責ニ任セス

## ●取扱事項

一四八

- 一、請負者電柱廣告燈ノ新設ヲ爲サントスルトキハ電柱廣告燈取付支障調査書(二通)ヲ營業課營業係ニ提出スルモノトス
- 二、營業係ハ調査書ヲ受理シタルトキハ既設分ノ有無ヲ確メタル上支障ナキモノニ限り電路課架空線係ニ送付シ同係ヨリ廣告燈取付支障ノ有無ヲ回答シ來リタルトキハ之ヲ請負者ニ通知スルモノトス
- 三、請負者ハ營業係ヨリノ通知ニ依リ取付支障ナキ電柱ニ廣告燈器具ヲ取付ケ同時ニ電柱廣告燈新設申込書(以下申込書ト稱ス)ヲ工事傳票ト共ニ營業係ニ提出スルモノトス
- 申込書ニハ左記事項ヲ記入セル書類ヲ添付スルモノトス
  - (1) 電柱ノ記號、番號及所在地
  - (2) 廣告燈器具ノ意匠及其ノ容積
  - (3) 廣告依頼者ノ住所氏名
  - (4) 廣告依頼者ヨリ徴收スル一切ノ料金
  - (5) 廣告燈取付ノ年月日及期間
- 四、營業係申込書ヲ受理シタルトキハ申込整理簿ニ記入シ工事傳票ト共ニ電燈營業所ニ送付スルモノトス
- 五、營業所ハ直營ニテ工事ヲ施行シ點滅「スキツチ」ヲ取付ケタル上、工事完了通知書ヲ出張所ニ送付スルモノトス
- 點滅「スキツチ」取付工事費ハ一箇ニ付五十錢トス
- 六、出張所ハ工事完了通知書ニ依リ點滅シ電柱廣告燈「カード」ヲ作成ノ上新設點燈證明書ヲ營業所ニ送付シ、營業所ハ之ヲ統計ニ計上シタル後營業係ニ送付スルモノトス
- 七、營業係ハ新設點燈證明書ニ依リ電柱廣告燈「カード」ヲ作成シ申込整理簿ニ手入ヲ爲スモノトス

- 八、請負者電柱廣告燈ノ取除ヲ爲サントスルトキハ廣告燈器具ヲ取除ケ「コード」、取付自在「ソケット」及電球ヲ出張所ニ返戻シ取除申込書ニ工事傳票、竣工通知書及電柱廣告燈取除通知票ヲ添付シ同所ニ提出スルモノトス
- 九、出張所ハ現場ニ付キ廣告燈器具取除ヲ確メタル上電柱廣告燈「カード」ノ手入ヲ爲シ申込書、工事傳票、竣工通知書及通知票ヲ營業所ニ送付スルモノトス
- 十、營業所ハ引込線及點滅「スキツチ」ヲ取除ケタル上竣工通知書ハ出張所ニ送付シ電柱廣告燈取除通知票ハ統計上後之ヲ營業係ニ送付スルモノトス
- 十一、營業係ハ取除通知票ニ依リ電柱廣告燈「カード」ノ手入ヲ爲シ電氣使用料及取除工事費ノ算定ヲ爲スモノトス
- 取除工事費ハ一箇ニ付五十錢トス
- 十二、營業係ハ毎月二十日ヲ以テ締切リタル點燈箇數ニ對シ電氣使用條例第三十五條所定廣告燈料金ニ依リ電氣使用料ノ算定ヲ爲スモノトス

### 〔註〕

- (イ) 出張所ハ毎年一回必ズ電柱廣告燈「カード」ト廣告燈取付現場ヲ照合シ符合セサルモノハ營業係ト打合ノ上處理スルモノトス
- (ロ) 出張所ハ毎年一回營業係ヨリ通知ヲ受ケタル日ニ於テ營業係ト電柱廣告燈「カード」ノ照合ヲ爲スモノトス
- (ハ) 電路課架空線係ハ電柱ノ建替又ハ記號番號ノ變更等アリタルトキハ直ニ營業係及出張所ニ通知シ營業係及出張所ハ之ニ依リ電柱廣告燈「カード」ノ手入ヲ爲スモノトス
- (ニ) 架空線係ニ於テ廣告燈取付電柱ニ非常用開閉器ヲ取付ケタルトキハ營業係ニ通知シ營業係ハ直ニ請負者ニ該電柱ノ廣告燈ノ取除ヲ命スルモノトス
- (ホ) 架空線係、營業所、出張所等ニ於テ左記各號ノ一ニ該當スル電柱廣告燈ヲ發見シタルトキハ其ノ電柱ノ記號、番號

一四九

ヲ營業係ニ通知スルモノトス

(1) 本取扱條項ニ違反シタルモノ

(2) 毀損又ハ汚損シタルモノ

營業係ハ右ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ請負者ニ之カ改造又ハ取除ヲ命スルモノトス

### 第五節 電燈器具納入請負契約ニ關スル事項

## ●契約要項

#### 一、請負者

住吉區阪南町西一丁目一六	大阪イナヅマ商會	柴垣岩次郎	電話天王寺四、九六一
北區富田町一六	高岡電氣商會	高岡勘三郎	〃北二、二六〇
東區船越町二丁目二四	株式會社松重電機商店	專務取締役 松本芳太郎	〃東二九四

#### 二、請負範圍

貸付鐵ブラケット類(第二種)

一、グロープ類

賣渡ブラケット類其ノ他

「註」標準型(第一種)貸付鐵ブラケットハ別途購入スルモノトス

三、器具納入場所

貸付ブラケット類ハ電燈營業所トス

貸付グロープ及賣渡品ハ市ノ指定スル需用者ニ配達スルモノトス

四、納入期間(傳票ノ交付日及返戻日ヲ含ム)

- 一、貸付鐵ブラケット類  
二日 間
- 二、賣渡鐵ブラケット類  
三日 間
- 三、賣渡眞鍮ブラケット類(特殊品ヲ除ク)  
四日 間
- 四、グロープ類(無印)  
三日 間
- 五、前各號以外ノモノ  
本市ノ查定期間

電氣局ノ休日ハ期間外トス

五、前項納入期日前ニ納入シタル場合ハ早納一日ニ對シ一本(又ハ一箇)ニ付一錢ヲ獎勵金トシテ支給シ、納入期日ニ遅レタル場合ハ遅延一日ニ對シブラケット類ハ一本ニ付十錢、グロープ類ハ一箇ニ付三錢ヲ違約金トシテ徴收ス

六、契約不履行、履行遲滞其ノ他請負者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ本市又ハ第三者ニ損害ヲ蒙ラシメタルトキハ請負者ニ於テ本市ノ決定セル損害賠償金ヲ支拂フモノトス

七、本市カ請負者ニ於テ左ニ掲クル事實アルコトヲ確認シタル場合ハ本市ノ相當ト認ムル違約金ヲ徴シ、且請負契約ヲ解除スルコトアルヘシ

- 一、正當ノ事由ナクシテ契約ヲ履行セサルトキ
- 二、契約ノ締結又ハ履行ニ付不正ノ行爲アリタルトキ
- 三、契約ノ履行ニ當リ本市係員ノ指揮監督ニ從ハス又ハ其ノ職務執行ヲ妨害シタルトキ
- 四、契約ノ履行ニ關シ、特ニ本市ヨリ命シタル事項ニ對シ、請負者ニ於テ故ナク之ヲ拒ミタルトキ

- 五、契約事項ニ違反シタルトキ
- 六、本市又ハ第三者ニ損害ヲ蒙ラシメタルトキ、若ハ重大ナル事故ヲ生セシメタルトキ
- 七、協定事項ニ違反シタルトキ
- 八、本市ノ營業方針ニ背反セル行爲アリタルトキ又ハ本市ノ信用ヲ毀損スルカ如キ行爲アリタルトキ
- 前項ノ場合請負者カ損害ヲ蒙ルコトアルモ本市ハ一切其ノ責ニ任セス
- 八、契約ノ條項ニ疑義ヲ生シタルトキハ本市ノ解釋ニ依リ契約ニ規定ナキ事項ハ其ノ都度協定ス

### ●取扱事項

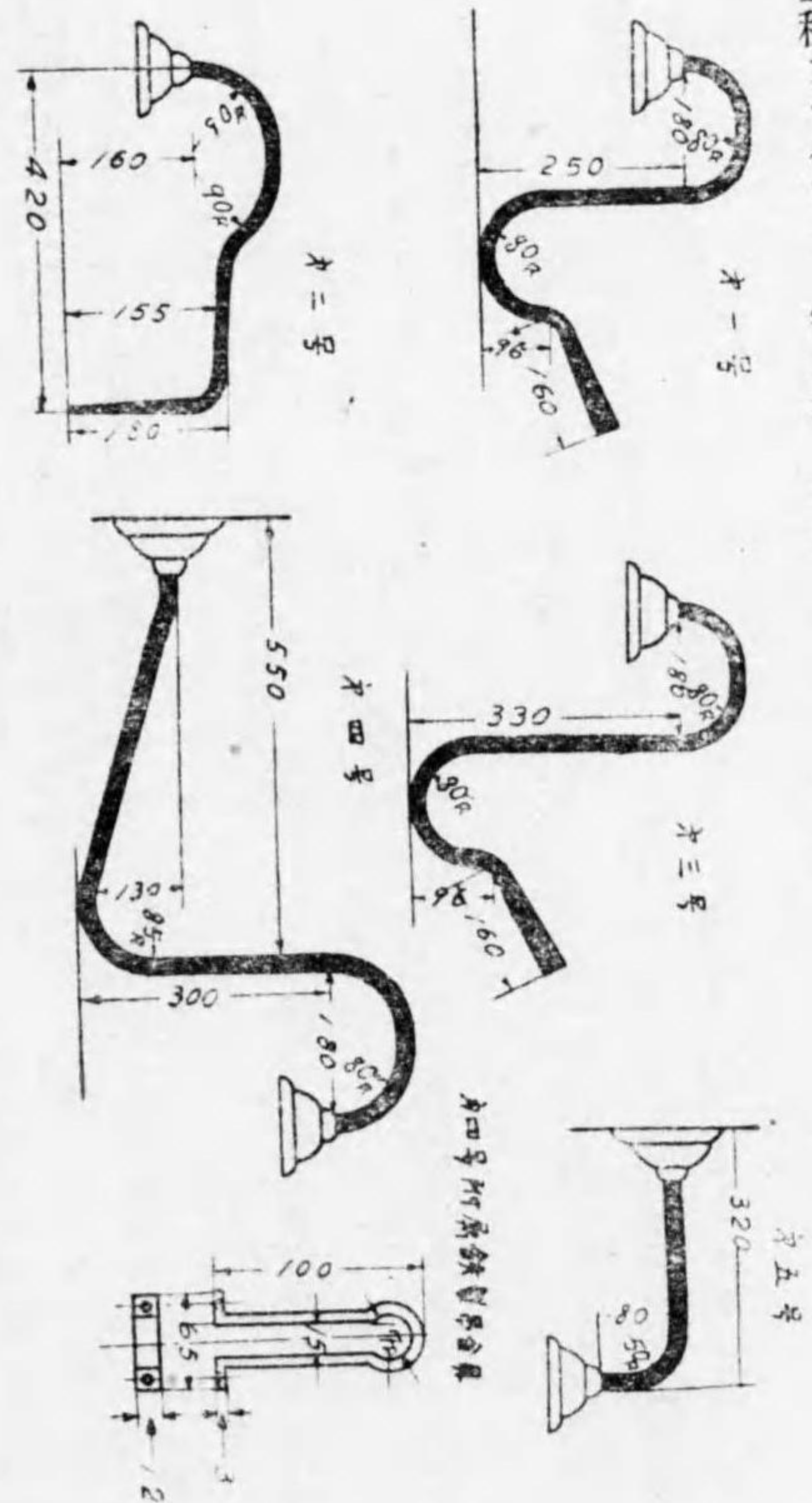
- 一、出張所ニ於ケル取扱
  - 新增設又ハ位置替等ノ工事申込ニ對シ出張所ニ於テブラケット入用ト認メタルモノニ對シテハ其ノ旨工事傳票ニ記入シ電燈營業所ニ送付スルコト
- 二、營業所ニ於ケル取扱
  - (イ) 貸付ブラケット
    - 調査人ニ於テ、現場調査ノ結果第一種ブラケット入用ノモノニ對シテハ、工事傳票ニ所用ブラケットノ號數ヲ記入シ第二種ブラケット入用ノモノニ對シテハ需用者ノ要求スル寸法ヲ採リ貸付ブラケット、グロープ注文票ニ當該寸法其ノ他必要事項ヲ記入工事傳票ニ添付受付掛ニ返戻スルコト
  - (ロ) 賣渡ブラケット
    - 賣渡ブラケット入用ノモノニ對シテハ、調査人ハ寸法ヲ採ルコトナク工事傳票ニ「賣渡ブラケット」入用ノゴム印ヲ押捺賣渡ブラケット、グロープ注文票ヲ作成工事傳票ニ添付受付掛ニ返戻スルコト

- (ハ) 受付掛ハ第二種ブラケット及賣渡ブラケット入用ノモノニ對シテハ、該註文票ニ工事傳票ヲ添付シ賣品掛ニ渡シ同掛ハ註文票ヲ電燈器具納入商會ニ交付シ器具ノ作成ヲ命シ工事傳票ハ同掛ニ於テ保管ス
- (ニ) 電燈器具納入商會ハ第二種ブラケットニ對シテハ註文票ニ依リ之ヲ作成ノ上所定期間内ニ營業所ニ搬入検査ヲ受ケ合格品ハ營業所倉庫ニ納入シ註文票ハ賣品掛ニ返戻スルコト
  - 賣渡ブラケットニ對シテハ需用者ノ承認ヲ得タル上器具ヲ作成シ營業所ノ検査ヲ受ケタル後需用者ニ配達シ引替證ニ所定金額、種類、數量等ヲ記入シ需用者ノ認印ヲ受ケ註文票ト共ニ營業所賣品掛ニ返戻スルコト
- (ホ) 賣品掛註文票ノ返戻ヲ受ケタルトキハ帳簿ニ其ノ要項ヲ記入シ第二種ブラケットノ註文票ハ工事傳票ニ添付、賣渡ブラケット入用ノモノハ工事傳票ニ「賣渡ブラケット配達済」ノ印押捺ノ上受付掛ニ返戻シ受付掛ハ其ノ工事傳票ヲ發行スルコト
- (ヘ) 工事請負者第二種ブラケット註文票添付ノ工事傳票ヲ受ケタルトキハ倉庫掛ヨリ註文票引替ニブラケットノ交付ヲ受クルコト
- (ト) 賣品掛ハ毎月十五日ヲ以テ締切り第二種ブラケットニ對シテハ各工事請負者別ニ合計シ其ノ出庫報告票ヲ作成營業係ニ送付スルコト
  - 賣渡ブラケットニ對シテハ引替證ニ領收證原符送附票ヲ添付、料金課照査係經由計算係ニ送付スルコト
- (チ) 電燈器具納入商會ハ毎月十五日ヲ以テ締切り其ノ納入品ニ對シテ代金支拂請求書ヲ賣品掛經由營業所物品取扱主任ニ提出スルコト、但シ賣渡品ニ對シテハ五圓未満ノモノハ其ノ十分ノ一ヲ、五圓以上ノモノハ十分ノ二ヲ減ジタル金額ヲ請求金額トス
- (リ) 營業所物品取扱主任ハ右請求書ヲ庶務課物品取扱主任ニ送付スルコト
- (ヌ) 庶務課物品取扱主任ハ所定購買請求券ヲ作成用品課ニ送付、用品課ハ之ヲ購買課ニ送付同課ニテ代金支拂手續ヲ爲スコト

(ル) グローブ其ノ他ノ特殊品ニ付テモ本取扱ニ準シ取扱フコト

「註」 第一種ブラケット 標準型(自第一號至第五號)ブラケット

第二種ブラケット 需用者ノ希望ニヨリ其ノ都度作成スルモノ



三、電燈器具請負者所屬

電燈營業所	所屬請負者
九條町波寺園	高岡電機商會
難波天王茶屋	大阪イナヅマ商會
美天章茶屋	松重電機商店

獎勵金及手當

## 第六章 獎勵金及手當

### 第一節 獎勵金ニ關スル事項

#### ●電燈勸誘獎勵規程

(昭和七、九、二一達電第四八號)

第一條 電燈部電燈營業所出張所屬現業員ニシテ白熱定額燈ノ新設又ハ増設若クハ中止分又ハ延期分ノ點燈ヲ勸誘シタルトキハ本規程ニ依リ獎勵金ヲ支給ス

一、燈二十五燭光未滿ノモノ、本市使用ノモノ及臨時燈ニハ本規程ヲ適用セス

第二條 勸誘ノ爲メニ定時間外又ハ休日勤務ヲ爲スモ本獎勵金以外ノ諸給與ハ之ヲ支給セス

第三條 獎勵金ハ點燈ヲ爲シタルモノニ對シ左ノ區別ニ依リ支給ス

一、五十燭光未滿 一燈ニ付 金 六 錢

二、五十燭光以上 同 金 八 錢

第四條 料金ヲ特定セル電燈又ハ點滅燈ノ獎勵金ハ前條ノ範圍内ニ於テ電燈部長其ノ都度之ヲ定ム

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル行爲アリト認ムルトキハ獎勵金ノ一部又ハ全部ヲ返戻セシメ尙相當處分ヲ爲スコトアルヘシ

一、需用者ノ正當意思ニ反スル取扱ヲ爲シタルトキ

二、前號以外ニ不正行爲アリタルトキ

第六條 本規程施行ニ必要ナル事項ハ電燈部長之ヲ定ム

附 則

大正十四年五月達電三一號電燈勸誘獎勵金支給規程ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

●電燈燭光增加及從量切替勸誘獎勵規程

(昭和一一、一一、一六達電第五六號) 昭和一一、一一、一六施行

第一條 電燈部電燈營業所出張所々屬現業員及從業員勸誘期間内ニ既設白熱定額電燈ノ燭光增加又ハ從量ニ切替ヲ勸誘シタルトキハ本規程ニ依リ獎勵金ヲ支給ス  
但シ本市使用ノ電燈、料金ヲ特定セル電燈及點滅電燈ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二條 獎勵金ハ左ノ通之ヲ定ム

一、定額電燈ノ燭光ヲ増加シタルトキ  
燭光種別一段上リニ付 十 錢

但シ舊燭光ニシテ十六燭光未滿ノモノハ之ヲ十六燭光ト看做ス  
二、燭光ヲ指定シタルトキ其ノ定額電燈ニ燭光ヲ増加シタルトキ  
前號ノ金額ノ外一燈ニ付 十五錢以下

三、從量電燈ニ切替ヘタルトキ  
(イ) 契約容量五「アンペア」以下ノトキ 十五 錢  
一「アンペア」ニ付

(ロ) 契約容量五「アンペア」ヲ超ユルトキ  
(イ)ノ金額ノ外超過一「アンペア」ニ付 五 錢

第三條 勸誘電燈ノ責任點燈期間ヲ三月トシ其ノ期間内ニ勸誘需用者ニ付左ノ事實アリタルトキハ該需用者ニ付支給シタル獎勵金ヲ限度トシ左ノ金額ヲ返戻セシム

一、定額電燈ノ燭光低下、中止又ハ取除アリタルトキ  
(イ) 燭光低下アリタルトキ 十 錢  
燭光種別一段下リニ付

(ロ) 中止又ハ取除アリタルトキ 八燭光ノ中止又ハ取除ハ一段下リトシ其ノ他ノ中止又ハ取除ハ八燭光ニ低下シタルモノト看做シ(イ)ニ依ル

二、前條第二號ノ勸誘ヲ爲シタルトキ定額電燈ノ燭光低下、中止又ハ取除アリタルトキ  
前號ノ金額ノ外一燈ニ付前條第二號ニ依リ支給シタル一燈分ノ金額

但シ二種以上ノ燭光ヲ指定シ各別ニ獎勵金ヲ定メタルトキハ獎勵金額ノ大ナルモノヨリ返戻セシム

三、從量電燈ノ契約容量ノ減少、中止又ハ全部取除アリタルトキ  
(イ) 契約容量ノ減少アリタルトキ

勸誘容量ニ對シ前條第三號ニ依リ支給シタル獎勵金額ヨリ減少後容量ニ對シ同率ニ依リ算定シタル獎勵金額ヲ減シタル金額

(ロ) 中止又ハ全部取除アリタルトキ  
前條第三號ニ依リ支給シタル獎勵金ノ全額

第四條 勸誘期間内ニ燭光低下、中止又ハ取除アリタル定額電燈需用者ニ對シ第二條第一號又ハ第二號ノ勸誘ヲ爲シタルトキハ勸誘後ニ返戻事由發生シタルモノト看做ス

第五條 勸誘期間内ニ新增設シ又ハ中止分若ハ延期分ヲ點燈シタル定額電燈需用者ニ對シ第二條第一號又ハ第二號ノ勸誘ヲ

爲スモ獎勵金ハ之ヲ支給セス

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノト認ムルトキハ獎勵金ノ一部又ハ全部ヲ返戻セシメ尙相當處分スルコトアルヘシ

一、需用者ノ正當ナル意志ニ反スル取扱ヲ爲シタルトキ

二、前號以外ノ不正行爲アリタルトキ

第七條 勸誘ノ爲定時間外又ハ休日勤務ヲ爲スモ本規程ニ依ル獎勵金以外ノ諸給與ハ之ヲ支給セス

第八條 本規程施行ニ必要ナル事項ハ電燈部長之ヲ定ム

附

則

昭和七年達電第五三號電燈燭光増加勸誘獎勵規程ハ之ヲ廢止ス

### ●電氣扇勸誘獎勵規程

(昭和一一、六、二四、達電第三六號制定)  
(昭和一一、三、五、三一、達電第四〇號改正)

第一條 電燈部電燈營業所出張所、内線課研究係及主計部用品課統制物資係所屬現業員電氣扇ノ勸誘又ハ作業ヲ完了シタルトキハ本規程ニ依リ獎勵金ヲ支給ス

第二條 電燈營業所出張所員電氣扇ノ勸誘、送電及送電中止、貸付電氣扇ノ配達及持歸並ニ卓上用電氣扇ノ掃除注油(一回以上)ヲ完了シタルトキハ當該年度ノ一月集金締切日迄ニ實收シタル電氣扇送電料及器具使用料ノ總額ノ十分ノ一ヲ獎勵金トシテ支給ス但シ從量供給ニ依ルモノハ七月十日迄ニ送電シタルモノニ限リ一臺ニ付電燈回路ヨリ使用スルモノハ二圓四十二錢、電熱回路ヨリ使用スルモノハ一圓ノ送電料ヲ收入シタルモノト看做ス

第三條 電氣使用條例所定電燈及電熱料金以外ニ依リテ供給スルモノハ前條ノ從量供給トシテ計上セサルモノトス但シ局用電氣扇ハ從量電燈回路ヨリ使用スルモノト看做ス

第四條 内線課研究係員天井用電氣扇ノ掃除注油(二回以上)ヲ完了シタルトキハ一臺ニ付七十錢ノ獎勵金ヲ支給ス

第四條ノ二 主計部用品課統制物資係員五月一日ヨリ十一月三十日ニ至ル期間内ニ於テ電燈部内線課修理工場ト電燈部電燈營業所出張所又ハ主計部長ノ指定シタル場所トノ間ニ貸付電氣扇ヲ運搬シタルトキハ一臺ニ付一錢ノ獎勵金ヲ支給ス

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノト認ムルトキハ獎勵金ノ一部又ハ全部ヲ返戻セシメ尙相當處分スルコトアルヘシ

一 需用者ノ正當ナル意思ニ反スル取扱ヲ爲シタルトキ

二 前號以外ノ不正行爲アリタルトキ

第六條 勸誘又ハ作業ノ爲定時間外又ハ休日勤務ヲ爲スモ本規程ニ依ル獎勵金以外ノ諸給與ハ之ヲ支給セス

第七條 獎勵金ノ分配方法其ノ他本規程施行ニ必要ナル事項ハ主管部長之ヲ定ム

附

則

本規程ニ依ル獎勵金ハ昭和十一年度分ヨリ之ヲ支給ス

昭和二年達電第三八號電氣扇勸誘獎勵規程ハ之ヲ廢止ス

### ●電氣扇勸誘獎勵規程施行細則

(昭和一一、七、一、電營々第五八八號制定)  
(昭和一一、三、五、三一、電營々第五二五號改正)

第一條 電氣扇勸誘獎勵規程(以下規程ト稱ス)第二條ニ依ル獎勵金ハ三回ニ分チ之ヲ支給ス

第二條 料金課集金係(以下集金係ト稱ス)ハ八月、十月及翌年一月ノ各集金締切日迄ニ集金シタル電氣扇定額送電料及器具使用料(以下電氣扇料金ト稱ス)ヲ電燈營業所別ニ營業課庶務係(以下庶務係ト稱ス)ニ通知スルモノトス

第三條 電燈營業所出張所(以下出張所ト稱ス)ハ現收シタル電氣扇料金ニ對シ送電料又ハ現收金送附票ヲ別ニ作成シ印ヲ押捺ノ上電燈營業所經由庶務係ニ送付スルモノトス

第四條 庶務係ハ出張所獎勵金算定ノ基礎トナルベキ電燈營業所別獎勵金額ヲ左記各號ニ依リ當該電燈營業所ニ通知スルモ



- 一、第一回通知金額 集金係ニ於テ八月集金締切日迄ニ集金シ、出張所ニ於テ八月末日迄ニ現收シタル電氣扇料金(減額又ハ返還金ハ之ヲ除ク以下同シ)ト規程第二條但書ニ依リ算定シタル從量料金ノ合計額ノ十分ノ一
- 二、第二回通知金額 集金係ニ於テ八月集金締切日以後十月集金締切日迄ニ集金シ、出張所ニ於テ九月、十月ニ現收シタル電氣扇料金ノ合計額ノ十分ノ一
- 三、第三回通知金額 集金係ニ於テ一月集金締切日迄ニ集金シ、出張所ニ於テ一月末日迄ニ現收シタル當該年度電氣扇料金總額ト規程第二條但書ニ依リ算定シタル從量料金ノ合計額ノ十分ノ一
- 第五條 電燈營業所前條第一號及第二號ノ通知ヲ受ケタルトキハ所屬出張所八月二十日現在左記供給種別電氣扇臺數ニ各下記ノ指數ヲ乗シタル積ニ依リテ通知金額ヲ按分シ第一回及第二回出張所別支給額ヲ算定ス

一夏期貸付	供給種別		指數
	夜間	晝間	
從量供給	電燈回路	晝間	一、〇〇〇
	電熱回路	夜間	五〇〇
一夏期貸付	晝間	夜間	五〇〇
	夜間	間	四五〇

第六條 電燈營業所第四條第三號ノ通知ヲ受ケタルトキハ左ノ方法ニ依リ第三回出張所別支給額ヲ算定ス

- 一、各出張所八月二十日現在前條供給種別電氣扇臺數ヨリ一月集金締切日現在ノ未收及事故假償却分臺數ヲ控除セル送電實臺數ニ前條指數ヲ乗シタル積ニ依リテ通知金額ヲ按分ス
- 二、前號ノ按分金額ヨリ第一回及第二回支給合計額ヲ控除ス
- 第七條 集金係ハ電氣扇料金ノ未收及事故假償却分ヲ一月集金締切日ニ締切り其ノ需用者ノ住所、氏名、金額、臺數ヲ庶務係ニ通知シ庶務係ハ之ヲ各電燈營業所ニ通知スルモノトス
- 第八條 電燈營業所ハ第五條及第六條ニ依リ算定セル電氣扇勸誘獎勵金算定表(様式第一號又ハ第二號)個人別支給明細書(様式第三號)各二通ヲ作成シ庶務係ニ送付スルモノトス
- 第九條 規程第二條及第四條ノ掃除注油ヲ完了シタルトキハ所定用紙ニ需用者ノ完了證明印ヲ受ケタルモノトス
- 第十條 内線課研究係ハ天井用電氣扇ノ掃除注油ヲ九月末日ヲ以テ締切り注油報告書ニ依リテ規程第四條ノ獎勵金ヲ算定ノ上個人別支給明細書(様式第三號)二通ヲ作成シ庶務係ニ送付スルモノトス
- 第十一條 庶務係ハ送付ヲ受ケタル書類ヲ精査シ所定ノ支拂手續ヲナスモノトス

第一回(又ハ第二回)分電氣扇勸誘獎勵金算定表

第 回	支 給 額	出 張 所 名
合		計

電 燈 營 業 所

様式第二號

第三回分電氣扇勸誘獎勵金算定表

昭和 給、 總、 年度 額	第一回支給額	第二回支給額	第三回支給額	出張 所 名
圓	圓	圓	圓	
				合
				計

電燈營業所

様式第三號

個人別支給明細書

電燈營業所又ハ内線課研究係

金 額	所 屬	資 格	姓 名
圓			
			合
			計

●需用者所有電氣扇修繕獎勵規程

(昭和七、五、二五 達電第二三號制定)  
(昭和一三、七、七 達電第四六號改正)

第一條 電燈部電燈營業所出張所及同内線課修理工場所屬雇員、事務備員及現業員ニシテ需用者所有ニ係ル電氣扇修繕ノ勸

誘又ハ作業ニ従事シタルモノニ對シテハ本規程ニ依リ獎勵金ヲ支給ス

第二條 勸誘又ハ作業ノタメ定時間外若クハ休日勤務ヲナスモ本獎勵金以外ノ諸給與ハ之ヲ支給セス

第三條 本獎勵金支給總額ハ左ノ各號期間中ノ修繕料總額ニ夫々下記ノ率ヲ乘シタル金額トス

- 一、電燈營業所ニ統制物資係員出張期間 百分ノ十五
- 一、前號期間外 修繕臺數 一萬臺未満 百分ノ二十
- 同 一萬臺以上 百分ノ二十五

第四條 各人ニ對スル支給額其ノ他本規程施行ニ必要ナル事項ハ電燈部長ニ於テ之ヲ定ム

●需用者所有電氣扇修繕獎勵規程取扱内規

(昭和七、五、二五 營第六一號制定)  
(昭和十一、六、八 電營々第四五九號改正)

一、獎勵金ハ規程第三條第一號ノ場合ニ於テハ出張所及研究係之ヲ等分シ同第二號ノ場合ニ於テハ其ノ工程ノ種別ニ從ヒ左ノ通り之ヲ分配スルモノトス

種 別	出 張 所	研 究 係
一 萬臺 以下 之 分	勸誘ノミ 百分ノ三・五 勸誘、持、歸 八・〇 配達、料、金、收、入	持、歸、修、繕 百分ノ一六・五 配達、料、金、收、入 一二・〇 修、繕ノミ
一 萬臺 超 過 之 分	勸誘ノミ 六・五 勸誘、持、歸 一二・五 配達、料、金、收、入	持、歸、修、繕 一八・五 配達、料、金、收、入 一二・五 修、繕ノミ

研究係ガ前表ノ全工程ヲ完了シタルトキハ規程第三條第二號獎勵金ノ全額ヲ研究係ニ支給ス

- 二、獎勵金ハ四月、七月及十月ノ三回研究係ニ於テ支拂手續ヲナスモノトス
- 三、研究係員出張期間ハ別ニ之ヲ定ム  
出張所ニ於ケル取扱事項
- 四、修繕料ノ査定ニ關シテハ需用者ヨリ特ニ修繕箇所ノ指定無キ限リ解體修理（大掃除）ニ依ル料金ヲ以テ勸誘スルモノトシ修理工場ニ於テ解體ノ結果修繕料ノ増額ヲ要スル場合アルヲ豫想シ豫メ需用者ノ承諾ヲ得ル様勸誘當初ニ於テ料金査定上餘裕ヲ殘シ置クコト
- 五、修繕勸誘ヲ了シタルモノハ所定「修繕通知書」ニ必要事項ヲ記入シ之ヲ取纏メ翌日遲滯無ク所屬營業所出張所掛ニ送付スルコト
- 六、需用者ヨリ修繕品ノ引渡シヲ受クルトキハ所定「預り證」ニ必要事項ヲ記入シ取扱者捺印ノ上需用者ニ交付シ修繕品ニハ需用者ノ住所、氏名及出張所名ヲ明記シタル荷札ヲ剝脱セサル様添付スルコト
- 七、前項修繕品ハ統制物資係ニ對シ自動車廻付方ヲ通知打合セノ上同係員ニ修繕品竝ニ必要事項ヲ記入シタル「修繕通知書」ヲ引渡シ送付簿ニ受印ヲ受クルコト  
出張所ヨリ直接修理工場ニ修繕品竝ニ通知書ヲ引渡シタル場合亦同シ
- 八、修理工場ヨリ修繕完成品竝修繕見積票（營業所分）ノ引渡ヲ受ケタル時ハ之ヲ調査對照シ送達簿ニ受領印ヲ押捺スルコト尙見積票ハ所屬營業所ヘ送付スルコト
- 九、需用者ニ修繕完成品ヲ配達シタルトキハ現收領收證ニ依リ修繕料ヲ收入シ先ニ交付セル「預り證」ノ返還ヲ受クルコト萬一「預り證」ノ紛失其ノ他ノ理由ニ依リ返還ヲ受クルコト能ハサル場合ニ於テハ需用者ヨリ領收證ヲ受クルコト
- 十、研究係員ノ出張期間中ノ修繕品ニ對スル持歸、配達並料金收入ハ出張所ニ於テ之ヲ行フコト  
研究係ニ於ケル取扱事項

- 十一、各修理工場ハ毎日最寄ノ營業所出張所掛ヨリ「修繕通知書」ヲ受取り引取豫定日ノ記入アルモノハ當該日ニ其ノ他ハ速ニ需用者ヲ訪問シ「預り證」ト引換ニ現品ノ引渡ヲ受クルコト
- 十二、出張所ヨリ修繕品竝通知書ノ送達ヲ受ケタルトキハ之ヲ充分調査對照シ自動車ニ依リ送達ノ場合ハ出張所ノ送付簿ニ受領印ヲ押捺スルコト
- 十三、修繕品ハ工場ニ於テ直接持歸、配達ヲナスモノト出張所經由送達分トヲ混同セサル様稟帳ニ明記整理ヲナスコト
- 十四、修繕見積票ハ直接需用者ニ配達現收スル場合ハ三枚綴ノ内營業所分ヲ除キ他ノ二枚ニ又出張所ニ送付スル場合ハ三枚共ニ記入スルコト
- 十五、修繕完成品ヲ出張所ニ送付スル時ハ自動車掛ト配給ノ打合セノ上該掛員ニ現品竝ニ修繕見積票（營業所分）ヲ引渡シ送付簿ニ受領印ヲ受クルコト
- 十六、修繕完成品ヲ直接需用者ニ配達スヘキ場合ハ現收領收證ニ依リ修繕料ヲ收入スルト同時ニ先ニ交付セル「預り證」ノ返還ヲ受クルコト萬一紛失其ノ他ノ理由ニ依リ返還ヲ受クルコト能ハサル場合ハ需用者ヨリ領收證ヲ受クルコト
- 十七、各工場責任者ハ毎日現收金ヲ最寄公金取扱銀行ニ預金シ翌日預金通知書及領收證原符竝修繕見積票（修理工場分）ヲ所屬工場事務所ニ送付スルコト

●ラヂオ申込取次獎勵規程

（昭和一二、四、二四 達電第一二號制定）

第一條 電燈部電燈營業所出張所所屬現業員及従業員本市電燈用電氣供給区域内ニ於ケル交流受信機ニ依ルラヂオノ新規聽取及其ノ施設場所變更ノ申込ヲ社團法人日本放送協會大阪中央放送局（以下放送局ト稱ス）ニ取次キタルトキハ本規程ニ依リ獎勵金ヲ支給ス

第二條 獎勵金左ノ如シ但シ必要アリト認ムルトキハ第一號ノ規定ニ依ル獎勵金ハ臨時之ヲ増額スルコトアルヘシ

一、新規聽取（施設許可セラレタルモノ） 一件ニ付 七十錢

二、施設場所變更（町名番地ノ改稱ニ伴フモノヲ除ク） 同 五錢

第三條 獎勵金ハ前月二十一日（四月ハ當月一日）ヨリ當月二十日（三月ハ三十一日）ニ至ル期間内ノ手續完了分ニシテ本

市カ放送局ヨリ手数料ヲ收受シタルモノニ付翌月二十日迄ニ之ヲ支給ス

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ獎勵金ヲ支給セス又ハ返戻セシムルコトアルヘシ

一、放送聽取施設許可願書（以下許可願ト稱ス）ヲ受領シタル日ヨリ起算シ十五日以上取次手續ヲ遅延シタルトキ

二、許可願ヲ重複シテ提出セシメタルトキ

三、許可願ニ記載シタル住所ニ聽取者居住セサル爲聽取章ヲ交付スルコトヲ得サルトキ

四、聽取施設許可後一月以内ニ廢止アリタルトキ

五、預リ證ヲ發行セス又ハ不備ノ預リ證ヲ交付シタルトキ

六、故意又ハ過失ニ因リ重大ナル事故ヲ生セシメタルトキ

七、前各號ノ外不正行爲アリタルトキ

第五條 勸誘ノ爲定時間外又ハ休日勤務ヲ爲スモ本規程ニ依ル獎勵金以外ノ諸給與ハ之ヲ支給セス

第六條 本規程施行ニ必要ナル事項ハ電燈部長之ヲ定ム

### ラヂオ申込取次並獎勵金支給手續

（昭和一二、四、二四 電營々第三三六號）

一、出張所ハ放送局ノ取次所看板ヲ入口見易キ箇所ニ掲示スルモノトス

二、出張所ニ於テ、ラヂオ新規聽取申込ヲ受ケタルトキハ申込者ヲシテ聽取契約書（以下契約書ト稱ス）及聽取無線電話施

設許可願（以下許可願ト稱ス）ニ必要事項ヲ記入、氏名欄ニ捺印セシムルモノトス

三、契約書及許可願ヲ受ケタルトキハ預リ證及預リ證控ニ必要事項ヲ記入シ預リ證ニハ出張所名ヲ記入、取扱者捺印ノ上申込者ニ交附シ、同時ニ契約書裏面預リ證番號欄ニ番號ヲ記入スルモノトス

四、契約書及許可願又ハ移轉ニヨル聽取無線電話變更（願）届ハ聽取契約書送付票（二枚）ニ添付、遅クトモ受付ノ翌日放送局執務時間中ニ放送局契約課ニ送付スルモノトス但シ放送局ヨリ遠隔ノ出張所ハ右書類ヲ郵送スルコトヲ得、此ノ場合ノ郵税ハ取扱者ノ負擔トス（聽取契約書送付票處理欄ニハ「新設」又ハ「移轉」ト明記スルコト）

五、放送局ニ「契約書及許可願」又ハ移轉ニヨル聽取無線電話變更（願）届ヲ送付シタルトキハ、別ニ定ムル「ラヂオ聽取申込報告票」ニ必要事項ヲ記入シ、電燈營業所經由營業課營業係ニ送付スルモノトス（送付簿使用）

六、營業係ハ放送局ヨリ前月二十一日ヨリ當月二十日（三月ハ三十一日）ニ至ル間ノ聽取許可及聽取場所變更許可ノ通知ヲ受ケタルトキハ直チニ勸誘料收入ノ手續ヲナシ「ラヂオ聽取申込報告票」ニ放送局ヨリノ通知月日ヲ記入シ當該電燈營業所ニ返戻シ營業所ハ明細書添付獎勵金支給ノ手續ヲナスモノトス

七、出張所ニ「ラヂオ事故整理簿」ヲ備ヘ置キ放送局ヨリ事故ノタメ「契約書又ハ許可願其ノ他ノ書類」ノ返送ヲ受ケタルトキハ之ニ記入シ解決済ノモノハ直チニ放送局ニ再送スルモノトス

八、新規聽取許可願以外左ノ届出ヲ受ケタルトキハ各下欄ノ届書ヲ提出セシメ届書ノ注意欄ニ留意シ遺漏ナク取扱フモノトス